

碧南市地域防災計画

—資料編—

(案)

令和4年度

碧南市防災会議

目 次

資料1 災害危険区域関係	1
資料1-1 急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	1
資料1-2 浸水想定区域内要配慮者利用施設	1
資料2 気象・地震観測・予報警報の種類	8
資料2-1 地震に関する情報の種類及び津波に関する予報警報の種類	8
資料2-2 予警報等の種類と発表基準	12
資料3 水防関係	17
資料3-1 水防資器材備蓄状況	17
資料3-2 排水機場施設一覧表	18
資料3-3 重要水防箇所	19
資料4 通信・連絡関係	20
資料4-1 無線局	20
資料4-2 愛知県及び消防庁の連絡先一覧	25
資料4-3 災害時情報伝達収集先一覧	27
資料4-4 被害判定基準	29
資料4-5 避難指示等伝達系統図	33
資料4-6 東海地震に関する情報の伝達例文	34
資料4-7 東海地震警戒宣言の伝達例文	38
資料4-8 東海地震警戒宣言発令時の市長から市民への呼びかけ例文	39
資料5 消火・救急・救助・危険物等施設	41
資料5-1 消防用資機材等保有状況	41
資料5-2 地震防災応急計画作成対象施設等	42
資料5-3 石油類等大量保有事業所	42
資料5-4 高圧ガス大量保有事業所	42
資料5-6 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	43
資料6 輸送・交通関係	44
資料6-1 市車両保有状況	44
資料6-2 車両・船舶の調達先	44
資料6-3 緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図	45
資料6-4 指定避難所までの輸送道路	49
資料6-5 緊急通行車両等届出書	50
資料6-6 緊急通行車両確認証明書及び標章	51
資料6-7 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証	52
資料6-8 緊急通行車両等事前届出一覧表	53

資料6-9 緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所	54
資料6-10 着陸帯設定時における留意事項	54
資料6-11 H記号及び吹流しの基準	56
資料7 物資の備蓄・調達	57
資料7-1 食糧・生活必需品等備蓄一覧表.....	57
資料7-2 資機材等備蓄一覧表	59
資料7-3 市内給食設備所有施設	61
資料7-4 南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に定める防災拠点.....	61
資料8 避難地・避難所関係	62
資料8-1 一時退避場所及び火災時退避場所	62
資料8-2 市の指定する避難所	65
資料8-3 福祉避難所	66
資料9 医療・衛生関係	67
資料9-1 市内の医療機関.....	67
資料9-2 災害拠点病院及びDMAT指定医療機関(西三河南部 西医療圏)	70
資料9-3 清掃施設(ごみ、し尿)	70
資料9-4 防疫用資機材	70
資料10 ライフライン関係	71
資料10-1 応急給水用資機材	71
資料11 過去の災害状況	72
資料11-1 災害の記録	72
資料12 条例・災害協定等	75
資料12-1 碧南市防災会議条例	75
資料12-2 碧南市災害対策本部条例.....	76
資料12-3 碧南市地震災害警戒本部条例	77
資料12-4 災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則.....	78
資料12-5 西三河地区消防相互応援協定書	81
資料12-6 し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書	83
資料12-7 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書(県内市町村、一部事務組合)	84
資料12-8 災害発生時における碧南市と碧南市内郵便局の協力に関する協定(市対日本郵便)	87
資料12-9 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定	88
資料12-10 大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定(市対碧南高浜石油業協同組合)	90
資料12-11 愛知県防災行政無線局に関する協定書	92

資料12-12 災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書(市対衣浦東部広域連合)	93
資料12-13 災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会)	94
資料12-14 災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会)	96
資料12-15 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書(市対碧南市薬剤師会)	98
資料12-16 災害時の放送に関する協定書(市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ) ...	100
資料12-17 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書(市対碧南市災害復旧協議会)	102
資料12-18 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	104
資料12-19 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書(市対愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会)	105
資料12-20 碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書(市対碧南市社会福祉協議会)	107
資料12-21 災害時における避難所開設に関する協定書(市対碧南市社会福祉協議会) ...	108
資料12-22 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書(市対あいち中央農業協同組合)	109
資料12-23 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書(市対株三河機工) ..	110
資料12-24 碧南市、越前市災害時相互応援協定書	111
資料12-25 災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書(市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会)	113
資料12-26 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書(市対碧南電設業協同組合) ..	114
資料12-27 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書(市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区)	115
資料12-28 災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書(市対中部電気保安協会岡崎支部)	116
資料12-29 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	117
資料12-30 災害時の情報交換に関する協定(市対国土交通省中部地方整備局)	120
資料12-31 碧南市、由仁町災害時相互応援協定書	121
資料12-32 災害時における住居施設の使用に関する協定書(市対トヨタ自動車株式会社衣浦工場)	123
資料12-33 災害救助物資の緊急調達に関する協定	124
資料12-34 災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書(市対愛知県食品衛生協会衣浦東部支部)	126
資料12-35 碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書	128
資料12-36 災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書(市対全国靈柩自動車協会)	130

資料12-37 災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書	132
資料12-38 災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書	134
資料12-39 災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定書	135
資料12-40 西三河災害時相互応援協定書	136
資料12-41 地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書	138
資料12-42 災害に係る情報発信等に関する協定書	140
資料12-43 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	142
資料12-44 災害時における廃棄物の処理等に関する協定	144
資料12-45 災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書	146
資料12-46 災害時における応急対策の協力に関する協定	148
資料12-47 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	150
資料12-48 災害時の橋梁緊急点検の協力に関する協定書	152
資料12-49 消火活動支援及び生活用水確保に関する協定書	154
資料12-50 災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定書	156
資料12-51 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書(市対碧南市上下水道工事店協同組合)	158
資料12-52 水道施設の災害時における応急措置等の協力に関する協定書	160
資料12-53 災害救助物資の緊急調達等に関する協定書	162
資料12-54 災害時における食料品・飲料品等の提供並びに談話室の管理に関する協定書	163
資料12-55 災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書	165
資料12-56 災害時等における無人航空機による情報収集活動等に関する協定	167
資料12-57 災害時における相互連携・協力に関する協定書	169
資料12-58 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	171
資料12-59 災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書	176
資料12-60 災害時における段ボール製品等の供給に関する協定書	178
資料12-61 災害時における車両貸出および給電等に関する協定書	182
資料12-62 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書	186
資料12-63 災害時における協力体制に関する協定書	189
資料12-64 災害時におけるせんべい製品等の供給に関する協定書	191
資料13 様式等	195
資料13-1 罹災状況調査票(罹災台帳)	195
資料13-2 罹災証明書交付申請書	196
資料13-3 罹災証明書	197
資料13-4 災害情報受信・処理票	198

資料13－5 自衛隊災害派遣要請依頼書.....	<u>199</u>
資料13－6 自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書.....	<u>200</u>
資料13－7 避難・地震防災応急対応実施状況報告書(市→県)	<u>201</u>
資料14 その他	<u>203</u>
資料14－1 自主防災会の設立状況	<u>203</u>
資料14－2 碧南市職員非常配備体制表(抜粋)	<u>204</u>

資料1 災害危険区域関係

資料1－1 急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地崩壊危険箇所(※)所在地	人家(戸)	公共的建物		斜面形状			土砂災害警戒区域(※2)	土砂災害特別警戒区域(※3)	備考
		種類	数	延長(m)	平均勾配(度)	平均高さ(m)			
旭町1丁目	1 4	-	-	215	42	6	○	○	
山神町7丁目	4	-	-	98	46	6	○	○	
浅間町1丁目－1	1 1	-	-	171	55	6	○	○	
浅間町1丁目－2	2	-	-	29	56	5	○	○	
二本木町1丁目－1	7	-	-	214	47	6	○	○	
半崎町4丁目	4	-	-	38	56	5	○	○	
天神町2丁目	6	-	-	186	62	5	○		
住吉町4丁目	1	-	-	51	88	6	○		新川右岸
堀方町1丁目A	8	-	-	177	58	6	○	○	新川左岸
堀方町1丁目B	3	-	-	73	58	6	○	○	新川左岸
計10か所	60	-	-						

※1 急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜角度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1戸以上ある場所

※2 土砂災害警戒区域とは、傾斜角度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上端から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの2倍以内）の区域

※3 土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域

※4 人家(戸)については、区域設定時の戸数。

資料1－2 浸水想定区域内要配慮者利用施設

(1) 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設

以下の施設は、矢作川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の洪水からの円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

No.	学校区	区分	対象施設名	所在地	想定浸水深(矢作川)
1	新川	社会福祉施設	新川保育園	金山町1-27-4	5m以上
2	新川	社会福祉施設	新川まちかどサロン	新川町3-130	0.5m～3m未満
3	新川	社会福祉施設	デイサービス花あかり	東山町4-21-5	0.5m～3m未満
4	新川	社会福祉施設	デイサービスセンター希望らら	東山町1-4-2	0.5m～3m未満
5	大浜	社会福祉施設	築山保育園	塩浜町7-99	0.5m～3m未満
6	大浜	社会福祉施設	大浜児童クラブ	浜田町1-1	0.5m～3m未満
7	大浜	社会福祉施設	ふれあいの杜まんなか	若松町3-105	0.5m～3m未満
8	大浜	社会福祉施設	就労センター オアシス碧南3	浜田町2-7	0.5m～3m未満
9	大浜	社会福祉施設	児童養護施設オリーブ	江口町3-12	3m～5m未満
10	大浜	社会福祉施設	ゆいりずホーム碧南浜田	浜田町2-61	0.5m～3m未満
11	大浜	社会福祉施設	特別養護老人ホーム川口結いの家	川口町1-178-1	0.5m～3m未満
12	大浜	社会福祉施設	碧南市生活支援ハウス川口結いの家	川口町1-178-1	0.5m～3m未満
13	大浜	社会福祉施設	グループホーム川口結いの家	川口町1-178-1	0.5m～3m未満
14	大浜	社会福祉施設	デイサービス川口結いの家	川口町1-178-1	0.5m～3m未満

<u>15</u>	大浜	社会福祉施設	デイサービス 川口結いの家 はなれ	宮町 5-41	0.5m~3m未満
<u>16</u>	大浜	社会福祉施設	にじの学園	宮町 4-1-2	0.5m~3m未満
<u>17</u>	大浜	学校	大浜小学校	浜田町 1-1	0.5m~3m未満
<u>18</u>	大浜	学校	大浜幼稚園	浜田町 1-119	0.5m~3m未満
<u>19</u>	棚尾	社会福祉施設	棚尾保育園	汐田町 5-34	0.5m~3m未満
<u>20</u>	棚尾	社会福祉施設	棚尾児童センター	汐田町 2-28(棚尾公民館内)	0.5m~3m未満
<u>21</u>	棚尾	社会福祉施設	サンたなお	春日町 2-5	0.5m~3m未満
<u>22</u>	棚尾	社会福祉施設	ゆいりすホーム碧南雨 池	雨池町 2-1-1	0.5m~3m未満
<u>23</u>	棚尾	社会福祉施設	児童発達支援事業所 「空」	野田町231 藤和ビル 1 階	0.5m未満
<u>24</u>	棚尾	社会福祉施設	放課後等デイサービス 「海」	野田町231 藤和ビル 1 階	0.5m未満
<u>25</u>	棚尾	社会福祉施設	グループホームたなお	源氏町 2-31-1	0.5m未満
<u>26</u>	棚尾	社会福祉施設	デイサービス春日	春日町 3-76	0.5m~3m未満
<u>27</u>	棚尾	社会福祉施設	みどりデイサービスセン ター碧南中央	松本町 98-1	0.5m~3m未満
<u>28</u>	棚尾	社会福祉施設	ARCA DE NOE	志貴崎町 1-5-11	0.5m~3m未満
<u>29</u>	棚尾	社会福祉施設	ヤクルト碧南センター保 育ルーム	春日町 2-52	0.5m~3m未満
<u>30</u>	棚尾	社会福祉施設	デイサービス 結の家ご 縁	弥生町1-48	3m~5m未満
<u>31</u>	棚尾	学校	棚尾幼稚園	春日町 2-10	0.5m~3m未満
<u>32</u>	日進	社会福祉施設	日進保育園	伏見町 1-66	0.5m~3m未満
<u>33</u>	日進	社会福祉施設	東部児童センター	照光町 5-3(東部市民プラザ内)	0.5m~3m未満
<u>34</u>	日進	社会福祉施設	高齢者元気ッス館	照光町 5-3(東部市民プラザ内)	0.5m~3m未満
<u>35</u>	日進	社会福祉施設	日進児童クラブ	日進町 4-1	3m~5m未満
<u>36</u>	日進	社会福祉施設	デイサービス天神	照光町4-1	0.5m~3m未満
<u>37</u>	日進	社会福祉施設	伏見之園・かなりや	三宅町1-67	3m~5m未満
<u>38</u>	日進	社会福祉施設	伏見之園・かなりや デイサービス	三宅町1-67	3m~5m未満
<u>39</u>	日進	社会福祉施設	かなりや	三宅町2-35	3m~5m未満
<u>40</u>	日進	社会福祉施設	JAあいち中央 デイサービス碧南	日進町2-27	3m~5m未満
<u>41</u>	日進	社会福祉施設	ウイズ・ユ一碧南	日進町2-7	3m~5m未満
<u>42</u>	日進	社会福祉施設	グループホーム アルク オーレ碧南	鴻島町4-50	0.5m~3m未満
<u>43</u>	日進	社会福祉施設	デイサービス アルクオ ーレ碧南	鴻島町 4-50	0.5m~3m未満
<u>44</u>	日進	社会福祉施設	デイサービス ゴールド エイジ碧南	鴻島町 4-19-1	0.5m~3m未満
<u>45</u>	日進	社会福祉施設	ゴールドエイジ碧南	鴻島町 4-19-1	0.5m~3m未満
<u>46</u>	日進	社会福祉施設	ゆいりすホーム碧南平 七	平七町 3-79	0.5m~3m未満

<u>47</u>	日進	学校	日進小学校	日進町 4-1	3m～5m未満
<u>48</u>	鷺塚	医療施設	碧南市民病院	平和町 3-6	5m以上
<u>49</u>	鷺塚	社会福祉施設	第2へきなんこども園	繩手町 5-61	5m以上
<u>50</u>	鷺塚	社会福祉施設	第2へきなんこども園児童クラブ	繩手町 5-61	5m以上
<u>51</u>	鷺塚	社会福祉施設	荒子保育園	笹山町 3-29	0.5m～3m未満
<u>52</u>	鷺塚	社会福祉施設	老人保健施設ひまわり	三角町 1-7-1	3m～5m未満
<u>53</u>	鷺塚	社会福祉施設	碧南市養護老人ホーム	鷺林町 4-109-1	3m～5m未満
<u>54</u>	鷺塚	社会福祉施設	特別養護老人ホーム ひまわり	鷺林町 4-109-1	3m～5m未満
<u>55</u>	鷺塚	社会福祉施設	デイサービスひまわり	鷺林町 4-109-1	3m～5m未満
<u>56</u>	鷺塚	社会福祉施設	小規模多機能ホーム ひまわり	三角町 1-9-2	0.5m～3m未満
<u>57</u>	鷺塚	社会福祉施設	KTチャレンジ	繩手町 5-120-3	5m以上
<u>58</u>	鷺塚	社会福祉施設	ぶちま～る	城山町 5-33-3	0.5m～3m未満
<u>59</u>	鷺塚	社会福祉施設	リハビリデイサービス みどり	池下町 3-21	0.5m～3m未満
<u>60</u>	鷺塚	社会福祉施設	デイサービスくるみ	天神町 2-21-2	0.5m～3m未満
<u>61</u>	鷺塚	社会福祉施設	鷺塚保育園	旭町 3-70-2	3m～5m未満
<u>62</u>	鷺塚	社会福祉施設	すくすぐ保育所	平和町 3-6	5m以上
<u>63</u>	鷺塚	社会福祉施設	桜ステージ碧南	尾城町 1-7	0.5m未満
<u>64</u>	鷺塚	社会福祉施設	こども園ひまわり	大堤町 1-11 複合施設 CORRIN	0.5m～3m未満
<u>65</u>	鷺塚	社会福祉施設	高齢者デイサービス 碧 カレッジ	大堤町 1-11 複合施設 CORRIN	0.5m～3m未満
<u>66</u>	鷺塚	社会福祉施設	児童発達支援センター さんさん	大堤町 1-11 複合施設 CORRIN	0.5m～3m未満
<u>67</u>	鷺塚	社会福祉施設	放課後デイサービスた いよう	大堤町 1-11 複合施設 CORRIN	0.5m～3m未満
<u>68</u>	西端	社会福祉施設	西端保育園	札木町 3-202	5m以上
<u>69</u>	西端	社会福祉施設	碧南市こどもプラザ ららくるにしばた	三度山町 2-53	0.5m～3m未満
<u>70</u>	西端	社会福祉施設	特別養護老人ホーム シルバーピアみどり苑	油渕町 3-50	5m以上
<u>71</u>	西端	社会福祉施設	グループホームみどり苑	油渕町 3-50	5m以上
<u>72</u>	西端	社会福祉施設	ここいる	湖西町 4-6-1	5m以上
<u>73</u>	西端	社会福祉施設	デイサービスさしただ	油渕町 1-74-4	5m以上
<u>74</u>	西端	社会福祉施設	デイサービス花こよみ	湖西町 3-43	0.5m～3m未満

<u>75</u>	西端	社会福祉施設	西端児童クラブ	上町 3-1	0.5m～3m未満
<u>76</u>	西端	学校	西端中学校	神田町 3-10	0.5m～3m未満

※水防法の規定に基づき、国土交通大臣及び知事に指定された洪水予報河川及び水位周知河川の洪水による浸水が想定される施設の所有者及び管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するとともに、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めなければならない（水防法第15条の3）。

・矢作川は洪水予報河川に指定されている。

（2）津波災害警戒区域内要配慮者利用施設（避難促進施設）

以下の施設は、南海トラフ地震発生により津波による浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の津波からの円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

No.	学校区	区分	対象施設名	所在地	基準水位
1	大浜	社会福祉施設	ふれあいの杜まんなか	若松町3-105	0.7m
2	大浜	社会福祉施設	就労センター オアシス碧南3	浜田町2-7	0.6m
3	大浜	社会福祉施設	築山保育園	塩浜町7-99	0.8m
4	大浜	社会福祉施設	大浜児童クラブ	浜田町1-1	1.0m
5	大浜	社会福祉施設	特別養護老人ホーム 川口結いの家	川口町1-178-1	2.0m
6	大浜	社会福祉施設	碧南市生活支援ハウス 川口結いの家	川口町1-178-1	2.0m
7	大浜	社会福祉施設	グループホーム 川口結いの家	川口町1-178-1	2.0m
8	大浜	社会福祉施設	デイサービス 川口結いの家	川口町1-178-1	2.0m
9	大浜	社会福祉施設	デイサービス 川口結いの家 はなれ	宮町5-41	0.2m
10	大浜	社会福祉施設	児童養護施設オリーブ	江口町3-12	2.1m
11	大浜	社会福祉施設	ゆいりすホーム碧南浜 田	浜田町2-61	1.0m
12	棚尾	社会福祉施設	ゆいりすホーム碧南雨 池	雨池町2-1-1	1.0m
13	棚尾	社会福祉施設	ARCA DE NOE	志貴崎町1-5-11	0.2m
14	日進	社会福祉施設	日進児童クラブ	日進町4-1	0.8m
15	日進	社会福祉施設	伏見之園・かなりや	三宅町1-67	0.5m
16	日進	社会福祉施設	伏見之園・かなりや デイサービス	三宅町1-67	0.5m
17	日進	社会福祉施設	かなりや	三宅町2-35	0.5m
18	日進	社会福祉施設	JAあいち中央 デイサービス碧南	日進町2-27	0.7m
19	日進	社会福祉施設	ワイズ・ユー碧南	日進町2-7	0.5m
<u>20</u>	<u>日進</u>	<u>社会福祉施設</u>	<u>ゆいりすホーム碧南平 七</u>	<u>平七町3-79</u>	<u>1.0m</u>
<u>21</u>	日進	学校	日進小学校	日進町4-1	0.8m

※愛知県が令和元年7月30日に津波災害計画区域指定を指定したことにより、上記の津波災害警戒区域内に立地している要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設）には、津波発生時に施設利用者等の、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、要配慮者施設の管理者には、津波防災地域づくりに関する法律第71条において、避難確保計画の作成と避難訓練、その結果の市町村長への報告が義務付けられている。

※基準水位については、愛知県が10mメッシュで被害シミュレーションを作成しているため、所在地の建物に重なる基準水位において、最大値のものを上記の表には記載している。

(3) 高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設

以下の施設は、想定し得る最大規模の高潮が発生した場合に浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の高潮からの円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

No.	学校区	区分	対象施設名	所在地	想定浸水深
1	新川	医療施設	小林記念病院	新川町 3-88	0.5m～3m未満
2	新川	社会福祉施設	新川まちかどサロン	新川町 3-130	0.5m～3m未満
3	新川	社会福祉施設	はとぽっぽ保育所	笠田町 1-17-2	0.5m～3m未満
4	新川	学校	新川幼稚園	新川町 2-123	0.5m未満
5	中央	社会福祉施設	クリーン保育園	中後町 2-17	0.5m～3m未満
6	中央	社会福祉施設	老人保健施設向陽	向陽町 4-31	0.5m未満
7	中央	学校	中央幼稚園	幸町 3-40-1	0.5m未満
8	大浜	社会福祉施設	築山保育園	塩浜町 7-99	3m～5m未満
9	大浜	社会福祉施設	大浜保育園	本郷町 2-68	0.5m～3m未満
10	大浜	社会福祉施設	大浜児童クラブ	浜田町 1-1	3m～5m未満
11	大浜	社会福祉施設	ふれあいの杜まんなか	若松町 3-105	3m～5m未満
12	大浜	社会福祉施設	就労センター オアシス碧南3	浜田町 2-7	3m～5m未満
13	大浜	社会福祉施設	児童養護施設 オリーブ	江口町 3-12	3m～5m未満
14	大浜	社会福祉施設	ゆいりすホーム碧南浜田	浜田町 2-61	3m～5m未満
15	大浜	社会福祉施設	大浜まちかどサロン	中町 2-105	0.5m～3m未満
16	大浜	社会福祉施設	デイサービス歩歩	中町 2-46	0.5m～3m未満
17	大浜	社会福祉施設	特別養護老人ホーム 川口結いの家	川口町 1-178-1	3m～5m未満
18	大浜	社会福祉施設	碧南市生活支援ハウス 川口結いの家	川口町 1-178-1	3m～5m未満
19	大浜	社会福祉施設	グレープホーム 川口結いの家	川口町 1-178-1	3m～5m未満
20	大浜	社会福祉施設	デイサービス 川口結いの家	川口町 1-178-1	3m～5m未満
21	大浜	社会福祉施設	デイサービス 川口結いの家 はなれ	宮町 5-41	0.5m～3m未満
22	大浜	社会福祉施設	にじの学園	宮町 4-1-2	0.5m～3m未満
23	大浜	学校	大浜小学校	浜田町 1-1	3m～5m未満
24	大浜	学校	大浜幼稚園	浜田町 1-119	0.5m～3m未満
25	棚尾	医療施設	加藤病院	松本町 158	0.5m未満
26	棚尾	医療施設	岡村産科婦人科	沢渡町 29	0.5m～3m未満
27	棚尾	医療施設	小澤医院	若宮町 2-3	0.5m～3m未満
28	棚尾	社会福祉施設	棚尾保育園	汐田町 5-34	3m～5m未満
29	棚尾	社会福祉施設	へきなんこども園	松本町 73	0.5m～3m未満
30	棚尾	社会福祉施設	岡村わくわく	沢渡町 29	0.5m～3m未満
31	棚尾	社会福祉施設	ARCA DE NOE	志貴崎町 1-5-11	3m～5m未満
32	棚尾	社会福祉施設	ヤクルト碧南センター保育 ルーム	春日町 2-52	0.5m～3m未満

<u>33</u>	棚尾	社会福祉施設	棚尾児童クラブ	春日町 1-2	0.5m～3m未満
<u>34</u>	棚尾	社会福祉施設	棚尾児童センター	汐田町 2-28	3m～5m未満
<u>35</u>	棚尾	社会福祉施設	サンたなお	春日町 2-5	0.5m～3m未満
<u>36</u>	棚尾	社会福祉施設	児童発達支援事業所 「空」	野田町 231 藤和ビル 1 階	0.5m～3m未満
<u>37</u>	棚尾	社会福祉施設	放課後等デイサービス 「海」	野田町 231 藤和ビル 1 階	0.5m～3m未満
<u>38</u>	棚尾	社会福祉施設	ゴットオフライフ碧南	沢渡町 233	0.5m～3m未満
<u>39</u>	棚尾	社会福祉施設	ゆいりすホーム碧南雨池	雨池町 2-1-1	3m～5m未満
<u>40</u>	棚尾	社会福祉施設	生活サポート未来	源氏神明町 98	0.5m～3m未満
<u>41</u>	棚尾	社会福祉施設	グループホームたなお	源氏町 2-31-1	0.5m～3m未満
<u>42</u>	棚尾	社会福祉施設	デイサービス春日	春日町 3-76	3m～5m未満
<u>43</u>	棚尾	社会福祉施設	みどりデイサービスセンタ 一碧南中央	松本町 98-1	0.5m～3m未満
<u>44</u>	<u>棚尾</u>	<u>社会福祉施設</u>	<u>デイサービス 結の家ご縁</u>	<u>弥生町 1-48</u>	<u>0.5m～3m未満</u>
<u>45</u>	棚尾	学校	棚尾小学校	春日町 1-5	0.5m～3m未満
<u>46</u>	棚尾	学校	南中学校	春日町 1-1	0.5m～3m未満
<u>47</u>	棚尾	学校	棚尾幼稚園	春日町 2-10	3m～5m未満
<u>48</u>	日進	社会福祉施設	日進保育園	伏見町 1-66	3m～5m未満
<u>49</u>	日進	社会福祉施設	日進児童クラブ	日進町 4 丁目 1	3m～5m未満
<u>50</u>	日進	社会福祉施設	東部児童センター	照光町 5-3(東部市民プラザ 内)	3m～5m未満
<u>51</u>	日進	社会福祉施設	高齢者元気ッス館	照光町 5-3(東部市民プラザ 内)	3m～5m未満
<u>52</u>	日進	社会福祉施設	デイサービス天神	照光町 4-1	3m～5m未満
<u>53</u>	日進	社会福祉施設	伏見之園・かなりや	三宅町 1-67	3m～5m未満
<u>54</u>	日進	社会福祉施設	伏見之園・かなりや デイサービス	三宅町 1-67	3m～5m未満
<u>55</u>	日進	社会福祉施設	かなりや	三宅町 2-35	3m～5m未満
<u>56</u>	日進	社会福祉施設	JAあいち中央 デイサービス碧南	日進町 2-27	3m～5m未満
<u>57</u>	日進	社会福祉施設	ウィズ・ユー碧南	日進町 2-7	3m～5m未満
<u>58</u>	日進	社会福祉施設	グループホーム アルクオ ーレ碧南	鴻島町 4-50	0.5m～3m未満
<u>59</u>	日進	社会福祉施設	デイサービス アルクオー レ碧南	鴻島町 4-50	0.5m～3m未満
<u>60</u>	<u>日進</u>	<u>社会福祉施設</u>	<u>デイサービス ゴールドエ イジ碧南</u>	<u>鴻島町 4-19-1</u>	<u>3m～5m未満</u>
<u>61</u>	<u>日進</u>	<u>社会福祉施設</u>	<u>ゴールドエイジ碧南</u>	<u>鴻島町 4-19-1</u>	<u>3m～5m未満</u>
<u>62</u>	<u>日進</u>	<u>社会福祉施設</u>	<u>ゆいりすホーム碧南平七</u>	<u>平七町 3-79</u>	<u>3m～5m未満</u>
<u>63</u>	日進	学校	日進小学校	日進町 4-1	3m～5m未満
<u>64</u>	鷺塚	社会福祉施設	鷺塚保育園	旭町 3-70-2	0.5m～3m未満
<u>65</u>	鷺塚	社会福祉施設	就労センターおアシス碧 南	天神町 4-23	0.5m未満
<u>66</u>	鷺塚	社会福祉施設	ぶちま～る	城山町 5-33-3	0.5m～3m未満

<u>67</u>	鷺塚	社会福祉施設	老人保健施設ひまわり	三角町 1-7-1	0.5m～3m未満
<u>68</u>	鷺塚	社会福祉施設	碧南市養護老人ホーム	鷺林町 4-109-1	0.5m～3m未満
<u>69</u>	鷺塚	社会福祉施設	特別養護老人ホーム ひまわり	鷺林町 4-109-1	0.5m～3m未満
<u>70</u>	鷺塚	社会福祉施設	デイサービスひまわり	鷺林町 4-109-1	0.5m～3m未満
<u>71</u>	鷺塚	社会福祉施設	小規模多機能ホーム ひまわり	三角町 1-9-2	0.5m～3m未満
<u>72</u>	鷺塚	社会福祉施設	リハビリデイサービス みどり	池下町 3-21	3m～5m未満
<u>73</u>	鷺塚	社会福祉施設	デイサービスくるみ	天神町 2-21-2	0.5m～3m未満
<u>74</u>	鷺塚	<u>社会福祉施設</u>	<u>桜ステージ碧南</u>	尾城町 1-7	0.5m～3m未満
<u>75</u>	鷺塚	<u>社会福祉施設</u>	<u>こども園ひまわり</u>	<u>大堤町 1-11 複合施設</u> CORRIN	<u>3m～5m未満</u>
<u>76</u>	鷺塚	<u>社会福祉施設</u>	<u>高齢者デイサービス 碧力</u> <u>レッジ</u>	<u>大堤町 1-11 複合施設</u> CORRIN	<u>3m～5m未満</u>
<u>77</u>	鷺塚	<u>社会福祉施設</u>	<u>児童発達支援センターさ</u> <u>んさん</u>	<u>大堤町 1-11 複合施設</u> CORRIN	<u>3m～5m未満</u>
<u>78</u>	鷺塚	<u>社会福祉施設</u>	<u>放課後デイサービスたい</u> <u>よう</u>	<u>大堤町 1-11 複合施設</u> CORRIN	<u>3m～5m未満</u>
<u>79</u>	鷺塚	学校	東中学校	天神町 3-88	0.5m～3m未満

※水防法の規定に基づき、知事が指定した高潮浸水想定区域内にあって浸水が想定される施設の所有者及び管理者は、利用者の高潮からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するとともに、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めなければならない（水防法第15条の3）。

資料2 気象・地震観測・予報警報の種類

資料2－1 地震に関する情報の種類及び津波に関する予報警報の種類

1 地震に関する情報の種類

情報の種類	内 容 等
震度速報	地震発生約 <u>1分半</u> 後、震度3以上の全国約188に区分した地域名と地震の <u>ゆれの検知時刻を速報</u> (愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛生同報受信システムにより受信)
震源に関する情報	<u>震度3以上の</u> 、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、愛知県及び隣接県(静岡、長野、岐阜、三重の各県)内の観測地点の震度を発表
地震回数に関する情報	以下に示す地域で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の回数を発表(長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三重県南東部、三河湾、伊勢湾、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖)熊野灘、紀伊半島沖

2 津波に関する予報警報の種類

伊勢・三河湾及び愛知県外海の各津波予報区に対しては、気象庁から津波警報・注意報、津波予報・津波情報が発表される。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下、これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	(10m < 予想高さ)	10m超	巨大	陸域に津波が浸水する恐れがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所
		(5m < 予想高さ ≤ 10m)	10m		
		(3m < 予想高さ ≤ 5m)	5m		

津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下である場合	(1m < 予想高さ ≤ 3m)	3m	高い	へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上 1m 以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合	(0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	1m	-	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類		内 容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 (発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表を参照)
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表（※1）
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせる恐れがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」）

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合）

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、次表のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）においてすうちの発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害が大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達している恐れがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。)	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く。)	(三重県の市町村は省略)

資料2－2 予警報等の種類と発表基準

1 予警報の種類と発表基準

種類	発表基準				
警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 平均風速が陸上20m/S、海上23m/S以上になると予想される場合。			
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 降雪を伴い、平均風速が陸上20m/S、海上23m/S以上になると予想される場合。			
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。			
		市町村等をまとめた区域	市町村	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 12時間の降雪の深さが10cm以上になると予想される場合。			
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には以下の基準による。 衣浦港で観測される潮位が、東京湾平均海面(T.P)上、2.2m以上になると予想される場合。			
	波浪警報	波浪・ウネリ等によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 有義波高が3m以上と予想される場合。			
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。			
		市町村等をまとめた区域	市町村	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指數基準
注意報	強風注意報	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 平均風速が陸上13m/S、海上16m/S以上になると予想される場合。			
	風雪注意報	風雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 降雪を伴い、平均風速が陸上13m/S、海上16m/S以上になると予想される場合。			
	大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。			
		市町村等をまとめた区域	市町村	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準
	大雪注意報	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 12時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。			

濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に支障が生ずる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 濃霧によって視程が陸上100m以下、海上500m以下になると予想される場合。														
雷注意報	落雷等により、被害が予想される場合。														
乾燥注意報	空気が異常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には以下の基準による。 実効湿度が60%以下かつ、最少湿度30%以下になると予想される場合。														
着氷・着雪注意報	着氷（雪）によって通信線や送電線に災害が起こる恐れがあると予想される場合。														
霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 最低気温 3℃以下														
低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 冬季 -4℃以下。														
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 具体的には以下の基準による。 衣浦港で観測される潮位が、東京湾平均海面(T.P)上、1.6m以上になると予想される場合。														
波浪注意報	波浪・ウネリ等によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 有義波高が1.5m以上と予想される場合。														
洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた区域</th> <th>市町村</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> <th>流域雨量指指数基準</th> <th>複合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西三河南部</td> <td>碧南市</td> <td>矢作川 [米津]</td> <td>蜆川流域=8.4 長田川流域=8.4</td> <td>蜆川流域=(6、8) 長田川流域=(10、5.1)</td> </tr> </tbody> </table>					市町村等をまとめた区域	市町村	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指指数基準	複合基準	西三河南部	碧南市	矢作川 [米津]	蜆川流域=8.4 長田川流域=8.4	蜆川流域=(6、8) 長田川流域=(10、5.1)
市町村等をまとめた区域	市町村	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指指数基準	複合基準											
西三河南部	碧南市	矢作川 [米津]	蜆川流域=8.4 長田川流域=8.4	蜆川流域=(6、8) 長田川流域=(10、5.1)											
情 報	1 異常気象について、その状況を具体的に通報するもので、警報や注意報の発表前又は発表中に刻々と変わる異常気象等の現況や予想について説明を要する場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合等に注意報・警報を補完するために発表する時がある。 2 「記録的短時間大雨情報」…1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測された場合に発表する。 3 「土砂災害警戒情報」…大雨警報発令中に、一定の広がりを持った範囲で更に土砂災害発生の危険度が高まったときに、愛知県と名古屋地方気象台が連携して、市町村を最小単位として発表する。 4 「竜巻注意情報」…積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報を細くする情報として発表する。 ※気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長時間にわたって続き、災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に「天候情報」を発表する。														

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまでの継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切替えられる。
- 3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
- 4 地震の被災地に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報・注意報を発表することがある。
- 5 大雨及び洪水の欄中、R1, R3はそれぞれ1時間、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれ

ば、「1時間総雨量70mm以上」を意味する。

6 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

7 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。

(参考)

土壤雨量指数：土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報とともに5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指数で、対象となる地域・時刻に存在する隆起の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

平坦地：概ね傾斜が30パーセント以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指標。

2 特別警報の種類と発表基準

現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標	碧南市における 50年に一度の値
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下に記載する。 雨を要因とする特別警報（警戒レベル5相当）の指標	48時間雨量=428mm 3時間雨量=169mm 土壤雨量指数=265
地面現象 (大雨特別警報 (土砂災害))		<p>1 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。</p> <p>① 48時間降水量及び土壤雨量指数※1において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壤雨量指数※1において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする）。</p> <p>※1：降った雨が地下の土壤中にどれだけ貯まっているかを数値化した値。</p> <p>2 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、大雨特別警報を発表する。</p>	※特別警報は50年に一度の値を超過する領域が府県予報区程度の広がりをもつ現象を対象としているため、碧南市が上記の値を超えることのみで特別警報は発表されることはない。
暴風特別警報	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、暴風特別警報を発表する。	-
高潮特別警報	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、高潮特別警報を発表する。	-
波浪特別警報	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により波浪になると予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、波浪特別警報を発表する。	-
暴風雪特別警報	数十年に一度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風と同程度の雪を伴う温帯低気圧が来襲する場合に、暴風雪特別警報を発表する。	-
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も降雪が続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。	- (参考) 名古屋における50年に1度の積雪深=23cm

3 予警報の細分区域

県	一次細分区域	市町村等 をまとめた地域名	二次細分区域名
愛知県	東部	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
		東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
		西三河北東部	豊田市東部(旭支所、足助支所、稻武支所及び下山支所管内に限る)
	西部	尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
		尾張西部	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
		知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
		西三河北西部	豊田市西部(豊田市東部の区域を除く)、みよし市
	西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	

4 予警報の細分区域（図面）



資料3 水防関係

資料3－1 水防資器材備蓄状況

1 雨池防災倉庫

河川名		倉庫名		所在地		面積	
矢作川		雨池防災倉庫		雨池町3-18		555.3m ²	
主 要 資 機 材							
資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量	資器材名	単位
吸水土のう袋	袋	300	ビニールシート	枚	144	プライヤ	丁
土のう袋	袋	12,500	鉄 線	キロ	40	刃かま	丁
大型土のう袋	袋	370	たこづち	丁	15	のこぎりかま	丁
な わ	キロ	292	掛矢	丁	19	つるはし	丁
くい木 1m	本	0	ショベル	丁	151	ハンマー	丁
2m	本	400	のこぎり	丁	41	クリッパー	丁
3m	本	800	お の	丁	14	一輪車	台
4m	本	0	ペンチ	丁	20	発電機	台

2 旭町防災倉庫

河川名		倉庫名		所在地		面積	
矢作川		旭町防災倉庫		旭町3-7-2		80.99m ²	
主 要 資 機 材							
資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量	資器材名	単位
土のう袋	袋	1,400	鉄 線	キロ	100	刃かま	丁
大型土のう袋	袋	20	たこづち	丁	2	のこぎりかま	丁
な わ	キロ	28	掛矢	丁	2	つるはし	丁
ビニールシート	枚	205	ショベル	丁	15	ハンマー	丁
くい木 1m	本	0	のこぎり	丁	6	クリッパー	丁
2m	本	40	お の	丁	2	一輪車	台
3m	本	20	ペンチ	丁	4	発電機	台
4m	本	0	プライヤ	丁	2	く ぎ	キロ
						58	

資料3－2 排水機場施設一覧表

1 下水道課管理施設

	ポンプ場名	設置場所	口径(mm)	排水量(m ³ /分)	台数	型式
1	堀川ポンプ場	塩浜町2丁目	800	81	2	横軸斜流
			1,100	162	2	立軸斜流
2	源氏ポンプ場	源氏町1丁目	500	40	1	水中ポンプ
3	汐田ポンプ場	汐田町1丁目	350	20	1	水中ポンプ
4	一ヶ橋ポンプ場	岬町2丁目	1000	133	4	立軸斜流
5	新川ポンプ場	新川町6丁目	800	72	1	立軸斜流
			350	18	1	立軸軸流
6	吹上ポンプ場	吹上町4丁目	400	25	2	水中ポンプ
			500	36	1	水中ポンプ
7	権現ポンプ場	権現町4丁目	400	25	1	水中ポンプ
8	雨池ポンプ場	雨池町2丁目	1,000	150	5	立軸斜流
9	平七ポンプ場	平七町5丁目	600	45	2	ゲートポンプ
10	陣屋ポンプ場	湖西町5丁目	700	58	2	ゲートポンプ
11	中田川ポンプ場	洲先町3丁目	700	63	2	立軸斜流
			1,200	180	2	立軸斜流

2 農業水産課管理施設

	ポンプ場名	設置場所	口径(mm)	排水量(m ³ /分)	台数	型式
12	伏見屋排水機場	雨池町2丁目	800	69	2	横軸軸流
			500	25	1	横軸軸流
			1,350	250	1	横軸軸流
13	下洲排水機場	下洲町	500	35	2	水中ポンプ
14	広見排水機場	広見町1丁目	400	24	2	水中ポンプ
15	西端1号排水機場	古川町3丁目	300	13	2	水中ポンプ
16	西端2号排水機場	広見町3丁目	300	13	2	水中ポンプ
17	北浦1号排水機場	見合町2丁目	300	13	2	水中ポンプ
18	北浦2号排水機場	平和町1丁目	300	13	2	水中ポンプ
19	北浦3号排水機場	北浦町4丁目	300	13	2	水中ポンプ
20	亥新田排水機場	中江町6丁目	500	25	1	水中ポンプ
			400	17	1	水中ポンプ

3 土地改良区管理施設

	ポンプ場名	設置場所	口径(mm)	排水量(m ³ /分)	台数	型式
21	前浜排水機場	潮見町3丁目	700	65	1	横軸斜流(E)
			700	64	2	横軸斜流(M)
22	前浜第2排水機場	潮見町3丁目	1,200	174	1	横軸斜流(E)
23	碧南干拓排水機場	川口町5丁目	800	78	1	横軸斜流(E)
			500	31	1	横軸斜流(E)
			800	84	1	横軸斜流(M)
24	川口排水機場	川口町5丁目	1,000	132	1	横軸斜流(E)

4 土木港湾課管理施設

	ポンプ場名	設置場所	口径(mm)	排水量(m ³ /分)	台数	型式
25	鰐川排水機場	中江町5丁目	1,500	360	2	縦軸軸流II型

資料3－3 重要水防箇所

※表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「要」は要注意区間をいう。

※位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば4.0k+20mは4,020mのことである。

1 国土交通省管理区間（矢作川）

No.	重要度	種 別	位 置	地先名	延長 m	摘要 (水防工法)
1	重点区間	漏水	7.0k～7.2k	鷺塚町	200	重点監視区間
2	A	工作物	6.4k+109	三角町	1箇所	管理橋、操作台、取付護岸 (鷺塚放水口ひ管)
3	B	堤体漏水	1.6k～1.8k	前浜町	190	すべり破壊に対する安全性 (築き回し工)
4	B	堤体漏水	2.2k～5.4k+100	前浜町～ 流作町	3,090	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
5	B	越水	4.8k～6.6k	流作町～ 鷺林町	1,760	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
6	B	堤体漏水	5.6k～100～ 5.6k+100	流作町	200	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
7	B	越水	6.8k～7.2k	鷺林町～ 鷺塚町	410	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
8	B	堤体漏水	7.0k～100～ 7.0k+100	鷺塚町	200	堤防脆弱性
9	B	基礎地盤漏水	7.0k～8.0k+100	鷺塚町～ 西尾市米津町	1,100	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 重点監視区間 (月の輪工)

2 県管理区間

No.	河川名	重要度	種 別	左右 岸別	位 置	地 名	延長 (m)	選定理由 (水防工法)
1	油ヶ淵	B	工作物	左右	長田川河口	湖西町	2	堤防断面不足 (積土のう工)
2	衣浦港 海岸	B	堤防強度	—	—	川口町	1,850	基礎地盤軟弱 (積土のう工)

資料4 通信・連絡関係

資料4-1 無線局

1 防災行政無線（同報系）

種別	設置場所	住所	摘要
親局	碧南市役所	碧南市松本町28	
遠隔制御局	碧南消防署	碧南市港本町1-29	
1 屋外拡声子局	明石公園内	碧南市明石町6	
2 屋外拡声子局	新川港内	碧南市明石町地先	回転灯付き
3 屋外拡声子局	須磨海岸緑地内	碧南市須磨町1-18	回転灯付き
4 屋外拡声子局	道場山西公園内	碧南市道場山町1-22	
5 屋外拡声子局	碧南緑地内	碧南市港本町1-1	回転灯付き
6 屋外拡声子局	碧南消防署内	碧南市港本町1-29	
7 屋外拡声子局	つり広場内	碧南市港本町2-8-16	回転灯付き
8 屋外拡声子局	権現岬内	碧南市権現町4-125	回転灯付き
9 屋外拡声子局	あおいパーク内	碧南市江口町3-27-1	
10 屋外拡声子局	岬公園内	碧南市岬町5-78	
11 屋外拡声子局	一つ橋ポンプ場内	碧南市岬町2-22	
12 屋外拡声子局	川口墓地内	碧南市川口町2-295	回転灯付き
13 屋外拡声子局	川口公園内	碧南市川口町1-184-1	
14 屋外拡声子局	川口集会所内	碧南市川口町1-24-3	回転灯付き
15 屋外拡声子局	前浜揚水機場内	碧南市河方町1-133	回転灯付き
16 屋外拡声子局	前浜集落センター内	碧南市前浜町1-80、81	
17 屋外拡声子局	養護老人ホーム内	碧南市鷺林町4-109	
18 屋外拡声子局	水源公園内	碧南市鷺塚町7-33	
19 屋外拡声子局	油ヶ渕遊園地内	碧南市油渕町2-79	
20 屋外拡声子局	衣浦衛生組合内	碧南市丸山町1-14	

2 防災行政無線（携帯型、半固定型、車載型）

種別	呼出名称	設置場所・常置場所	摘要
基地局	ぎょうせいへきなん 100	碧南市役所無線室	
	ぎょうせいへきなん 110	市民協働部防災課（碧南市役所内）	
1 陸上移動局	へきなん 201	新川小学校	半固定型
2 陸上移動局	へきなん 202	新川公民館	半固定型
3 陸上移動局	へきなん 203	羽久手保育園	半固定型
4 陸上移動局	へきなん 204	碧南工科高校	半固定型
5 陸上移動局	へきなん 205	中央小学校	半固定型
6 陸上移動局	へきなん 206	中央中学校	半固定型
7 陸上移動局	へきなん 207	保健センター	半固定型
8 陸上移動局	へきなん 208	大浜公民館	半固定型
9 陸上移動局	へきなん 209	大浜小学校	半固定型
10 陸上移動局	へきなん 210	南部市民プラザ	半固定型
11 陸上移動局	へきなん 211	棚尾小学校	半固定型
12 陸上移動局	へきなん 212	棚尾公民館	半固定型
13 陸上移動局	へきなん 213	前浜集落センター	半固定型
14 陸上移動局	へきなん 214	川口農業センター	半固定型
15 陸上移動局	へきなん 215	中部公民館	半固定型
16 陸上移動局	へきなん 216	日進公民館	半固定型
17 陸上移動局	へきなん 217	東部市民プラザ	半固定型
18 陸上移動局	へきなん 218	東中学校	半固定型
19 陸上移動局	へきなん 219	鷺塚小学校	半固定型
20 陸上移動局	へきなん 220	鷺塚公民館	半固定型
21 陸上移動局	へきなん 221	荒子保育園	半固定型
22 陸上移動局	へきなん 222	西端小学校	半固定型
23 陸上移動局	へきなん 223	西端公民館	半固定型
24 陸上移動局	へきなん 224	農業者コミュニティセンター	半固定型

	種別	呼出名称	設置場所・常置場所	摘要
25	陸上移動局	へきなん 2 2 5	新川中学校	半固定型
26	陸上移動局	へきなん 2 2 6	新川保育園	半固定型
27	陸上移動局	へきなん 2 2 7	文化会館	半固定型
28	陸上移動局	へきなん 2 2 8	天道保育園	半固定型
29	陸上移動局	へきなん 2 2 9	南中学校	半固定型
30	陸上移動局	へきなん 2 3 0	臨海体育館	半固定型
31	陸上移動局	へきなん 2 3 1	棚尾ふれあい館	半固定型
32	陸上移動局	へきなん 2 3 2	防災の家	半固定型
33	陸上移動局	へきなん 2 3 3	西端下区民館	半固定型
34	陸上移動局	へきなん 2 3 4	西端保育園	半固定型
35	陸上移動局	へきなん 2 3 5	海浜水族館	半固定型
36	陸上移動局	へきなん 2 3 6	明石公園	半固定型
37	陸上移動局	へきなん 2 3 7	大浜保育園	半固定型
38	陸上移動局	へきなん 2 3 8	築山保育園	半固定型
39	陸上移動局	へきなん 2 3 9	棚尾保育園	半固定型
40	陸上移動局	へきなん 2 4 0	日進保育園	半固定型
41	陸上移動局	へきなん 2 4 1	鷺塚保育園	半固定型
42	陸上移動局	へきなん 2 4 2	新川幼稚園	半固定型
43	陸上移動局	へきなん 2 4 3	中央幼稚園	半固定型
44	陸上移動局	へきなん 2 4 4	大浜幼稚園	半固定型
45	陸上移動局	へきなん 2 4 5	棚尾幼稚園	半固定型
46	陸上移動局	へきなん 2 4 6	西端幼稚園	半固定型
47	陸上移動局	へきなん 2 4 7	西端中学校	半固定型
48	陸上移動局	へきなん 2 4 8	日進小学校	半固定型
49	陸上移動局	へきなん 2 4 9	市民病院	半固定型
50	陸上移動局	へきなん 2 5 0	市民図書館	半固定型
51	陸上移動局	へきなん 2 5 1	哲学たいけん村無我苑	半固定型
52	陸上移動局	へきなん 2 5 2	堀川ポンプ場	半固定型
53	陸上移動局	へきなん 2 5 3	配水管理事務所	半固定型
54	陸上移動局	へきなん 2 5 4	第1給食センター	半固定型
55	陸上移動局	へきなん 2 5 5	碧南市社会福祉協議会	半固定型
56	陸上移動局	へきなん 2 5 6	碧南消防署	半固定型
57	陸上移動局	へきなん 2 5 7	碧南消防署北分署	半固定型
58	陸上移動局	へきなん 2 5 8	碧南消防署東分署	半固定型
59	陸上移動局	へきなん 2 5 9	ものづくりセンター	半固定型
60	陸上移動局	へきなん 2 6 0	株式会社エフエムキャッチ	半固定型
61	陸上移動局	へきなん 3 0 1	医師会長	携帯型
62	陸上移動局	へきなん 3 0 2	歯科医師会長	携帯型
63	陸上移動局	へきなん 3 0 3	薬剤師会長	携帯型
64	陸上移動局	へきなん 3 0 4	連絡委員新川地区正幹事	携帯型
65	陸上移動局	へきなん 3 0 5	連絡委員新川地区副幹事	携帯型
66	陸上移動局	へきなん 3 0 6	連絡委員中央地区正幹事	携帯型
67	陸上移動局	へきなん 3 0 7	連絡委員中央地区副幹事	携帯型
68	陸上移動局	へきなん 3 0 8	連絡委員大浜地区正幹事	携帯型
69	陸上移動局	へきなん 3 0 9	連絡委員大浜地区副幹事	携帯型
70	陸上移動局	へきなん 3 1 0	連絡委員棚尾地区正幹事	携帯型
71	陸上移動局	へきなん 3 1 1	連絡委員棚尾地区副幹事	携帯型
72	陸上移動局	へきなん 3 1 2	連絡委員旭地区正幹事	携帯型
73	陸上移動局	へきなん 3 1 3	連絡委員旭地区副幹事	携帯型
74	陸上移動局	へきなん 3 1 4	連絡委員西端地区正幹事	携帯型
75	陸上移動局	へきなん 3 1 5	連絡委員西端地区副幹事	携帯型
76	陸上移動局	へきなん 3 1 6	建設部土木港湾課	携帯型
77	陸上移動局	へきなん 3 1 7	建設部土木港湾課	携帯型
78	陸上移動局	へきなん 3 1 8	開発水道部水道課	携帯型
79	陸上移動局	へきなん 3 1 9	開発水道部水道課	携帯型

	種別	呼出名称	設置場所・常置場所	摘要
80	陸上移動局	へきなん 3 2 0	開発水道部水道課	携帯型
81	陸上移動局	へきなん 3 2 1	災害復旧協議会長	携帯型
82	陸上移動局	へきなん 3 2 2	市民協働部防災課(災害復旧協議会巡視用)	携帯型
83	陸上移動局	へきなん 3 2 3	市民協働部防災課(災害復旧協議会巡視用)	携帯型
84	陸上移動局	へきなん 3 2 4	市民協働部防災課(災害復旧協議会巡視用)	携帯型
85	陸上移動局	へきなん 3 2 5	市民協働部防災課(災害復旧協議会巡視用)	携帯型
86	陸上移動局	へきなん 3 2 6	建設部土木港湾課(災害復旧協議会巡視用)	携帯型
87	陸上移動局	へきなん 3 2 7	ボランティアセンター	携帯型
88	陸上移動局	へきなん 3 2 8	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
89	陸上移動局	へきなん 3 2 9	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
90	陸上移動局	へきなん 3 3 0	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
91	陸上移動局	へきなん 3 3 1	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
92	陸上移動局	へきなん 3 3 2	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
93	陸上移動局	へきなん 3 3 3	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
94	陸上移動局	へきなん 3 3 4	碧南警察署	携帯型
95	陸上移動局	へきなん 3 3 5	にじの学園	携帯型
96	陸上移動局	へきなん 3 3 6	ふれあい福祉園ガイア	携帯型
97	陸上移動局	へきなん 3 3 7	碧南ふれあい作業所	携帯型
98	陸上移動局	へきなん 3 3 8	あおみJセンター	携帯型
99	陸上移動局	へきなん 3 3 9	特別養護老人ホーム川口結いの家	携帯型
100	陸上移動局	へきなん 3 4 0	特別養護老人ホームひまわり	携帯型
101	陸上移動局	へきなん 3 4 1	特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑	携帯型
102	陸上移動局	へきなん 3 4 2	碧南市養護老人ホーム	携帯型
103	陸上移動局	へきなん 3 4 3	市民協働部防災課	携帯型
104	陸上移動局	へきなん 3 4 4	市民協働部防災課	携帯型
105	陸上移動局	へきなん 3 4 5	あおいパーク	携帯型
106	陸上移動局	へきなん 3 4 6	健康推進部高齢介護課	携帯型
107	陸上移動局	へきなん 3 4 7	福祉こども部福祉課	携帯型
108	陸上移動局	へきなん 3 4 8	福祉こども部こども課	携帯型
109	陸上移動局	へきなん 3 4 9	経済環境部農業水産課	携帯型
110	陸上移動局	へきなん 3 5 0	経済環境部農業水産課	携帯型
111	陸上移動局	へきなん 3 5 1	経済環境部農業水産課	携帯型
112	陸上移動局	へきなん 4 0 1	市民協働部防災課(ヴァンガード)	車載型
113	陸上移動局	へきなん 4 0 2	市民協働部防災課(ユニック)	車載型
114	陸上移動局	へきなん 4 0 3	総務部資産活用課(アクラ ²)	車載型
115	陸上移動局	へきなん 4 0 4	開発水道部水道課	車載型
116	陸上移動局	へきなん 4 0 5	開発水道部水道課	車載型
117	陸上移動局	へきなん 4 0 6	開発水道部水道課	車載型
118	陸上移動局	へきなん 4 0 7	開発水道部水道課	車載型
119	陸上移動局	へきなん 4 0 8	建設部土木港湾課	車載型
120	陸上移動局	へきなん 4 0 9	建設部土木港湾課	車載型
121	陸上移動局	へきなん 4 1 0	開発水道部下水道課	車載型

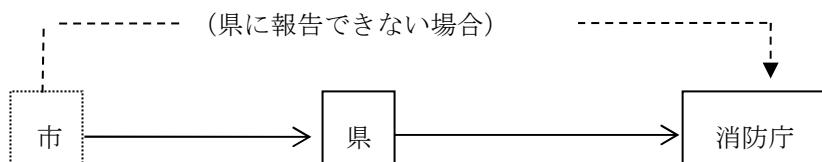
3 デジタルトランシーバー（携帯型、固定型）

	種別	呼出名称	設置場所・常置場所	摘要
1	デジタル簡易無線局	市役所 1	市民協働部防災課（消防団用）	携帯型
2	デジタル簡易無線局	市役所 2	市民協働部防災課（消防団用）	携帯型
3	デジタル簡易無線局	市役所 3	市民協働部防災課（消防団用）	携帯型
4	デジタル簡易無線局	消防署本署	碧南消防署庶務消防団係	携帯型
5	デジタル簡易無線局	消防署本署	碧南消防署	携帯型
6	デジタル簡易無線局	消防署北分署	碧南消防署北分署	携帯型
7	デジタル簡易無線局	消防署東分署	碧南消防署東分署	携帯型
8	デジタル簡易無線局	消防署長	碧南消防署長	携帯型
9	デジタル簡易無線局	消防副署長	碧南消防署副署長	携帯型
10	デジタル簡易無線局	消防団本団	碧南消防署内消防団長室	固定型
11	デジタル簡易無線局	消防団長	消防団長	携帯型
12	デジタル簡易無線局	消防副団長	消防副団長	携帯型
13	デジタル簡易無線局	第1分団	消防団第1分団	固定型
14	デジタル簡易無線局	第1分団 1	消防団第1分団	携帯型
15	デジタル簡易無線局	第1分団 2	消防団第1分団	携帯型
16	デジタル簡易無線局	第1分団 3	消防団第1分団	携帯型
17	デジタル簡易無線局	第1分団 4	消防団第1分団	携帯型
18	デジタル簡易無線局	第2分団	消防団第2分団	固定型
19	デジタル簡易無線局	第2分団 1	消防団第2分団	携帯型
20	デジタル簡易無線局	第2分団 2	消防団第2分団	携帯型
21	デジタル簡易無線局	第2分団 3	消防団第2分団	携帯型
22	デジタル簡易無線局	第2分団 4	消防団第2分団	携帯型
23	デジタル簡易無線局	第3分団	消防団第3分団	固定型
24	デジタル簡易無線局	第3分団 1	消防団第3分団	携帯型
25	デジタル簡易無線局	第3分団 2	消防団第3分団	携帯型
26	デジタル簡易無線局	第3分団 3	消防団第3分団	携帯型
27	デジタル簡易無線局	第3分団 4	消防団第3分団	携帯型
28	デジタル簡易無線局	第5分団	消防団第5分団	固定型
29	デジタル簡易無線局	第5分団 1	消防団第5分団	携帯型
30	デジタル簡易無線局	第5分団 2	消防団第5分団	携帯型
31	デジタル簡易無線局	第5分団 3	消防団第5分団	携帯型
32	デジタル簡易無線局	第5分団 4	消防団第5分団	携帯型
33	デジタル簡易無線局	第6分団	消防団第6分団	固定型
34	デジタル簡易無線局	第6分団 1	消防団第6分団	携帯型
35	デジタル簡易無線局	第6分団 2	消防団第6分団	携帯型
36	デジタル簡易無線局	第6分団 3	消防団第6分団	携帯型
37	デジタル簡易無線局	第6分団 4	消防団第6分団	携帯型
38	デジタル簡易無線局	消防予備隊長	消防予備隊長	携帯型
39	デジタル簡易無線局	消防予備副隊長	消防予備副隊長	携帯型
40	デジタル簡易無線局	第1分隊 1	消防予備隊第1分隊	携帯型
41	デジタル簡易無線局	第1分隊 2	消防予備隊第1分隊	携帯型
42	デジタル簡易無線局	第1分隊 3	消防予備隊第1分隊	携帯型
43	デジタル簡易無線局	第2分隊 1	消防予備隊第2分隊	携帯型
44	デジタル簡易無線局	第2分隊 2	消防予備隊第2分隊	携帯型
45	デジタル簡易無線局	第2分隊 3	消防予備隊第2分隊	携帯型
46	デジタル簡易無線局	第3分隊 1	消防予備隊第3分隊	携帯型
47	デジタル簡易無線局	第3分隊 2	消防予備隊第3分隊	携帯型
48	デジタル簡易無線局	第3分隊 3	消防予備隊第3分隊	携帯型
49	デジタル簡易無線局	第5分隊 1	消防予備隊第5分隊	携帯型
50	デジタル簡易無線局	第5分隊 2	消防予備隊第5分隊	携帯型
51	デジタル簡易無線局	第5分隊 3	消防予備隊第5分隊	携帯型
52	デジタル簡易無線局	第6分隊 1	消防予備隊第6分隊	携帯型
53	デジタル簡易無線局	第6分隊 2	消防予備隊第6分隊	携帯型

54	デジタル簡易無線局	第6分隊 3	消防予備隊第6分隊	携帯型
55	デジタル簡易無線局	防災課 1	市民協働部防災課（災害時庁内連絡用）	携帯型
56	デジタル簡易無線局	防災課 2	市民協働部防災課（災害時庁内連絡用）	携帯型
57	デジタル簡易無線局	防災課 3	市民協働部防災課（災害時庁内連絡用）	携帯型
58	デジタル簡易無線局	防災課 4	市民協働部防災課（災害時庁内連絡用）	携帯型
59	デジタル簡易無線局	防災課 5	市民協働部防災課（災害時庁内連絡用）	携帯型

資料4－2 愛知県及び消防庁の連絡先一覧

1 愛知県及び消防庁への連絡系統図



2 愛知県（本庁）への連絡先

	平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
勤務時間内	本庁舎2階防災安全局内			自治センター6階災害情報センター		
	NTT電話	052-951-3800(災害対策課) 052-951-1382(消防保安課) 052-961-2111(県庁代表) 内線2512(災害) 内線2512(特殊災害) 内線2522(火災) 内線2522(危険物) 内線2539(救急・救助) (直通) 052-954-6193(災害、特殊災害) 052-954-6141(救急・救助) 052-954-6144(火災・危険物)	052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(県庁代表) 内線5302～5304(総括部総括班) 内線5306～5307(総括部涉外班) 内線5314～5316(総括部復旧班) 内線5308～5310(広報部広報班) 内線5311～5312(情報部整理班) 内線5313～5316(情報部局・公共機関班) 内線5317～5319(情報部方面班) 内線5328(情報部調査班) 内線5323～5324(運用部庶務班) 内線5325～5327(運用部運用班) 内線5328(運用部財務会計班)	052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(県庁代表) 内線5302～5304(総括部総括班) 内線5306～5307(総括部涉外班) 内線5314～5316(総括部復旧班) 内線5308～5310(広報部広報班) 内線5311～5312(情報部整理班) 内線5313～5316(情報部局・公共機関班) 内線5317～5319(情報部方面班) 内線5328(情報部調査班) 内線5323～5324(運用部庶務班) 内線5325～5327(運用部運用班) 内線5328(運用部財務会計班)	052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(県庁代表) 内線5302～5304(総括部総括班) 内線5306～5307(総括部涉外班) 内線5314～5316(総括部復旧班) 内線5308～5310(広報部広報班) 内線5311～5312(情報部整理班) 内線5313～5316(情報部局・公共機関班) 内線5317～5319(情報部方面班) 内線5328(情報部調査班) 内線5323～5324(運用部庶務班) 内線5325～5327(運用部運用班) 内線5328(運用部財務会計班)	
	NTT FAX	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-964-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7106(災害情報センター) 052-971-7103 052-973-4107	052-971-7106(災害情報センター) 052-971-7103 052-973-4107	052-971-7106(災害情報センター) 052-971-7103 052-973-4107	052-971-7106(災害情報センター) 052-971-7103 052-973-4107
	防災行政無線 (地上系8発信 衛星系9発信)	発信番号-600-2512(2階災害対策課内) 発信番号-600-2512(災害) 発信番号-600-2512(特殊災害) 発信番号-600-2522(火災) 発信番号-600-2522(危険物) 発信番号-600-2539(救急・救助)	発信番号-600-1360～1362(総括部総括班) 発信番号-600-1363(総務部涉外班) 発信番号-600-1367(総務部復旧班) 発信番号-600-1364(広報部広報班) 発信番号-600-1365(情報部部局班・公共機関班) 発信番号-600-1366(情報部方面班) 発信番号-600-1368(情報部調査班) 発信番号-600-1321(県警連絡員) 発信番号-600-1324(自衛隊連絡員)	発信番号-600-1360～1362(総括部総括班) 発信番号-600-1363(総務部涉外班) 発信番号-600-1367(総務部復旧班) 発信番号-600-1364(広報部広報班) 発信番号-600-1365(情報部部局班・公共機関班) 発信番号-600-1366(情報部方面班) 発信番号-600-1368(情報部調査班) 発信番号-600-1321(県警連絡員) 発信番号-600-1324(自衛隊連絡員)	発信番号-600-1360～1362(総括部総括班) 発信番号-600-1363(総務部涉外班) 発信番号-600-1367(総務部復旧班) 発信番号-600-1364(広報部広報班) 発信番号-600-1365(情報部部局班・公共機関班) 発信番号-600-1366(情報部方面班) 発信番号-600-1368(情報部調査班) 発信番号-600-1321(県警連絡員) 発信番号-600-1324(自衛隊連絡員)	発信番号-600-1360～1362(総括部総括班) 発信番号-600-1363(総務部涉外班) 発信番号-600-1367(総務部復旧班) 発信番号-600-1364(広報部広報班) 発信番号-600-1365(情報部部局班・公共機関班) 発信番号-600-1366(情報部方面班) 発信番号-600-1368(情報部調査班) 発信番号-600-1321(県警連絡員) 発信番号-600-1324(自衛隊連絡員)
	防災行政無線 (FAX)	発信番号-600-1510(災害対策課)	発信番号-600-1514(災害情報センター)	発信番号-600-1514(災害情報センター)	発信番号-600-1514(災害情報センター)	発信番号-600-1514(災害情報センター)
勤務外	NTT電話	052-954-6844(宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ	上記勤務時間内の欄に同じ	上記勤務時間内の欄に同じ	上記勤務時間内の欄に同じ
	NTT FAX	052-954-6995(宿日直室)	同上	同上	同上	同上
	防災行政無線	600-5250～5253(宿日直室)	同上	同上	同上	同上
	防災行政無線 (FAX)	600-4695(宿日直室)	同上	同上	同上	同上
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp		aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp			
防災webメール	—	—	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp			

3 西三河県民事務所

	電話番号	内線番号	電話設置場所
NTT電話	0564-23-1211(代表)	2265～2271	2階防災安全課室
	0564-27-2705、2706		
	0564-27-2793～2795		4階災害対策センター室
NTTFAX	0564-23-4316		2階防災安全課室
	0564-27-2796		4階災害対策センター室
防災行政無線電話 (地上系8発信/衛星系9 発信)	発信番号-605-内線	2265～2271	2階防災安全課室
	発信番号-605- 4111～4116、4117、4124		4階災害対策センター室
防災行政無線FAX	発信番号-605-1150		2階防災安全課室
	発信番号-605-4123		4階災害対策センター室
e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp (代表)		
防災webメール	nishimikawa_jimusho@bousai.pref.aichi.jp		

4 消防庁への連絡先

(1) 通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9:30～18:15）（消防庁応急対策室）

(NTT回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	(消防防災無線) 92-90-43422 92-90-49033(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 発信番号-048-500-90-43422 発信番号-048-500-90-49033(FAX)
--	---	---

(2) 夜間・休日時（消防庁宿直室）

(NTT回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)	(消防防災無線) 92-90-49102 92-90-49036(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 発信番号-048-500-90-49102 発信番号-048-500-90-49036(FAX)
--	---	---

資料4－3 災害時情報伝達収集先一覧

設置場所	電話番号	防災行政無線
市役所	41-3311	100、110
心身障害者福祉センター	48-1720	-
保健センター	48-3751	207
訪問看護ステーション	46-5511	-
碧南社協地域包括支援センター	46-3840	-
碧南東部地域包括支援センター	93-1191	-
碧南南部地域包括支援センター	46-5282	-
社会福祉法人碧南市社会福祉協議会	46-3702	255
碧南市市民活動センター	42-6561	-
公益社団法人碧南市シルバー人材センター	46-3703	-
養護老人ホーム	41-0895	-
碧南ふれあい作業所	46-2941	337
農業活性化センターあおいパーク	43-0511	-
環境課塩浜事務所	45-2171	-
一般財団法人衣浦港ポートアンド環境事業センター	46-1801	-
明石公園	48-1722	-
配水管理事務所(第2配水場)	41-0070	253
伏見屋排水機場	41-6645	-
堀川下水ポンプ場	42-6748	252
中田川ポンプ場	48-0286	-
蜆川排水機場	41-1701	-
市民病院	48-5050	249
第1学校給食センター	42-2504	254
第2学校給食センター	48-0983	-
文化会館	42-3511	227
南部市民プラザ(市民図書館南部分館)	42-8211	210
東部市民プラザ(高齢者元気ッス館)	46-1188	217
臨海体育館	48-5311	230
勤労者体育センター	41-2103	-
市民図書館	41-0894	250
市民図書館中部分館	41-1980	-
芸術文化ホール	48-3731	-
哲学たいけん村無我苑	41-8522	251
海浜水族館	48-3761	235
衣浦東部広域連合碧南消防署	41-2400	256
衣浦東部広域連合碧南消防署北分署	48-3033	257
衣浦東部広域連合碧南消防署東分署	43-3055	258
衣浦衛生組合	41-3479	-
リサイクルプラザ	53-5379	-
サンビレッジ衣浦	41-2655	-
衣浦斎園	48-1620	-
臨海公園グラウンド	46-1189	-
ものづくりセンター	43-5031	259
新川保育園	41-1476	226
羽久手保育園	41-1475	203
天道保育園	41-0077	228
大浜保育園	41-0896	237
築山保育園	41-0999	238
棚尾保育園	41-0897	239
日進保育園	41-0091	240

設置場所	電話番号	防災行政無線
鷺塚保育園	旭町3-70-2	41-1460
荒子保育園	笛山町3-29	42-0138
西端保育園	札木町3-202	42-2566
新川幼稚園	新川町2-123	41-6552
中央幼稚園	幸町3-40-1	48-4403
大浜幼稚園	浜田町1-119	41-0992
棚尾幼稚園	春日町2-10	42-1121
西端幼稚園	上町2-77	48-0777
新川小学校	新川町2-1	41-0998
中央小学校	向陽町3-19	42-8700
大浜小学校	浜田町1-1	41-0990
棚尾小学校	春日町1-5	41-0993
日進小学校	日進町4-1	41-0995
鷺塚小学校	旭町2-30	41-0996
西端小学校	上町3-1	48-1542
新川中学校	新川町1-1	41-0997
中央中学校	植出町5-2	42-3223
南中学校	春日町1-1	41-0991
東中学校	天神町3-88	41-0994
西端中学校	神田町3-10	48-0981
新川公民館	新川町2-1-1	41-2103
中部公民館	向陽町3-48	42-8266
大浜公民館	中町1-53	42-1182
棚尾公民館	汐田町2-28	41-0892
日進公民館	日進町2-92	48-2678
鷺塚公民館	旭町2-66	48-5412
西端公民館	半崎町3-60	48-1217
農業者コミュニティセンター	神田町2-6	42-5888
前浜集落センター	前浜町1-80	42-9616
川口農業センター	川口町1-24-2	42-9766
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所(地域総合支援室)	豊橋市中野町字平西1-6	0532-48-2111
国土交通省中部地方整備局三河港湾事務所(地域総合支援室)	豊橋市神野ふ頭町1-1	0532-32-3251
衣浦海上保安署	半田市11号地2	0569-22-4999
愛知県防災安全局(災害対策課)	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-951-3800
西三河県民事務所(防災安全課)	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2705
知立建設事務所(維持管理課)	知立市上重原町蔵福寺124	82-3228
西三河農林水産事務所(建設課)	岡崎市明大寺本町1-4	0564-23-1211
衣浦港務所(総務課)	半田市11号地1-1	0569-21-2450
衣浦東部保健所	刈谷市大手町1-12	21-4778
愛知県警碧南警察署(警備課)	松本町26	46-0110
陸上自衛隊豊川駐屯地 (第10特科連隊第3大隊)	豊川市穂ノ原1-1	0533-86-3151 (内線3232)
株式会社刈谷ネットワーク	刈谷市野田町大ヒゴ1番地	27-2112
中部電力パワーグリッド株式会社刈谷営業所	刈谷市大手町4-6	27-6702
碧南郵便局	栄町1-22	41-0985
名鉄知立駅	知立市栄町2-60	81-0577

資料4－4 被害判定基準

被 告 区 分		判 定 基 準
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者
住 家 の 被 害	(住 家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれ主屋の付属建物とみなす。
	(世 带)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これら類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）
	住 家 全 壊 (全 燃・全 流 出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修をしなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 燃)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

被 告 区 分		判 定 基 準
住家の被害	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	(非 住 家)	住家以外の建物でこの報告中、他の被害か所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の	田の流出・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稻の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑 の 冠 水	
	学 校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損 壊	道路の全部又は一部の損壊により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水	崩土、土砂の流入又は道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	(通行不能)	道路の損壊、崩土及び冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破 堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	そ の 他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港湾・漁港	港 湾 ・ 漁 港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨海交通のための施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖 く ず れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。

被 害 区 分		判 定 基 準
そ の 他	地 す べ り	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土 石 流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火 災 発 生	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	崩壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。
罹 灾 世 帯	(火 灾)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危 険 物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	そ の 他	建物及び危険物以外のもの
罹 灾 者	罹 灾 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
公 共 文 教 施 設	罹 灾 者	り災世帯の構成員とする。
農 林 水 産 業 施 設	公 共 文 教 施 設	公立の文教施設をいう。
公 共 土 木 施 設	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象とする施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
その他の公共施設	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

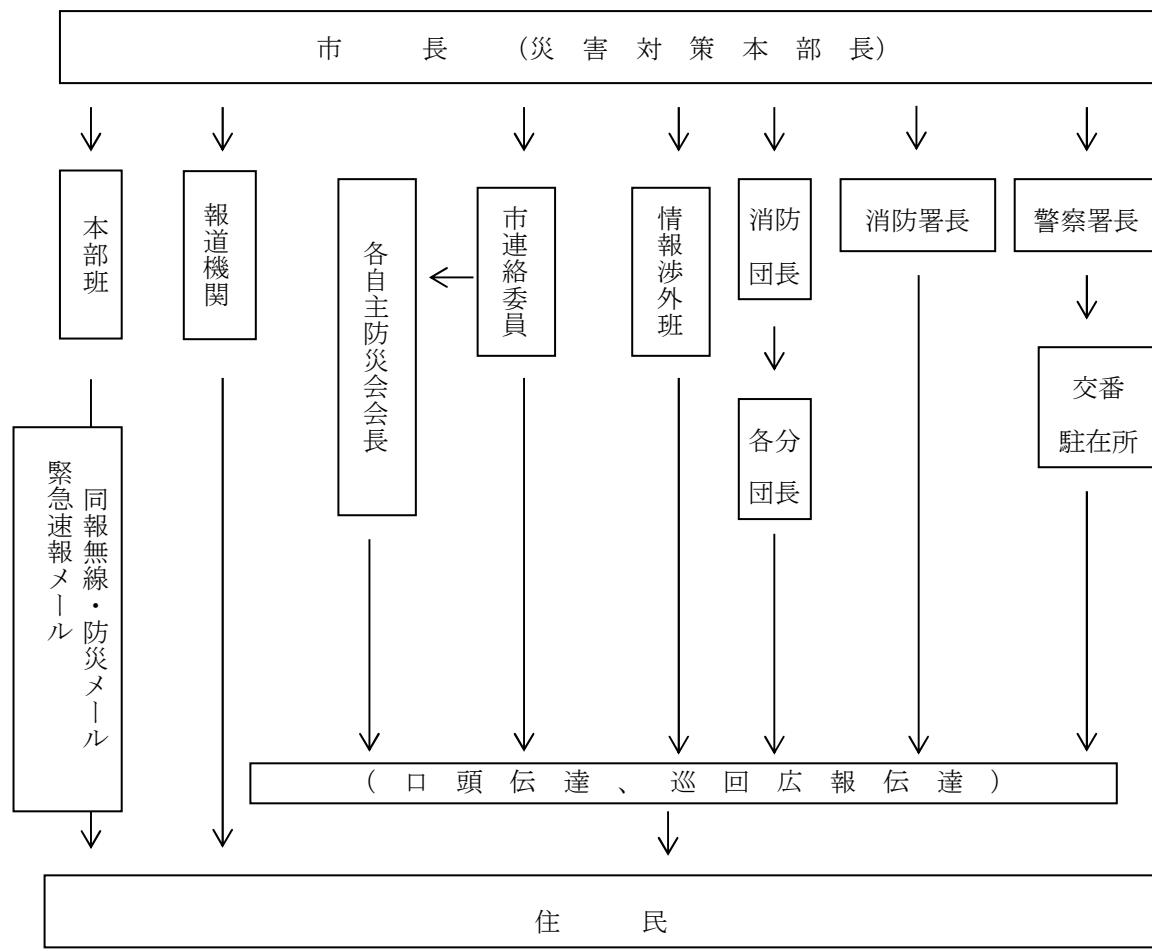
被 害 区 分	判 定 基 準
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農業水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、カッコ書きするものとする。
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他	農 産 被 害 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 产 被 害 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜 产 被 害 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水 产 被 害 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害 建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを見ると、次のとおりである。

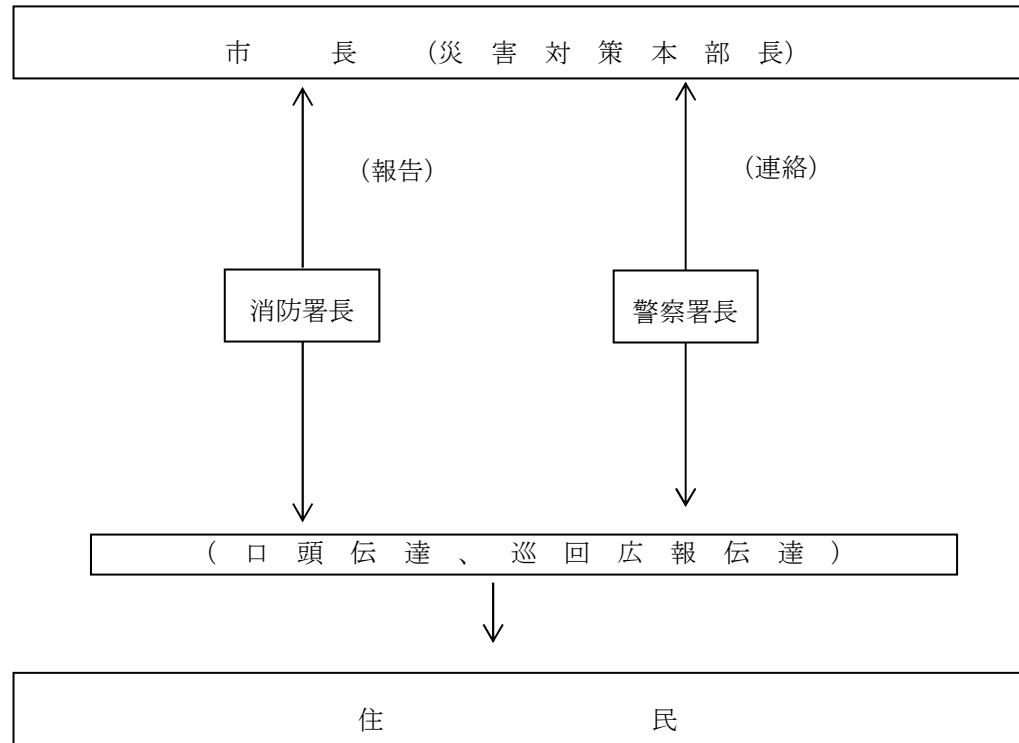
- ・人・住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・応援要請又は職員派遣の状況

資料4－5 避難指示等伝達系統図

1 市長による避難指示



2 警察署長、消防署長による避難指示



資料4－6 東海地震に関する情報の伝達例文

1 東海地震に関する調査情報（臨時）の例文

○○○○年○○月○○日
○○時○○分
気象庁地震火山部

東海地震に関する調査情報（臨時）

＊＊ 見出し ＊＊

○○観測点の地殻変動データが通常と異なる変化を示しています。気象庁では、この変化と東海地震の関連性を調査しています。

＊＊ 本文 ＊＊

気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、○○観測点の観測データが○○日○○時頃から通常と異なる変化を示し始めました。

現在のところ、他の観測点では通常の変動レベルを越えるような変化は観測されていません。また、東海地域の地震活動にも特段の変化は見られません。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、今後の観測データの推移を注意深く監視し、想定される東海地震との関連性を調査しています。

（東海地震に関する情報 第○号）

2 東海地震注意情報の例文

(1) 東海地震注意情報の例文 1

○○○○年○○月○○日
○○時○○分
気象庁地震火山部

東海地震注意情報

＊＊ 見出し ＊＊

○○及び○○観測点の地殻変動データに変化が現れています。この変化は、東海地震の前兆現象としてのプレスリップ発生に伴うものである可能性が高くなっています。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、東海地震の発生について注意が必要です。

＊＊ 本文 ＊＊

気象庁が東海地域に設置した地殻岩石歪（ひずみ）計のうち、○○観測データが○○月○○日○○時頃から通常と異なる変化を示しており、現在も継続中です。

その後○○時頃から、天竜の観測データにも、通常と異なる変化が認められています。

○○、○○の2観測点のデータの変化傾向が類似しており、変化量も浜名湖北東部直下にプレスリップ（プレート境界の一部がゆっくりとずれ動く現象）が発生しているとしても説明可能です。気象庁は、地震防災対策強化地域判定会委員の意見等も踏まえ、これらの変化が、東海地震の前兆現象として考えられているプレスリップの発生に伴うものである可能性が高くなったと判断しています。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、地震発生について注意が必要です。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、今後の観測データの推移について厳重に監視を続けます。

（東海地震に関する情報 第○号）

(2) 東海地震注意情報の例文 2

○○○○年○○月○○日
○○時○○分
気象庁地震火山部

東海地震注意情報

* * 見出し * *

○○、○○に加えて、○○でも地殻変動について通常と異なる変化が現れています。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、東海地震の発生について注意が必要です。

* * 本文 * *

気象庁が東海地域に設置した地殻岩石歪（ひずみ）計のうち、○月○日から○○と○○の観測データに通常と異なる変化が現れており、現在も加速的傾向を保ったまま継続中です。○○日○○時からは、○○でも通常と異なる変化が認められています。

このため、気象庁は○○日○○時○○分から地震防災対策強化地域判定会を開催し、東海地震の発生のおそれについて検討を開始しました。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、地震発生について引き続き注意が必要です。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、今後の観測データの推移について厳重に監視を続けることとしています。

（東海地震に関する情報 第○号）

3 東海地震予知情報の例文

○○○○年○○月○○日
○○時○○分
気象庁地震火山部

東海地震予知情報

＊＊ 見出し ＊＊

○○、○○及び○○観測点の地殻変動データ等が大きく変化しており、このままの変化が続けば、現在から2、3日以内に東海地震が発生するおそれがあると予想されます。

＊＊ 本文 ＊＊

気象庁では、○○時○○分から判定会を開いて東海地震が発生するおそれがあるかどうか十分検討しました。その結果、次の地震予知情報を内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣から警戒宣言が発せられました。

「気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、○○、○○及び○○観測点の観測データ等が大きく変化しています。このほか、周辺の歪計、傾斜計、水位計にも若干の変化が現れています。

これらの異常な地殻変動は、浜名湖北東部直下深さ30kmのプレート境界の一部がゆっくりとずれ動き始めたことに伴うものと推定されます。

このままの変化が続けば、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震（東海地震）が発生するおそれがあると予想されます。

予想された地震が発生すると、地震防災対策強化地域のうち、静岡県全域及び神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県の一部の地域では震度6弱以上、それに隣接する周辺の地域では震度5強程度になると予想されます。

また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、とくに、伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆諸島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大津波となるおそれがあります。」

地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、東海地震の発生に厳重な警戒が必要です。

（東海地震に関する情報 第〇号）

資料4－7 東海地震警戒宣言の伝達例文

東海地震の地震災害に関する警戒宣言（内閣総理大臣）

本日〇〇時、気象庁長官から、「東海地域の地震観測データに異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。このため、政府をあげて地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると判断したので、大規模地震特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。

この東海地震が発生すると、静岡県では震度7となるところがあり、静岡県全域および神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県の一部という広域で震度6弱以上の強い揺れになると予想されます。また、太平洋沿岸と伊豆諸島の広い地域で3m以上、高いところでは10m程度という大きな津波の来襲が予想され、東海地方を中心とした広範囲の地域で甚大な被害が発生すると予想されます。

政府といたしましては、直ちに私を本部長とする東海地震の地震災害警戒本部を設置し、自衛隊、警察、消防、海上保安庁の救出救助部隊を派遣するとともに、医療班の派遣準備を実施するなど、被害を局限化し、国民の安全を確保するための地震防災応急対策に全力で取り組みます。

国民の皆様、特に地震防災強化地域内の皆様は、警戒態勢を執り、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。地震が発生した場合に、建物の倒壊、津波や崖崩れなどの危険がある地域では、自治体の指示に従って避難してください。また、強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。

強化地域内の公的機関並びに地震防災応急計画を作成している施設管理者及び事業者は、それぞれの地震防災計画にのっとり地震防災対策を実施してください。

今後も国民の皆様に必要な情報を提供していきますので、テレビ、ラジオや自治体の広報には十分注意してください。

〇〇〇〇年〇〇日〇〇日

内閣総理大臣

○ ○ ○ ○

資料4－8 東海地震警戒宣言発令時の市長から市民への呼びかけ例文

1 日本語

市民の皆さん、碧南市長の〇〇〇〇でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日（午前・午後）〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと碧南市では、震度〇ないし〇のかなり強い地震が予想されますので十分警戒してください。

既に、市では職員が非常配備について防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆様も次の点に十分留意して、いざという時に備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も市職員、警察官、消防職員などの指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと念願し、ただ今全力を注いでいます。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて万全の対策をお願いします。

2 英語

Ladies and Gentlemen : I am ○○○○, Mayor of HekinanCity.

As you are already aware, the Prime Minister issued a warning at ○○ : ○○ this (morning/afternoon/evening) regarding the likely occurrence of a major earthquake in this area.

Should this earthquake occur, it is expected that Hekinan would be hit with vibrations of up to ○ or ○ degrees.

All the HekinanCity employees have made enormous efforts towards disaster prevention and emergency relief schemes, and I now ask all of you for your attention as I explain the following procedures for when an earthquake occurs.

Firstly, please refrain from using an open flame, using private vehicles or engaging in dangerous works. Next, if at all possible, prepare a supply of water for drinking and fire-fighting purpose.

In addition, it is essential that everyone remains calm.

Listen for correct and up-to-date news broadcast, and do not be misled by rumors and unofficial reports.

If you are assisting with emergency relief operations, please obey the City officers, the police and the fire brigade.

I am certain that, with individual strength and co-operation of Hekinan we can cope with this emergency situation should it arise.

Finally, I encourage all the people directly involved in the emergency relief operations to give your utmost effort and carry out your duties diligently.

Thank you for your co-operation.

資料5 消火・救急・救助・危険物等施設

資料5－1 消防用資機材等保有状況

1 消防力

(1) 衣浦東部広域連合碧南消防署

職員数	75人	化学消防ポンプ自動車	1台	資機材搬送車	1台
無線電話移動局	67基	高規格救急車	3台	救助艇	3台
消防ポンプ自動車	3台	救助工作車	1台	軽連絡車	1台
水槽付消防ポンプ自動車	4台	指令車	1台	人員搬送車	1台
はしご付消防ポンプ自動車	1台	広報車	1台		
小型動力ポンプ付水槽車	1台	連絡車	3台		

(2) 消防団

分団数	5	普通消防ポンプ自動車	5台	小型動力ポンプ積載車	5台
団員数	189人	小型動力ポンプ	10台	小型動力ポンプ軽積載車	5台

2 消防水利施設（碧南消防署）

消火栓	防火水槽		その他・プール
	40m ³ 以上	40m ³ 未満	
1,425個	138基	1基	22箇所

3 流出油防除資器材保有状況（碧南消防署）

油吸着剤	オイルフェンス			油処理剤
	B型	A型	その他	
535kg	720m		520m	964L

4 化学消火薬剤保有状況（碧南消防署）

泡消火薬剤
14.46kL

5 救助用資器材保有状況（碧南消防署）

救助用担架	6	救命浮環	21	救命索発射銃	1	チェーンソー	3
エアージャッキ	2	油圧式救助器具	5	空気呼吸器	55	緩降器	1
チルホール	2	空気式救助マット	1	潜水器具	12	レスキューフレーム	1
救命ボート	4	酸素溶断器	1	エアーテント	1	ストライカー	1
救命胴衣	175	酸素濃度測定器	4	エンジンカッター	4		

6 自衛消防力

ポンプ自動車等を有する事業所数	ポンプ車等の台数				
	普通消防ポンプ自動車	救急車	小型動力ポンプ	化学車	高所放水車
8事業所	6台	1台	1台	1台	1台

資料5－2 地震防災応急計画作成対象施設等

施設	数	施設	数	施設	数
劇場等	2	浴場	1	1,000人以上の工場	2
集会場等	50	神社、寺院等	28	危険物製造所	1
遊技場	4	その他事業場	41	屋外タンク貯蔵所	15
飲食店	40	複合（特定用途）	73	給油取扱所	26
百貨店、店舗	93	複合（非特定用途）	10	一般取扱所	28
旅館、ホテル	4	幼稚園	5	石コン特定事業所	4
病院、診療所等	13	学校	17	合 計	483
図書館、博物館	3	福祉施設等	44		

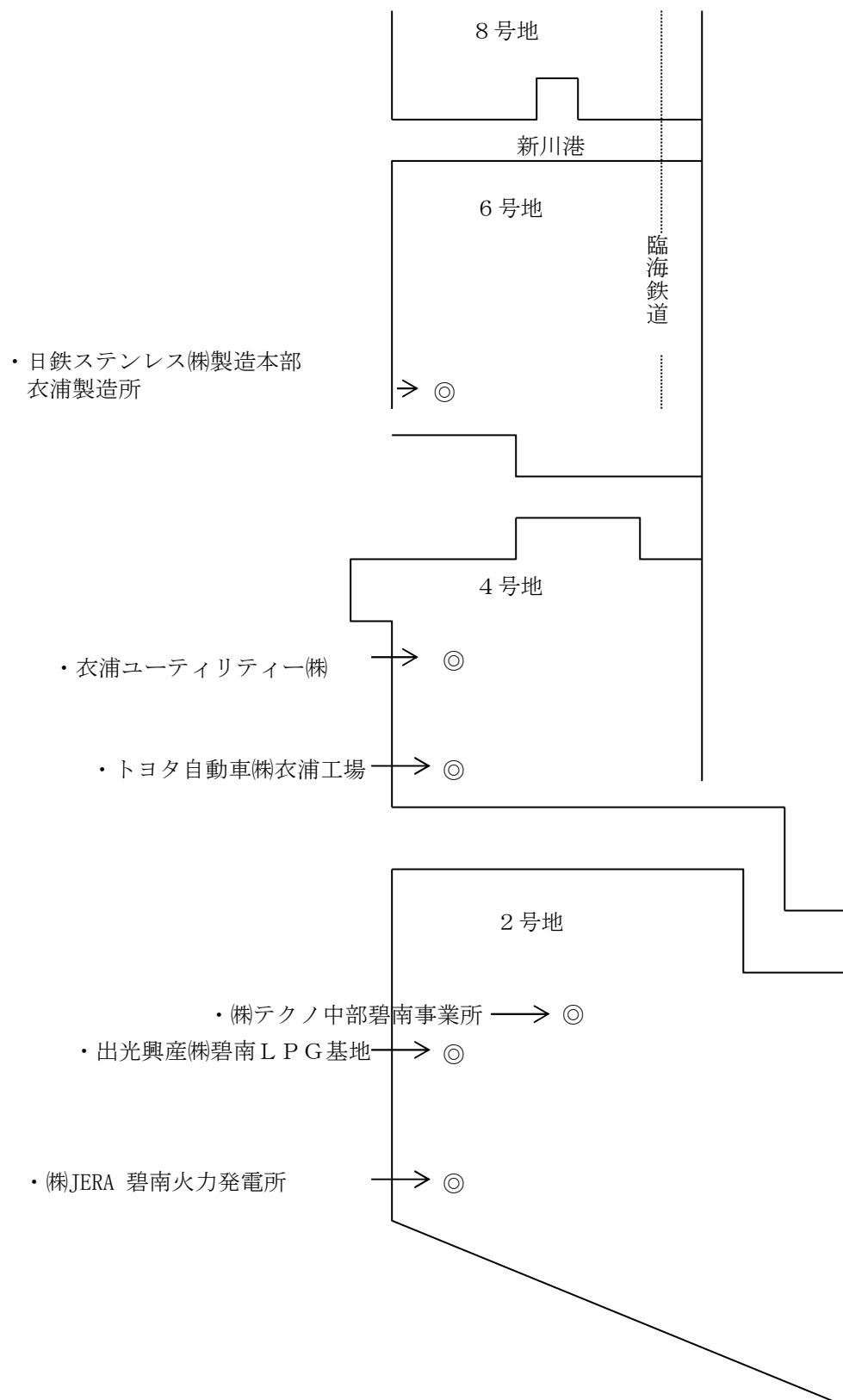
資料5－3 石油類等大量保有事業所

事業所名	所在地	危険物の種類	最大数量	備考
日鉄ステンレス(株)製造本部衣浦製造所	浜町1	第4類	1,502kL	令和4年4月1日
衣浦ユーティリティー(株)	玉津浦町2-2	第4類	6,452kL	令和4年4月1日
(株)JERA 碧南火力発電所	港南町2-8-2	第4類	39,712kL	令和4年4月1日
トヨタ自動車(株)衣浦工場	玉津浦町10-1,11	第4類	860kL	令和4年4月1日

資料5－4 高圧ガス大量保有事業所

事業所名	所在地	内 容	最大数量
出光興産(株) 碧南LPG基地	港南町2-1-1	LPガス	83,813t
(株)JERA 碧南火力発電所	港南町2-8-2	液化アンモニア	251t
(株)テクノ中部 碧南事業所	港南町2-8-2	液化アンモニア	521t
日鉄ステンレス(株)製造本部 衣浦製造所	浜町1	酸素・窒素・アルゴン	262t

資料 5－6 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図



資料6 輸送・交通関係

資料6-1 市車両保有状況

1 市長部局・教委部局関係分（計150台）（ ）は、うち広報活動可能な台数

種別		台数	種別	台数	種別	台数
普通 特殊	くるくるバス	5	小型乗用車	15	パワーショベル	0
	パッカ-車	0	小型四輪貨物	32 (1)	軽乗用車	14
	福祉車両	3	普通貨物	5	トラクター	2
乗合バス(28・40)		2	特殊用途自動車	14	特殊軽自動車	5
普通乗用車		10	軽四貨物	42(3)	原動機付自転車	1

2 水道部局関係（計7台）（ ）は、うち広報活動可能な台数

普通トラック	1台	給水タンク2m ³ 及び 同1m ³ 積載用	各1基
小型四輪貨物	1台(1)	仮設給水栓資材、給水 袋等用	
軽四輪貨物	5台(2)	同上	

資料6-2 車両・船舶の調達先

1 車両※愛知県トラック協会西三河支部碧南部会員

三光陸運(株)	須磨町2-18	41-0692	丸共通運(株)	港本町1-19	48-3211
碧南小型運送(株)	田尻町3-100	48-2550			

2 船舶

大浜漁業協同組合	築山町1-70	41-0248	(有)山崎マリ ン	岬町3-51	42-5189
衣浦マリーナ	道場山町3-21	41-2558			

資料6－3 緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図

1 緊急輸送道路指定拠点

番号	施設名等	区分	所在地	備考
①	碧南市役所	市	松本町28	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、イ該当
	碧南市土地改良区	指定地方 公共機関		昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ロ該当
②	衣浦東部広域連合 碧南消防署	消防	港本町1-29	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、イ該当
③	碧南警察署	警察	松本町26	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、イ該当
④	日本郵便株式会社 碧南郵便局	指定地方 公共機関	栄町1-22	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ロ該当
⑤	日本赤十字社愛知県支部 碧南市地区	指定地方 公共機関	山神町8-35	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ロ該当
	べきん福祉センターあぐる内防 災倉庫	備蓄倉庫		昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑥	(旧)中部電力株式会社 碧南営業所	指定地方 公共機関	田尻町4-25	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ロ該当
⑦	碧南市医師会	指定地方 公共機関	天王町1-70	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ロ該当
⑧	新川中学校	集積地点	新川町1-1	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑨	中央中学校	集積地点	植出町5-2	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑩	大浜小学校	集積地点	浜田町1-1	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑪	南中学校	集積地点	春日町1-1	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑫	東中学校	集積地点	天神町3-88	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑬	西端小学校	集積地点	上町3-1	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑭	雨池防災倉庫	備蓄倉庫	雨池町3-18	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑮	栗山倉庫	備蓄倉庫	栗山町2-2-2	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑯	旭町防災倉庫	備蓄倉庫	旭町3-7-2	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑰	4号地耐震岸壁	集積地点	港本町	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑱	碧南市民病院	医療施設	平和町3-6	昭和55年建設省告示1321号 該当なし(市の判断により指定)
⑲	碧南上水道第1配水場	上水道施設	旭町1-23	昭和55年建設省告示1321号 該当なし(市の判断により指定)
⑳	碧南上水道第2配水場	上水道施設	二本木町4-25	昭和55年建設省告示1321号 該当なし(市の判断により指定)
㉑	碧南高校	集積地点	向陽町4-12	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当

2 緊急輸送道路指定区間

次別	路線名	起点	終点	延長(km)
第1次	国道247号	碧南市～高浜市境	港本町交差点	5.8
第1次	県道碧南半田常滑線	港本町交差点	衣浦トネル東入口	0.7
第1次	市道港南1号線	港本町交差点	臨港道路ランプ	0.3
第1次	臨港道路東ふ頭7号本線及び支線	臨港道路ランプ	衣浦港中央ふ頭東4号岸壁	1.1
第2次	国道247号	港本町交差点	碧南市～西尾市境	2.6
第2次	県道安城碧南線	碧南市～安城市境	碧インター	3.4
第3次	市道港南1号線	臨港道路ランプ	港南町2丁目8番19地先	4.3
第3次	市道若松野田線	雨池町3丁目交差点	碧南9号踏切	2.8
第3次	県道平坂福清水線	碧南署北交差点	福清水交差点	0.6
第3次	県道道場山安城線	福清水交差点	水門橋	0.3
第3次	市道新川久沓線	水門橋	久沓公園北交差点	1.7
第3次	県道道場山安城線	久沓公園北交差点	碧南市～安城市境	4.6
第3次	県道平坂福清水線	中畠橋	碧南署北交差点	2.6
第3次	市道大道宮下線	栗山防災倉庫	作塚町1丁目1番地先	0.5
第3次	新須磨中央駅線	天王交差点	碧南9号踏切	0.2
第3次	県道岡崎碧南線	天王交差点	道場山町交差点	0.5
第3次	県道名古屋碧南線	新川交差点	道場山町交差点	0.3
第3次	県道新川町停車場線	新川駅西交差点	新川交差点	0.2
第3次	市道新川1号線	新川町2丁目2番2地先	新川駅西交差点	0.4
第3次	市道久沓出崎線	新川町2丁目2番2地先	相生町南交差点	0.2
第3次	県道西尾新川港線	鶴見町5丁目交差点	明石インター	0.9
第3次	県道名古屋碧南線	大久手交差点	松江町交差点	0.7
第3次	市道山界線	大久手交差点	中部電力(株)碧南SS	0.1
第3次	市道中央駅前線	碧南郵便局	栄町交差点	0.1
第3次	市道伏見屋神有線	霞浦町2丁目13番地先	東中学校	0.7
第3次	県道米津碧南線	鷺塚町1丁目交差点	伏見屋交差点	1.4
第3次	市道繩手鷺塚線	旭町3丁目21番地先	鷺塚町1丁目交差点	0.3
第3次	市道荒子鷺塚線	旭防災倉庫	旭町3丁目21番地先	0.1
第3次	市道市民病院線	碧南市民病院	市民病院前交差点	0.1
第3次	県道西尾知多線	西端小学校	西端小学校西交差点	0.2

※第1次緊急輸送道路・第2次緊急輸送道路(県指定緊急輸送道路)

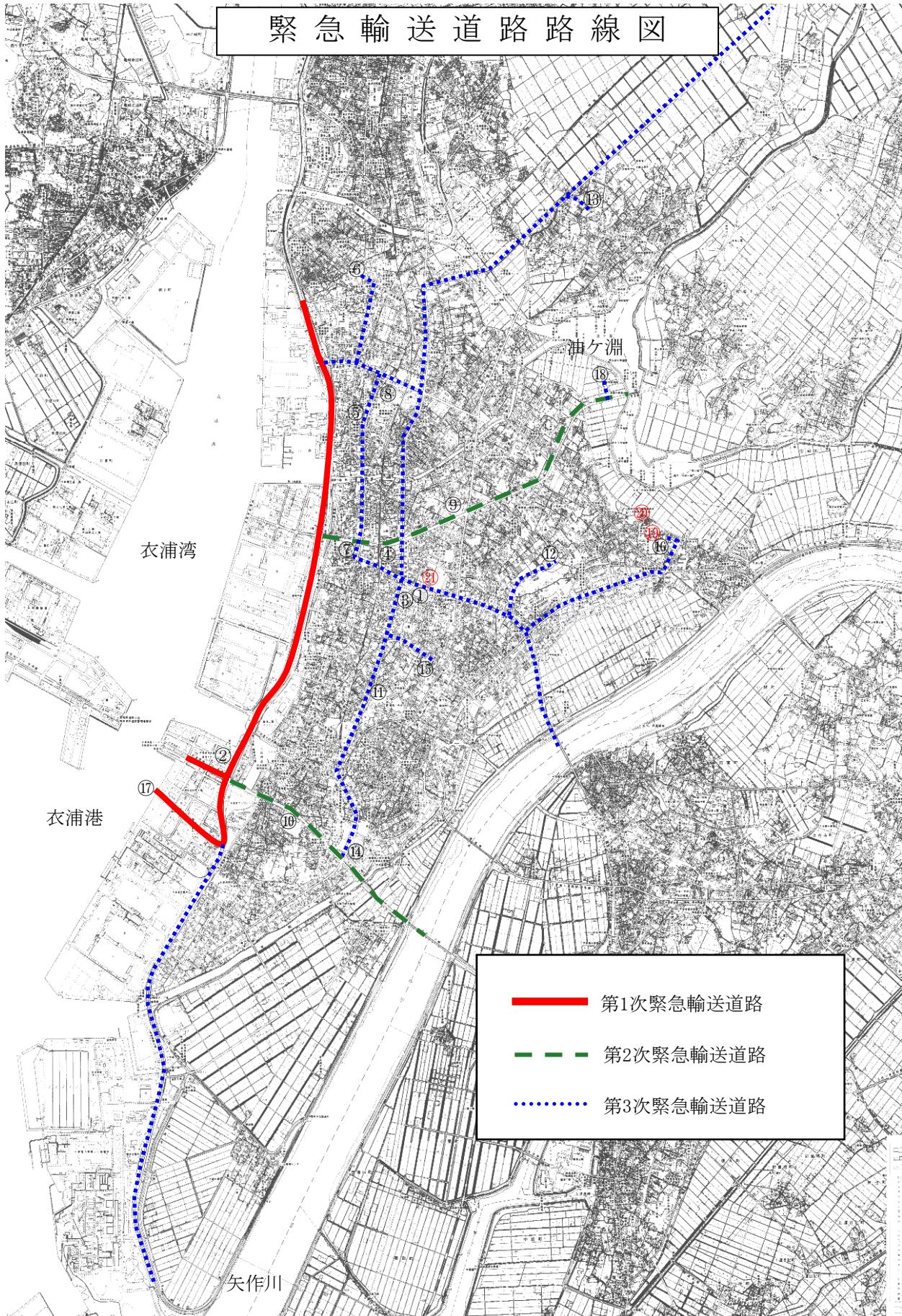
県地域防災計画で定められた大規模な地震が発生した場合に、避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広域的な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的とした道路。

※第3次緊急輸送道路（市指定緊急輸送道路）

第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路。

3 緊急輸送道路路線図（新）

緊急輸送道路路線図



(注) ①～⑪は緊急輸送道路指定拠点を示す。

資料6－4 指定避難所までの輸送道路

No.	避難所施設名	幹線道路	幅員 (m)	支線道路	幅員 (m)
1	新川小学校体育館	市道新川1号線	9		
2	新川公民館	市道新川久沓線	18	市道山神浜尾線	6~11
3	羽久手保育園	市道新川久沓線	18	市道鶴見6号線	7
				市道相生鶴見線	5
4	碧南工科高校体育館	県道道場山安城線	16		
5	中央小学校体育館	県道碧南高浜環状線	20	市道中央小線	7
6	中央中学校体育館	県道碧南高浜環状線	20	市道山神浜尾線	7
7	保健センター	県道岡崎碧南線	18		
8	大浜公民館	県道岡崎碧南線	9		
9	大浜小学校体育館	国道247号	30		
10	南部市民プラザ	国道247号	30		
11	棚尾小学校体育館	市道中松平七線	10		
12	棚尾公民館	市道中松平七線	12		
13	前浜集落センター	市道潮見亥新田線	16	市道前浜神社線	5
14	川口農業センター	市道潮見川口線	6	市道川口棚尾橋線	7
15	日進公民館	県道米津碧南線	15	市道蒲野橋線	9
16	東部市民プラザ	県道米津碧南線	15	市道神有鴻島線	8
17	東中学校体育館	市道伏見屋神有線	7		
18	鷺塚小学校体育館	県道西尾新川港線	15		
19	鷺塚公民館	県道西尾新川港線	15		
20	荒子保育園	県道安城碧南線	20	市道荒子保育園線	6
21	西端小学校体育館	県道西尾知多線	6		
22	西端区事務所	市道大久手吹上洲先線	10	市道清水宮下住宅	5
23	農業者ｾﾝﾀｰ	県道道場山安城線	16	市道西中北線	5
24	勤労者体育センター	市道新川久沓線	18	市道山神浜尾線	6~11
25	新川中学校体育館	市道新川久沓線	18	市道山神浜尾線	6~11
26	新川保育園	県道道場山安城線	20	市道藪下東山線	7
				市道新川保育園線	6
27	碧南市文化会館	県道平坂福清水線	18		
28	天道保育園	県道平坂福清水線	18	市道天道保育園線	8
29	南中学校体育館	市道若松野田線	12		
30	碧南市臨海体育館	国道247号	33		
31	棚尾ふれあい館	県道岡崎碧南線	10	市道棚尾本町若宮2号線	8
32	防災の家	県道米津碧南線	15		
33	西端下区民館	市道大久手吹上洲先線	10	市道油ヶ渕7号線	4
34	西端保育園	県道西尾知多線	6	市道西端保育園線	6
35	中部公民館	県道平坂福清水線	18	市道中央駅前線	6

資料6－5 緊急通行車両等届出書

		年	月	日
緊急通行車両等届出書				
愛知県知事 殿 愛知県公安委員会 殿				
申請者住所 (電話)				
			氏名	印
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用 者	住 所 (電話)	() 局 番		
	氏 名			
通 行 時 間				
出発地等		出発地	通行目的	
備 考				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

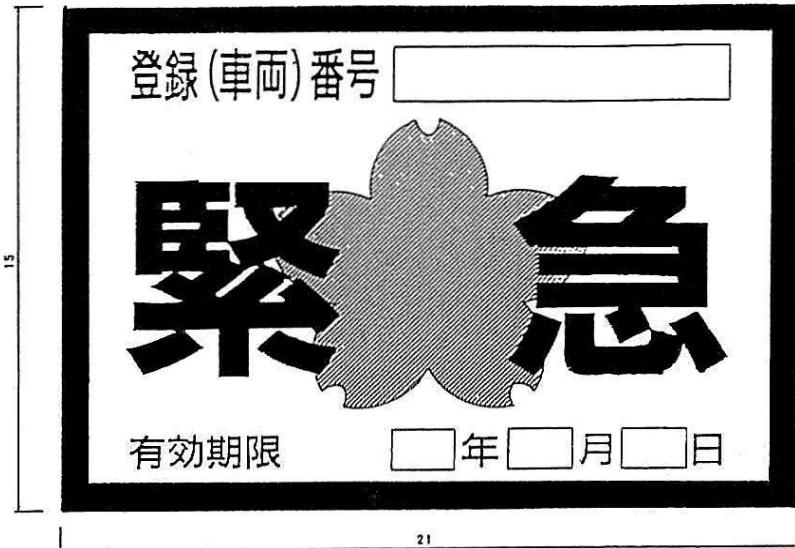
資料6－6 緊急通行車両確認証明書及び標章

1 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
愛知県知事		印
愛知県公安委員会		印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用 者	住 所 (電話)	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通行 経 路	出発地	目的 地
備 考		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

2 緊急通行車両標章



備考

- 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤字〔登録（車両）番号〕「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
- 図示の長の単位は、センチメートルとする。

資料 6－7 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第 号 地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
緊急通行車両等事前届出書 年 月 日		緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日	
愛知県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		愛知県公安委員会 印 (印)	
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
使用者 住所 氏名	車両の用途(緊輸送を行う車両 あつては、輸送員又は品名)		
	住 所 () 局 番		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。			

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とする。

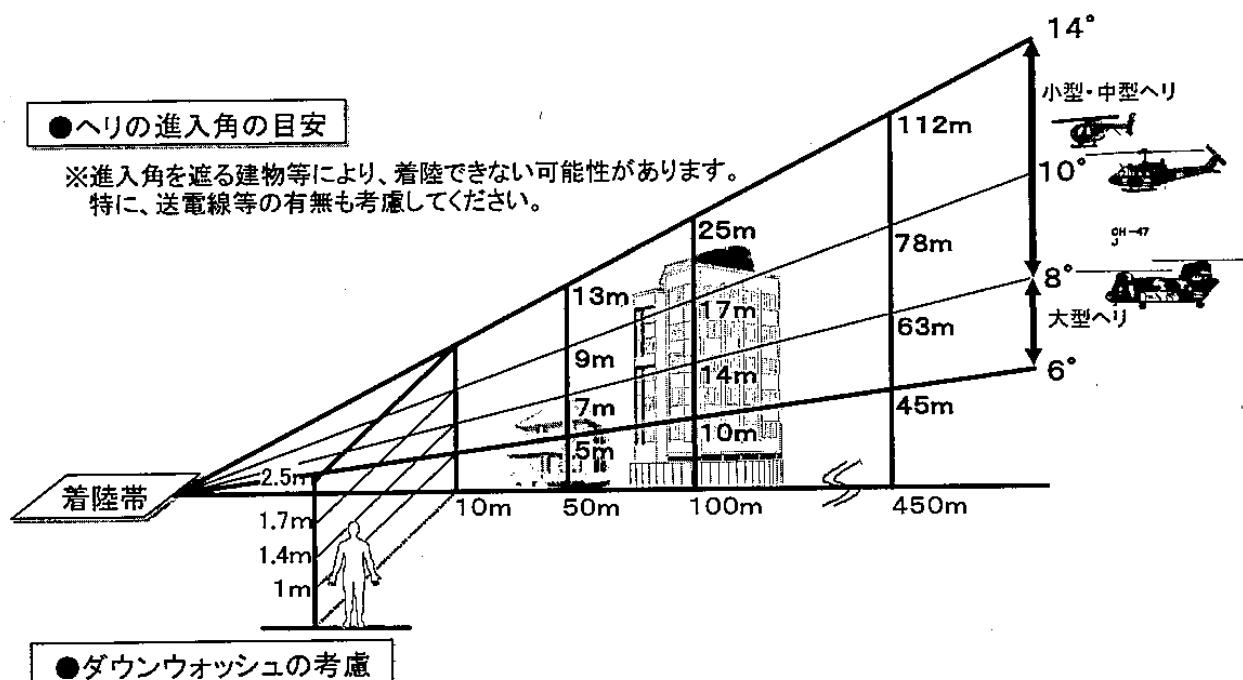
資料6－8 緊急通行車両等事前届出一覧表

緊急通行車両等事前届出一覧表					
申請年月日		年 月 日			
申請機関等					
提出先		<input type="checkbox"/> 警察本部交通規制課 <input type="checkbox"/> 警察署			
申請車両		合計 台			
申請 車 両	整理番号	車名等	車両番号	使用目的	配車先
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
20					

資料6－9 緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所

名 称	所在地	面積 (m ²) (巾×長さ)m	緯 度	経 度	県防災ヘリ 離着陸
臨海公園大芝生広場	浜町2-4	12,480 (80×80)	34 52 36	136 58 48	可
県立碧南高等学校グラウンド	向陽町4-12	26,061 (90×150)	34 52 59	136 59 51	可
西端中学校グラウンド	神田町3-10	12,480 (80×80)	34 54 53	137 01 01	不可

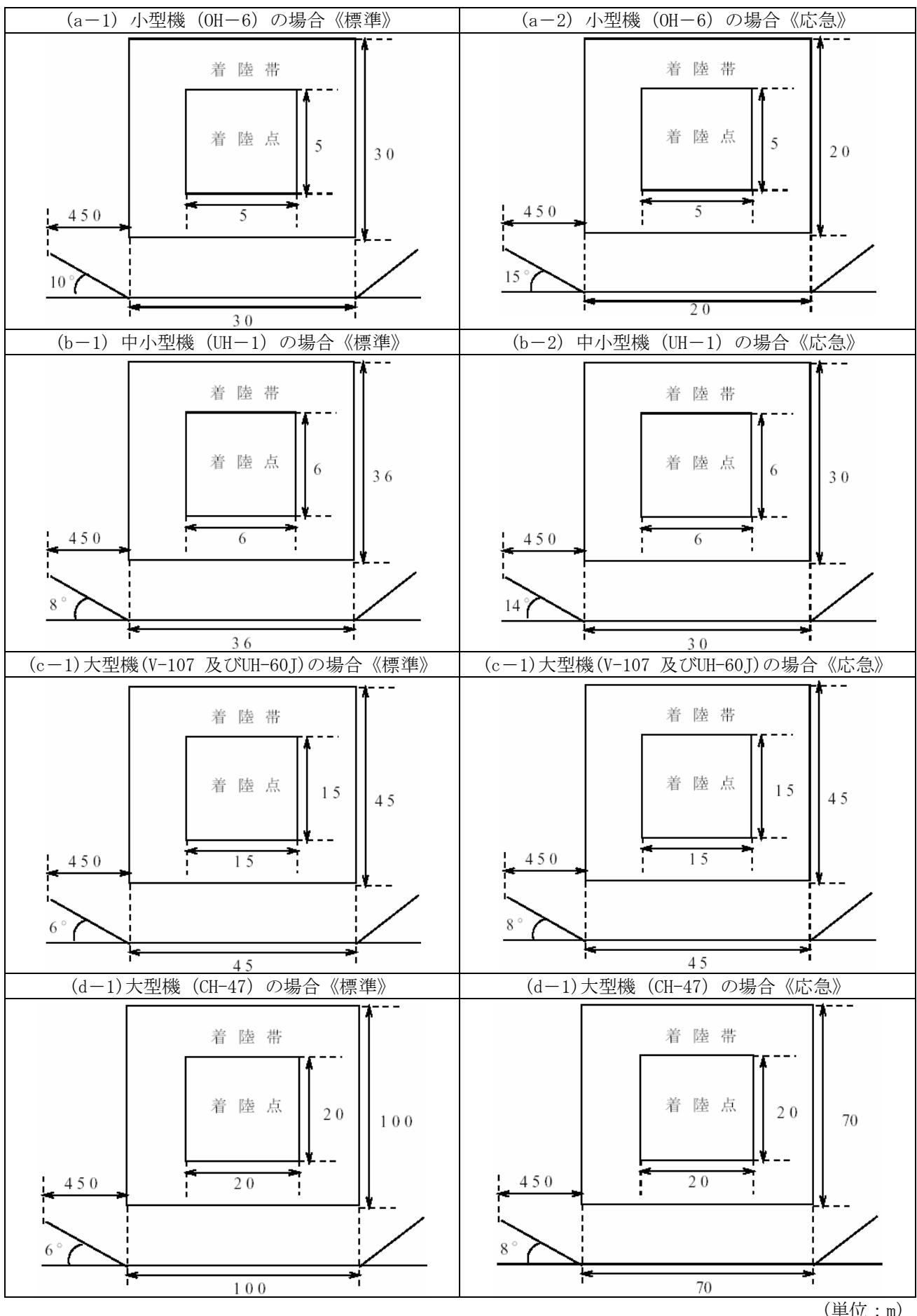
資料6－10 着陸帯設定時における留意事項



※前記の着陸帯等の諸元は、離着陸のための必要最小限の数値であり、この他、ヘリの離発着時における
ダウンウォッシュ(吹き下ろし流)に注意する必要があります。

① 着陸帯の状況:砂塵・小石の巻き上げ

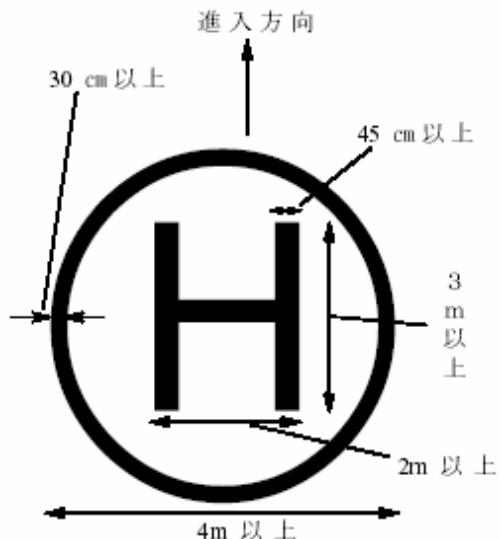
② 着陸帯の周辺の状況(離発着経路を含む。):風により飛散・破壊する物の有無



(単位 : m)

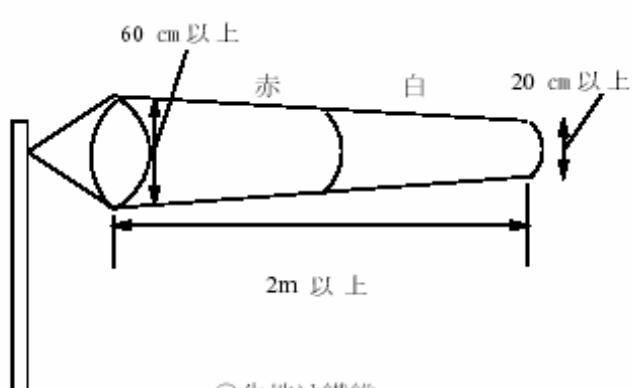
資料 6－1 1 H記号及び吹流しの基準

(a) H記号の基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

(b) 吹き流しの基準



(注)吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

資料7 物資の備蓄・調達

資料7-1 食糧・生活必需品等備蓄一覧表

令和5年2月現在

名称等	アルファ米(食)	クラッcker(食)	保存水1.5L(本)	保存水0.5L(本)	アルミ毛布(枚)	毛布(枚)	タオル(枚)	石鹼(個)	氷砂糖(kg)	サランラップ(本)	(本)	トイレットペーパー	(枚)	おむつ(子ども用)	おむつ(大人用)	尿取りパッド(枚)	生理用品(枚)	担架	簡易ベッド
市役所	4,000			6000		113	182				111								
雨池防災倉庫	6,700	7,910		17,136	700	433	1,000	72	60	60									
栗山防災倉庫	22,100	19,320	470	12,888	1,000	681	1,500	216	90	90	320								
旭町防災倉庫	8,900	6,650		15,240	700	500	1,000	72	60	60	240								
へきなん福祉センターあいくる	4,400	5,810	1,270	1,920	700	500	1,000	72	60	60	240								
神田町防災倉庫	8,300	8,260		14,472	300	250	400	72	30	30	80								
旧JA鷲塚支店(水防備蓄倉庫)	100	70		24	10														
碧南市民病院(コンテナ)						90								60				6	
防災備蓄倉庫(コンテナ・市内27箇所)	10,800	9,450	960	10,080		3,780	5,400				696	9,993	1,178	10,512	4,000	54			
指定避難所(35箇所)	1 新川小学校体育館	100	70		24		10					54						2 10	
	2 新川公民館	100	70		24		10					42						2 10	
	3 羽久手保育園	100	70		24		10					42						2 10	
	4 碧南工科高等学校体育館	100	70		24		10					42						2 10	
	5 中央小学校体育館	100	70		24		10					54						2 10	
	6 中央中学校体育館	100	70		24		10					42						2 10	
	7 保健センター	100	70		24		10					42						2 10	
	8 大浜公民館	100	70		24		10					42						2 10	
	9 大浜小学校体育館	100	70		24		10					54						2 10	
	10 南部市民プラザ	100	70		24		10					42						2 20	
	11 棚尾小学校体育館	100	70		24		10					54						2 10	
	12 棚尾公民館	100	70		24		10					42						2 10	
	13 前浜集落センター	100	70		24		10					42						2 10	
	14 川口農業センター	100	70		24		10					42						2 10	
	15 日進公民館	100	70		24		10					42						2 10	
	16 東部市民プラザ	100	70		24		10					54						2 20	
	17 東中学校体育館	100	70		24		10					42						2 10	
	18 鷺塚小学校体育館	100	70		24		10					60						2 10	
	19 鷺塚公民館	100	70		24		10					42						2 10	
	20 荒子保育園	100	70		24		10					42						2 10	
	21 西端小学校体育館	100	70		24		10					54						2 10	
	22 西端公民館	100	70		24		10					42						2 10	
	23 農業者コミュニティセンター	100	70		24		10					42						2 10	
	24 勤労者体育センター	100	70		24		10					42						2 10	
	25 新川中学校	100	70		24		10					42						2 10	
	26 新川保育園	100	70		24		10					42						2 10	
	27 天道保育園	100	70		24		10					42						2 10	
	28 文化会館	100	70		24		10					42						2 10	
	29 南中学校体育館	100	70		24		10					42						2 10	
	30 臨海体育館	100	70		24		10					42						2 10	
	31 棚尾ふれあい館	100	70		24		10					42						2 10	
	32 防災の家	100	70		24		10					42						2 10	
	33 西端下区民館	100	70		24		10					42						2 10	
	34 西端保育園	100	70		24		10					42						2 10	
	35 中部公民館	100	70		24		10					42						2 10	
合計		68,800	59,920	2,700	78,600	3,410	6,697	10,482	504	300	300	3,247	9,993	1,238	10,512	4,000	130	370	

【27箇所の防災備蓄倉庫(コンテナ)】1 明石公園 2 市民図書館駐車場 3 新川小学校 4 中央中学校 5 中央小学校 6 市役所 7 臨海公園駐車場 8 旧岡崎信用金庫碧南支店北 9 大浜小学校 10 前浜町 11 川口町老人憩いの家 12 若宮公園 13 棚尾小学校

14 日進小学校 15 東中学校 16 鷺塚小学校 17 神有町4丁目用地 18 踏分公園 19 西端下区民館 20 西端小学校

21 東山秋葉神社 22 保健センター駐車場 23 大浜熊野大神社 24 伏見公園 25 大浜下区コミュニティーセンター 26 羽久手グラウンド 27 西部区民館

資料 7－2 資機材等備蓄一覧表

令和5年2月現在

名称等	(2) ガソリン K W 発電機	(0) ガソリン K W 発電機	(0) プロパン ガス K W 発電機	(5) ハイ ブリット K W 発電機	三脚付 投光機 2 5 W	防水型 防爆型 投光灯 2 5 W	コードリール 組立反設トイ ル	簡易トトイレ	非常用便袋 (枚)	間仕切り	レスキュー カーテン	浄水機	炊出釜 ガスバーナー ^{セラト} 30人用	炊出釜 ガスバーナー ^{セラト} 100人用	カゼットコンロ	車椅子	テント	チエソーソ	救助工具 セット	ウインチ	リヤカー	バルーン投光器			
市役所	1	1			4	7			9,00 0				1		3	5									
雨池防災倉庫			2				4	1		2,80 0	1				96		10			1	2				
栗山防災倉庫	1						4			4,50 0					158							2			
旭町防災倉庫					1		4			2,80 0					96							2			
市契約倉庫(作塙町)								7	7 0	35,6 00															
へきなん福祉センターあいくる		1					4			2,70 0					96		0					2			
神田町防災倉庫		1					4			1,50 0					48							2			
旧JA鷺塙支店(水防備蓄倉庫)																						1			
碧南市民病院(コンテナ)	1																		6		2	2			
防災備蓄倉庫(コンテナ・市内 27 箇所)	27	27	7			108		2 6	82						27	27	64 8	27	27	26	27	26	27		
指定避難所（35箇所）	1 新川小学校体育館	1				2	3	2	800	3	1	1													
	2 新川公民館	1				2	1	2	600	3															
	3 羽久手保育園	1				2	1	2	600	3															
	4 碧南工科高等学校体育館	1				2	3	2	1,000	3															
	5 中央小学校体育館	1				2	3	2	600	3	1	1													
	6 中央中学校体育館	1				2	3	2	1,000	3															
	7 保健センター	1				2	1	2	600	3															
	8 大浜公民館	1				2	1	2	600	3															
	9 大浜小学校体育館	1				2	3	2	1,000	3	1	1													
	10 南部市民プラザ	1				2	3	2	1,000	3															
	11 棚尾小学校体育館	1				2	3	2	800	3	1	1													
	12 棚尾公民館	1				2	1	2	600	3															
	13 前浜集落センター	1				2	1	2	600	3															
	14 川口農業センター	1				2	1	2	600	3															
	15 日進公民館	1				2	1	2	600	3															
	16 東部市民プラザ	1				2	3	2	1,000	3															
	17 東中学校体育館	1				2	3	2	1,000	3		1													
	18 鷺塙小学校体育館	1				2	3	2	600	3	1	1													
	19 鷺塙公民館	1				2	1	2	600	3															
	20 荒子保育園	1				2	1	2	600	3															
	21 西端小学校体育館	1				2	3	2	600	3	1	1													
	22 西端公民館	1				2	1	2	600	3															
	23 農業者コミュニティセンター	1				2	1	2	1,000	3		1													
	24 勤労者体育センター	1				2	1	2	1,000	3										2					
	25 新川中学校	1				2	3	2	1,000	3		1													
	26 新川保育園	1				2	1	2	600	3															
	27 天道保育園	1				2	1	2	600	3															
	28 文化会館	1				2	3	2	1,000	3															
	29 南中学校体育館	1				2	3	2	1,000	3		1													
	30 臨海体育館	1				2	3	2	1,000	3															
	31 棚尾ふれあい館	1				2	1	2	600	3															
	32 防災の家	1				2	1	2	600	3															

資料7－3 市内給食設備所有施設

施設名	所在地	電話	給食能力(食)
第1学校給食センター	小屋下町3-15	42-2504	5,400
第2学校給食センター	"	48-0983	3,720
羽久手保育園	鶴見町6-17	41-1475	100
天道保育園	末広町2-32	41-0077	135
築山保育園	塩浜町7-99	41-0999	140
日進保育園	伏見町1-66	41-0091	150
鷺塚保育園	旭町2-25	41-1460	175

資料7－4 南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に定める防災拠点

施設名	分類	所在地	物資集積場所
碧南市臨海公園	救助活動拠点 地域内輸送拠点	碧南市浜町2-4	ドーム
愛知県立碧南高等学校	地域内輸送拠点 (代替候補)	碧南市向陽町4-12	体育館
碧南市役所	地域内輸送拠点 (代替候補)	碧南市松本町28	1階ロビー

資料8 避難地・避難所関係

資料8－1 一時退避場所及び火災時退避場所

1 一時退避場所

災害時に一時的に命を守るために避難する場所。

	施設名	所在地	津波	洪水	高潮
新川	新川小学校校舎	新川町 2-1	○	○	○
	新川小学校グラウンド	新川町 2-1	○	○	○
	新川中学校校舎	新川町 1-1	○	○	○
	新川中学校グラウンド	新川町 1-1	○	×	×
	六軒町公園及びアイシン精機(株)駐車場	六軒町 4-38	○	○	○
	明石公園駐車場	松江町 3 丁目	○	○	○
	明石公園	松江町 1-1	○	×	×
	稻荷社境内	松江町 1-66	○	○	○
	神明社境内	相生町 5-74	○	○	○
	山神社境内	山神町 7-26	○	○	○
	碧南工科高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×
	新川町駅西駐車場	浅間町 3-18	○	×	×
	秋葉神社境内	金山町 4-6	○	×	×
	御鍬社境内	西山町 7-115	○	×	×
	住吉神社境内	住吉町 3-40	○	×	×
	斎宮社境内	千福町 3-3	○	○	○
	踏分公園	踏分町 1-101-1	○	×	×
中央	中央小学校校舎	向陽町 3-19	○	○	○
	中央小学校グラウンド	向陽町 3-19	○	○	○
	中央中学校校舎	植出町 5-2	○	○	○
	中央中学校グラウンド	植出町 5-2	○	○	○
	碧南市文化会館	源氏神明町 4	○	○	○
	市民病院尾城共同住宅	尾城町 5-45-1	○	○	○
	市営向山住宅	幸町 6-11	○	○	○
	宮後公園	宮後町 3-1	○	×	×
	神明社境内	宮後町 2-25	○	○	○
	末広公園	末広町 2-23	○	○	○
	末広東公園	末広町 3-35	○	○	○
	栄公園	栄町 2-60	○	○	○
	津島神社境内	天王町 7-26	○	○	○
	野田公園	野田町 80	○	○	○
	神明社境内	源氏神明町 6	○	○	○
	源氏神明公園	源氏神明町 122	○	○	○
大浜	大浜小学校校舎	浜田町 1-1	○	○	○
	前浜集落センター	前浜町 1-80	△	△	△
	特別養護老人ホーム川口結いの家	川口町 1-178-1	△	△	△
	中部電力(株)川口寮	川口町 1-179	△	△	△
	トヨタ自動車(株)第1～第5衣浦寮敷地	港本町 3-1	○	×	×
	トヨタ自動車(株)アリビオ衣浦寮敷地	塩浜町 8-1-1	○	×	×
	スペクトル碧南	塩浜町 5-2-1	△	△	△
	大浜保育園園庭	本郷町 2-68	○	×	×
	荒神社境内	中町 1-62	○	○	○
	臨海公園	浜町 2-4	○	×	×
	大濱熊野大神社境内	宮町 5-46	○	×	×
	大浜幼稚園	浜田町 1-119	○	△	△
	児童養護施設オリーブ	江口町 3-12	△	△	△
	衣浦東部浄化センター 管理棟	港南町 2-8-15	○	×	×
	アイシン辰栄株式会社 立体駐車場	港南町 2-8-12	○	○	○

棚尾	棚尾小学校校舎	春日町 1-5	○	○	○
	棚尾小学校グラウンド	春日町 1-5	○	×	×
	南中学校校舎	春日町 1-1	○	○	○
	南中学校グラウンド	春日町 1-1	○	×	×
	棚尾公民館	汐田町 2-28	△	△	△
	ものづくりセンター	汐田町 1-1-2	△	△	△
	ジール碧南店 立体駐車場	栗山町 2-59-1	○	△	△
	水族館北駐車場	浜町 2-3	○	×	×
	熊野神社境内	大浜上町 1-2	○	○	○
	沢渡公園	沢渡町 194	○	×	×
	棚尾保育園園庭	汐田町 5-34	○	×	×
	八柱神社境内	弥生町 3-140	○	○	○
	DCMカーマ碧南店 店舗 2階駐車場	弥生町 5-46	△	△	△
日進	日進小学校校舎	日進町 4-1	△	△	△
	(株)中部プラントサービス碧南寮	三宅町 4-72	△	△	△
	日鉄ステンレス(株)碧南寮	鴻島町 5-33	○	△	△
	流作区民館敷地内	流作町 1-11-1	○	×	×
	霞浦公園	霞浦町 2-68-2	○	×	×
鷲塚	鷲塚小学校校舎	旭町 2-30	○	○	○
	鷲塚小学校グラウンド	旭町 2-30	○	○	○
	東中学校校舎	天神町 3-88	○	○	○
	東中学校グラウンド	天神町 3-88	○	○	○
	市民病院看護師住宅	尾城町 1-17	○	△	△
	市営新道住宅	新道町 2-69-1	○	△	△
	市営城山住宅	城山町 5-32	○	△	△
	市営笹山住宅	笹山町 3-1-1	○	△	△
	碧南市養護老人ホーム	鷲林町 4-109-1	○	△	△
	特別養護老人ホーム ひまわり	鷲林町 4-109-1	○	△	△
西端	西端小学校校舎	上町 3-1	○	○	○
	西端小学校グラウンド	上町 3-1	○	×	×
	西端中学校校舎	神田町 3-10	○	△	△
	市営三度山住宅	三度山町 2-7	○	△	△
	トリーハイツ西端	古川町 1-1	○	△	△
	農業者コミュニティセンター駐車場	神田町 2-6	○	×	×
	西端保育園園庭	札木町 3-202	○	×	×
	特別養護老人ホームシルバービアみどり苑	油渕町 3-50	○	×	×
	油ヶ渕地域運動広場（未整備）	湖西町 4 丁目	○	×	×

※ ○：使用可 △：上層階であれば使用可 ×：浸水するため使用不可

2 火災時退避場所

火災の延焼が大規模になったときに、多くの人々が避難できる場所。

場所によっては、津波・洪水・高潮時の避難も可能。

	施設名	所在地	津波	洪水	高潮
新川	新川小学校グラウンド	新川町 2-1	○	○	○
	新川中学校グラウンド	新川町 1-1	○	×	×
	碧南工科高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×
	明石公園	松江町 1-1	○	×	×
中央	中央小学校グラウンド	向陽町 3-19	○	○	○
	中央中学校グラウンド	植出町 5-2	○	○	○
大浜	大浜小学校グラウンド	浜田町 1-1	×	×	×
	臨海公園	浜町 2-4	○	×	×
	伊勢町公園	伊勢町 3-25	×	×	×
棚尾	棚尾小学校グラウンド	春日町 1-5	○	×	×
	南中学校グラウンド	春日町 1-1	○	×	×
	水族館北駐車場	浜町 2-3	○	×	×
	若宮公園	若宮町 7-19	×	×	×
日進	日進小学校グラウンド	日進町 4-1	×	×	×
鷲塚	鷲塚小学校グラウンド	旭町 2-30	○	○	○
	東中学校グラウンド	天神町 3-88	○	○	○
西端	西端小学校グラウンド	上町 3-1	○	×	×
	油ヶ淵遊園地	油淵町 2-72	×	×	×

※ ○：使用可 ×：浸水するため使用不可

資料8－2 市の指定する避難所

No	施設名	所在地	電話	構造	面積 m ²	収容可能人員	備考	津波	洪水	高潮
1	新川小学校体育館	新川町 2-1	41-0998	鉄筋 1F	1,120	560		○	○	○
2	新川公民館	新川町 2-1-1	41-2103	鉄筋 2F	135	67	ホール	○	○	○
3	羽久手保育園	鶴見町 6-17	41-1475	鉄筋 2F	130	65	遊戯室	○	○	○
4	碧南工科高等学校体育館	丸山町 3-10	42-2500	鉄骨 1F	1,270	635		○	×	×
5	中央小学校体育館	向陽町 3-19	42-8700	鉄骨 1F	1,009	504		○	○	○
6	中央中学校体育館	植出町 5-2	42-3223	鉄骨 1F	1,368	684		○	○	○
7	保健センター	天王町 1-70	48-3751	鉄筋 4F	105	52	ロビー	○	○	○
8	大浜公民館	中町 1-53	42-1182	鉄筋 2F	187	93	ホール	○	○	○
9	大浜小学校体育館	浜田町 1-1	41-0990	鉄筋 1F	1,177	588		○	×	×
10	南部市民プラザ	塩浜町 7-135	42-8211	鉄筋 2F	1,158	579	アリーナ	△	△	△
11	棚尾小学校体育館	春日町 1-5	41-0993	鉄骨 1F	1,163	581		○	○	○
12	棚尾公民館	汐田町 2-28	41-0892	鉄筋 4F	223	111	ホール	△	△	△
13	前浜集落センター	前浜町 1-80	42-9616	鉄筋 2F	348	174	大研修室	△	△	△
14	川口農業センター	川口町 1-24-2	42-9766	鉄筋 2F	272	136	大研修室	△	△	△
15	日進公民館	日進町 2-92	48-2678	鉄筋 2F	169	84	ホール	△	×	×
16	東部市民プラザ	照光町 5-3	46-1188	鉄骨鉄筋 1B2F	1,143	571	アリーナ	○	△	△
17	東中学校体育館	天神町 3-88	41-0994	鉄筋 1F	1,135	567		○	○	○
18	鷺塚小学校体育館	旭町 2-30	41-0996	鉄骨鉄筋 1F	925	462		○	○	○
19	鷺塚公民館	旭町 2-66	48-5412	鉄筋 2F	170	85	ホール	○	○	○
20	荒子保育園	笹山町 3-29	42-0138	鉄筋 2F	162	81	遊戯室	○	×	×
21	西端小学校体育館	上町 3-1	48-1542	鉄筋 2F	700	350		○	○	○
22	西端区事務所	半崎町 3-60	-	鉄筋 1F	116	58	ホール	○	×	×
23	農業者コミュニティーセンター	神田町 2-6	42-5888	鉄筋 1F	711	355	体育室	○	×	×
24	勤労者体育センター	新川町 2-1-1	41-2103	鉄筋 1F	720	360		○	○	○
25	新川中学校体育館	新川町 1-1	41-0997	鉄筋 1F	1,298	649		○	○	○
26	新川保育園	金山町 1-27-4	41-1476	鉄筋 2F	104	52		○	×	×
27	碧南市文化会館	源氏神明町 4	42-3511	鉄筋 5F	1,250	625		○	○	○
28	天道保育園	末広町 2-32	41-0077	鉄筋 2F	120	60		○	○	○

29	南中学校体育館	春日町 1-1	41-0991	鉄筋 2F	1, 089	544		○	×	×
30	臨海体育館	浜町 2-3	48-5311	鉄骨鉄筋 3F	1, 739	869	競技場	○	△	△
31	棚尾ふれあい館	棚尾本町 5-35	46-4746	鉄骨 2F	149	74		△	△	△
32	防災の家	鴻島町 6-67	42-8566	鉄骨 1F	82	41		○	×	×
33	西端下区民館	油渕町 1-1	-	鉄骨 1F	206	103		○	×	×
34	西端保育園	札木町 3-202	42-2566	鉄筋 2F	126	63		○	×	×
35	中部公民館	向陽町 3-48	42-8266	鉄筋 2F	145	72	ホール	○	○	○
合 計					21, 924	10, 954				

※ ○ : 使用できます △ : 上層階であれば使用できます × : 浸水するため使用できません

(注) 収容可能人員は、1人につき2.0m²の面積を基準とする。

資料 8－3 福祉避難所

※福祉避難所とは、市の指定する避難所では生活が困難な要配慮者（介護の必要な高齢者や障害者等）に配慮した設備等のある避難所。

※福祉避難所は、災害発生当初は開設しない。避難状況に応じて市で開設を判断し、開設する場合は福祉避難所施設の管理者に開設を要請する。

No.	福祉避難所名	住所(碧南市)	電話番号	受入人数 (人)	受入場所
1	特別養護老人ホーム川口結いの家	川口町1-178-1	46-5210	6	地域集いの部屋(1F)
				6	レクレーションルーム(4F)
2	特別養護老人ホームひまわり	鷺林町4-109-1	41-0865	20	地域交流センター(1F)
3	特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑	油渕町3-50	48-7111	6	機能訓練室(1F)
4	ふれあい福祉園ガイア	中山町1-7	48-3980	20	生活指導室、会議室2室、プレイroom、廊下の一部(全て2F)
5	碧南ふれあい作業所	中山町1-16-1	46-2941	40	室内運動場(3F)
6	あおみJセンター	相生町4-110	46-8295	4	作業室(1F)
7	碧南市養護老人ホーム	鷺林町4-109-1	41-0895	2	集会室・食堂(1F)
8	デイサービス中山	中山町6-10	-	10	大ホール(1F)

資料9 医療・衛生関係

資料9－1 市内の医療機関

※「病」…病院

名称	管理者	所在地	電話番号	診療科	病
医療法人愛生館 小林記念病院	小田高司	新川町 3-88	41-0004	内外 整外 神内 ひ 眼 放 リハ 麻 消内 循 内 呼内 糖内 老内 腎 内 漢内 こ外	○
医療法人従天会 山中従天医館	山中寛紀	東浦町 2-85	41-0707	内 他	
杉浦医院	杉浦晴彦	音羽町 2-6	41-0019	内 消内 内視内 胃内	
医療法人十喜会 加藤病院	加藤丈博	松本町 158	41-6211	内外 整外 皮 ひ 小	○
医療法人 <u>和伸会</u> 新川中央病院	<u>森岡聖次</u>	松江町 6-83	48-0009	内 消内 皮 小 心内 外 脳外 整外 形外	○
平岩医院	平岩紀子	中山町 6-55	48-3434	眼	
医療法人清風会 岡村産科婦人科	岡村 誠	沢渡町 29	41-2726	産 婦 小	
小澤医院	小澤博樹	若宮町 2-3	41-2568	他	
医療法人仁聖会 碧南クリニック	栗田聰子	植出町 1-28	48-5155	内	
板倉医院	板倉尚子	浅間町 1-89	41-0900	内 小	
碧南市民病院	亀岡伸樹	平和町 3-6	48-5050	内 循内 精 神内 アレ 小 外 整外 リハ 脳外 呼外 皮 ひ 産婦 眼 耳い 歯外 放 麻 病理	○
医療法人鈴嘉会 SDC 鈴木糖尿病内科	鈴木 厚	東山町 3-72	42-5800	内 他	
さいとう医院	斎藤圭治	雨池町 1-38	41-5800	内 消 呼 外 小 皮	
医療法人生会 いくた整形外科	生田 讓	中山町 3-31	48-5655	整外 リハ	
医療法人杉田会 にしばたクリニック	高原 理	札木町 2-74	42-2000	内 他	
医療法人 堀尾医院	堀尾 静	新川町 5-108	48-0633	内外 皮 こう	
原田医院	原田 公	湖西町 1-50	46-3655	内 消 小	
オオノ眼科クリニック	榆 孝子	野田町 130	46-3733	眼	
さかべ医院	坂部慶幸	志貴町 2-86	41-1923	内 循 消 呼 小	
耳鼻咽喉科ふじうらクリニック	藤浦一喜	二本木町 2-50	43-4567	耳 アレ	
田中眼科	田中浩人	伏見町 3-21	43-5331	眼	
長田医院	長田和久	源氏町 4-36	42-1200	外 胃 整外 皮	
奥田医院	奥田雪雄	若宮町 4-4	41-1025	耳い 気食	
ウィルクリニック	篠田正幸	鴻島町 4-24	43-5100	ひ 皮 内	
わしづかクリニック	西中康人	旭町 4-32-1	45-2535	内 循 アレ 小 リハ	
小町こどもクリニック	小町昭彦	三宅町 1-80	46-5885	小 アレ	
小林クリニック	小林 学	立山町 1-10	43-0388	内 呼 小 皮 外 整外 リハ	
医療法人 作塚杉浦クリニック	杉浦勇人	作塚町 3-10	42-5327	内 胃 外 皮 こう リハ	
みどりの森クリニック	近藤浩晃	向陽町 1-41	43-3773	内 小 他 皮	
エンゼルこどもクリニック	山路和孝	沢渡町 92	45-2525	小 他	
あおい皮フ科クリニック	三谷有史	白砂町 3-27	91-7201	皮 形外 アレ	
上平医院	上平知子	野田町 52	41-4555	内 呼内 アレ	
もぎ内科クリニック	茂木仁志	中山町 1-25	46-6660	内 呼内 アレ	
碧南整形外科	松本佳久	緑町 2-70	43-5800	整外 リウ リハ	
医療法人秀栄会 永井小児クリニック	永井 秀	栄町 2-69	41-0202	小	
しんかわ耳鼻咽喉科クリニック	宮崎貴志	久沓町 4-64-1	42-8733	耳い 他 アレ	

杉浦こどもクリニック <u>へきなん中央クリニック</u>	杉浦時雄 <u>神谷圭亮</u>	塩浜町 2-22 <u>栄町 1-21</u>	46-3300 <u>42-8125</u>	小 アレ 他 <u>内 腎内 糖内 小</u>	
内:内科 外:外科 整外:整形外科 神内:神経内科 ひ:泌尿器科 眼:眼科 放:放射線科 リハ:リハビリテーション科					
麻:麻酔科 消内:消化器内科 循内:循環器内科 呼内:呼吸器内科 糖内:糖尿病内科 老内:老年内科 腎内:腎臓内科					
漢内:漢方内科 二外:肛門外科 内視内:内視鏡内科 胃内:胃腸科 皮:皮膚科 小:小児科 心内:心療内科 脳外:脳神経外科					
形外:形成外科 循:循環器科 産:産科 婦:婦人科 精:メンタルクリニック アレ:アレルギー科 呼外:呼吸器外科					
耳い:耳鼻咽喉科 歯外:歯科口腔外科 消:消化器科 呼:呼吸器科 こう:肛門科 気食:気管食道・耳鼻咽喉科 リウ:リウマチ科 病理:病理診断科					

(歯科)

名称	管理者	所在地	電話番号
あさい歯科クリニック	浅井健太郎	荒子町2丁目37番地1	45-6882
あだち歯科クリニック	安達仁	松江町6丁目83番地2	43-3988
医療法人石川歯科医院	石川義人	新川町2丁目52番地	42-6996
エメラルドデンタルクリニック	高木加代子	鶴見町1丁目62番地1	91-8461
エルム歯科	佐々木俊典	金山町5丁目34番地	42-6480
エンゼル歯科	榎原健	沢渡町94番地1	46-1012
エンゼルデンタルクリニック	山路歩	沢渡町84番地	70-8787
岡田歯科	岡田徹	浅間町2丁目110番地	41-1074
おがわ歯科クリニック	小川謙	音羽町2丁目12番地	93-3160
小澤歯科医院	小澤誠	源氏町3丁目5番地	41-0273
篠田歯科	篠田了	篠田町4丁目77番地1	46-2894
かねます歯科	斎藤英延	源氏町5丁目18番地	41-0346
神谷歯科医院	神谷健史	田尻町2丁目17番地2	41-1215
衣浦歯科医院	鈴木健三	築山町3丁目78番地	48-0648
こうじま歯科	小林昭彦	鴻島町5丁目43番地	43-3877
小林歯科	小林正人	鷺林町4丁目89番地	46-8877
新須磨歯科医院	永坂澄輝	末広町3丁目47番地	42-5324
杉浦歯科医院	杉浦琢	吹上町4丁目54番地3	48-7976
すぎの木歯科クリニック	杉浦宏樹	羽根町1丁目77番地1	42-5088
すずらん歯科	水野博史	松本町77番地	41-9540
中央歯科	長田真明	向陽町2丁目4番地	48-3600
鶴田歯科医院	鶴田明男	上町2丁目4番地	48-3911
中根歯科医院	中根恒治	東浦町4丁目61番地1	41-1278
林歯科医院	林直樹	照光町4丁目25番地1	48-7075
松江歯科クリニック	杉浦和明	松江町3丁目43番地	48-3400
ミシマ歯科・矯正歯科	三島知彦	入船町3丁目57番地2	48-4181
医療法人真成会碧歯科医院	中根逸朗	緑町2丁目87番地	48-4343
みやち歯科クリニック	宮地秀憲	沢渡町198番地2	46-5222
盛田歯科医院	盛田裕樹	石橋町3丁目107番地	42-8848
リコー歯科	永坂直哉	栄町4丁目88番地	42-8884
龍一歯科	杉浦龍一	道場山町2丁目30番地	42-6410
わしづか歯科	伊藤正幸	旭町2丁目92番地	42-4433
しんかわ歯科	佐々木琢磨	鶴見町4丁目31番地	42-9363
ひろ歯科クリニック	福原広和	三度山町4丁目5番地1	41-8890

資料9－2 災害拠点病院及びDMAT指定医療機関（西三河南部西医療圏）

災害拠点病院名	所在地	電話番号	災害拠点病院の種類	DMAT指定医療機関	直近ヘリポート可能箇所	
					名称	距離(km)
刈谷豊田総合病院	刈谷市住吉町5-15	0566-21-2450	中核	DMAT指定	双葉グラウンド	1.0
愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院	安城市安城町東広畔28	0566-75-2111	中核	DMAT指定	病院敷地内	0.0
西尾市民病院	西尾市熊味町上泡原6	0563-56-3171	地域	DMAT指定	西尾市立看護専門学校グラウンド	0.2

(注) 災害拠点病院の種類について

- 1 「中核」は地域中核災害拠点病院を表す。
- 2 「地域」は地域災害拠点病院を表す。

資料9－3 清掃施設（ごみ、し尿）

1 施設等

名称等		衣浦衛生組合
所在地		広見町1-1-1
電話		41-3479
処理能力	ごみ	可燃ごみ 粗大ごみ
		190t/日 40t/5H
	し尿	110kl/日

2 ゴミ収集車数

種別	ダンプカー	パワーショベル	クレーン車	パッカー車	軽トラック
台数	1	0	0	0	1

3 し尿収集車数

所有業者	3,700リツル	2,700リツル	1,800リツル	備考
東海保全(株)	1	1	3	Tel41-1970
碧南環境衛生(株)		5		Tel41-2318

資料9－4 防疫用資機材

動力煙霧機	20台	動力噴霧機	2台	背負式噴霧器	2台
-------	-----	-------	----	--------	----

資料10 ライフライン関係

資料10-1 応急給水用資機材

名 称	仕 様	数量	保管場所
緊急用貯水槽 (設置型)	貯水量8m ³ (ステンレス製)	1基	第2配水場
	貯水量16m ³ (鋼鉄製)	1基	第1配水場
緊急用給水タンク (車両積載型)	容量1m ³ (アルミ製)	1基	第2配水場
	容量2m ³ (アルミ製)	1基	第2配水場
	容量4m ³ (ステンレス製)	1基	第2配水場
	容量1.5m ³ (ステンレス製)	7基	第2配水場
配送用給水タンク	容量10リットル(ポリタンク)	934個	第1配水場(404個) 第2配水場(330個) 栗山防災倉庫(200個)
臨時 給水用水中ポンプ	ポンプ形式:RSG-400、呼び径50 出力:400W 標準吐出量:最大300L/分 全揚程10m	2台	第2配水場
臨時給水用発電機	形式:EG41T三相200V、単相15V 連続運転約5.2時間	1台	第2配水場
応急給水用 エンジンポンプ	ポンプ形式:CEP-50X、呼び径50 吐出量:430L/分	7台	第2配水場
応急給水コンテナ	組立式 容量:1m ³	14基	第2配水場
非常用飲料水袋	容積6リットル(背負式)	24,405袋	第2配水場 (<u>23,780</u> 袋) 栗山防災倉庫 (<u>625</u> 袋)
臨時給水栓	蛇口4口	47基	第2配水場 (22基) 栗山防災倉庫 (25基)
残塩計	デジタル残塩計 比色残塩計	5台	第2配水場 デジタル残塩計 (2台) 比色残塩計 (1台) 水道課 デジタル残塩計 (1台) 比色残塩計 (1台)
P H計	電極P H計	1台	第2配水場
濁度計	デジタル濁色度計	1台	第2配水場

資料1 1 過去の災害状況

資料1 1－1 災害の記録

1 過去の地震

年月日	地震名	規模(M)	震源	被害・適要
明治				
5. 3. 14	浜田地震	7. 1	島根西部（石見、浜田）	死者 552 家屋全壊 4,762 山くずれ 6,562
24. 10. 28	濃尾地震※	8. 0	岐阜、愛知	死者 7,880 家屋全壊 164,611 半壊 123,158 山くずれ 1万余 大断層（根尾谷）
27. 10. 22	庄内地震	7. 0	秋田、山形	死者 726 家屋全壊 3,858 死者 2,397 焼失 2,148
29. 6. 15	三陸地震津波	8. 5	三陸沖	死者 27,122 家屋流出全半壊 8,891 船 7,032（津波被害）
大正				
12. 9. 1	関東大震災	7. 9	関東南部	死者 99,331 行方不明 43,476 家屋全壊 128,266 半壊 126,233 焼失 447,128
14. 5. 23	但馬地震	6. 8	兵庫県北部（日本海側）	死者 428 家屋全壊 1,295 焼失 2,180
昭和				
2. 3. 7	北丹後地震	7. 3	京都、兵庫	死者 2,925 家屋全壊 12,584 焼失 3,711 断層（郷村）
5. 11. 26	北伊豆地震	7. 3	静岡東部（伊豆北部）	死者 272 家屋全壊 2,165 断層（加殿、原保）
8. 3. 3	三陸沖地震	8. 1	三陸沖	死者 3,008 家屋流出 4,917 倒壊 2,364 浸水 4,329 船舶流出 7,303（津波被害）
18. 9. 10	鳥取地震	7. 2	鳥取	死者 1,083 家屋全壊 7,485 半壊 6,158 断層（鹿野、吉岡）
19. 12. 7	東南海地震※	7. 9	静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀	死者 1,223 住家全壊 17,599 同半壊 36,520 非住家全壊 17,317 同半壊 24,473 流出 3,129 津波
20. 1. 13	三河地震	6. 8	愛知南部	死者 2,306 住家全壊 7,221 同半壊 16,555 非住家全壊 9,187 同半壊 15,124 断層（深溝）
21. 12. 21	南海地震	8. 0	中部日本以西	死者 1,330 行方不明 102 家屋全壊 11,591 半壊 23,487 流出 1,451 浸水 33,093 焼失 2,598 船舶破損流出 2,991 津波
23. 6. 28	福井地震	7. 1	福井、石川、富山	死者 3,895 家屋倒壊 35,420 半壊 11,449 焼失 3,691 断層
24. 12. 26	今市地震	6. 4	栃木西北	死者 8 住家全壊 290 半壊 2,994 非住家全壊 583
27. 3. 4	十勝沖地震	8. 2	北海道南部 東北地方北部	死者 28 行方不明 5 家屋全壊 815 半壊 1,324 流出 9
35. 5. 23	チリ地震津波	8. 5	東北、北海道	死者 119 行方不明 20 家屋全壊 1,571 半壊 2,183 流出 1,259（津波被害）
39. 6. 16	新潟地震	7. 5	新潟、秋田、山形	死者 26 家屋全壊 1,960 半壊 6,610 浸水 15,297
40. 8. 3	松代群発地震	5. 4	長野県長野市松代周辺	1965 8.3～1969 12月末までに 有感地震 62,621 回負傷 15 家屋全壊 10 半壊 4 地すべり 64件
43. 2. 21	えびの地震	6. 1	宮崎、鹿児島	死者 3 負傷者 42 家屋全壊 368 半壊 636
43. 5. 16	1968年十勝沖地震	7. 9	北海道南部 東北地方北部	死者 49 行方不明 3 負傷者 330 家屋全壊 673 半壊 3,004 津波
48. 6. 17	1973年6月17日根室半島沖地震	7. 4	根室半島南東沖	負傷者 26 家屋全壊 2 小津波あり、 波高は根室で約1.5m 浸水 275 船舶流出沈没 10
49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6. 9	伊豆半島沖	行方不明 29 負傷者 78 家屋全壊 46 半壊 125 御前崎に最大波高22cmの津波
50. 1. 23		6. 1	阿蘇山の北	外輪山内にある一の宮町手野地区に被害が集中し

				た。負傷 10 家屋全壊 16 半壊 7 道路損壊 11 山くずれ 14
50.4.21		6.4	大分県西部 九重山付近	負傷 19 家屋全壊 31 半壊 90 道路損壊 47 山くずれ 141 レーキサイドホテルの一部崩壊
53.1.14	1978年伊豆大島近海 の地震	7.0	伊豆半島	伊豆半島の河津町、東伊豆町、天城湯ヶ島町に被害 は集中。死者 25 負傷者 205 全壊 96 半壊 616
53.6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	福島県・宮城 県・宮城県沖	死者 27 負傷者 1,105 家屋全壊 581 半壊 5,180 道路損壊 813 小津波あり
57.3.21	1982年浦河沖地震	7.1	北海道浦河町西 方沖	負傷者 167 家屋全壊 13 半壊 28 一部負傷 675
58.5.26	1983年日本海中部地 震	7.7	青森、秋田県西 方沖	死者 104 負傷者 324 家屋全壊 1,584 半壊 3,515 津波被害大
59.9.14	1984年長野県西部地 震	6.8	長野県西部	死者 14 行方不明 15 負傷者 10 建物全壊 14 半壊 73 道路損壊 258 大規模な土砂崩壊流出
平成				
5.1.15	平成5年 釧路沖地震	7.5	釧路沖	死者 1 負傷者 928 建物や道路の被害あり
5.7.12	平成5年 北海道南西沖地震	7.8	北海道南西 沖奥尻島	死者 202 行方不明 29 負傷者 305 地震に加え津波による被害大 奥尻島南端の青苗地区は火災もあり壊滅状態、津波 は青苗の市街地で10mを越えた所あり
6.10.4	平成6年 北海道東方沖地震	8.2	北海道東方沖	負傷者 437 家屋全壊 61 半壊 348 ライフライン特に水道施設に大きな被害
6.12.28	平成6年 三陸はるか沖地震	7.6	三陸はるか沖	死者 3 負傷者 788 家屋全壊 72 半壊 429 青森県八戸市を中心に水道、鉄道に大き な被害
7.1.17	平成7年 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大地 震)	7.3	淡路島	死者 6,434 不明 3 負傷者 43,792 住家全壊 104,906、半壊144,274 道路、鉄道、港湾など各施設に甚大な被害。この地 震は大都市の直下を襲ったものであり、戦後未曾有 の被害。
16.10.23	平成16年 新潟県中越地震	6.8	新潟県中越地方	死者 46 負傷者 4,174 全壊住宅 2,827 半壊 12,746 地震により大規模な河道宅地の崩落が発生 する地盤災害。
23.3.11	平成23年 東北地方太平洋沖地 震 (東日本大震災)	9.0 (モーメントガ チャード)	三陸沖	死者 18,703 不明者 2,674 負傷者 6,220 全壊 126,574 半壊272,302 一部破損759,831 日本の観測史上最大の地震で、波高10mを超える大規 模な津波が甚大な被害をもたらした。 埋立地では大規模な液状化現象が発生した。
28.4.16	平成28年 熊本地震	7.3	熊本県熊本地方	死者 251 負傷者 2,792 全壊住家8,677 半壊住 家34,577 一部破損162,373 火災15 震度7を観測する地震が2回観測された初めての地 震。
30.6.18	大阪市北部を震源と する地震	6.1	大阪府北部	死者 5 負傷者 361 全壊住家 14 半壊住家 327 一部損壊 44,166 最大震度6弱を大阪府大阪市北区・高槻市・枚方市・ 茨木市・箕面市の5市区で観測。
30.9.6	平成30年北海道胆 振東部地震	6.7	胆振地方中東部	死者 41 負傷者 750 全壊住家452 半壊住家 1,524 胆振地方中東部で震度7を観測。札幌市清田区で は、大規模な液状化現象が発生した。
令和				
1.6.18	山形県沖合を震源と する地震	6.7	山形県沖合	負傷者41 半壊住家36 一部破壊住家1,245 津波11cmが観測された。
3.2.13	福島県沖を震源とす る地震	7.3	福島県沖	死者 1 負傷者 187 全壊住家69 半壊住家 729 一部破損19,758

<u>4. 3. 16</u>	<u>福島県沖を震源とする地震</u>	<u>7. 4</u>	<u>福島県沖</u>	<u>死者 3 負傷者 247 全壊住家204 半壊住家 4, 085 一部破損45, 335 津波31cmが観測された。</u>
-----------------	---------------------	-------------	-------------	---

(理科年表による。)

※東北地方太平洋沖地震については、平成25年9月1日現在の消防庁資料による。

※熊本地震については、平成29年11月14日現在の消防庁資料による。

※令和3年福島県沖地震については、令和3年3月29日現在、令和4年福島県沖地震については、令和4年6月24日現在の気象庁資料による。

2 碧南市の災害の記録

20世紀に入ってからの主な災害

日時	災害名	被害・摘要
1944. 12. 7 13時40分	東南海地震	震源は遠州灘の海底。震度7。 大浜、西端地区で被害が大きかった。大浜小学校の田を埋め立てて作った校庭から、10~30cmの高さに水が吹き上がる現象が確認された。昼間であったため被害は少なかった。
1945. 1. 13 3時40分	三河地震	震源は三河湾（渥美湾）中央部で、深さ20km、震動が上下動と水平動の併合震であったため被害も多く出た。 大浜、西端地区で被害が大であった。 なお、44、45年の地震で前浜新田の地盤は、45cmあまり沈下し、樋門からの自然排水はできなくなった。
1948. 9. 25	13号台風	高潮のため、各海岸、蜆川、堀川の堤防が決壊する。
1951. 10. 15	ルース台風	堀川の堤防が決壊し、下山一帯が浸水する。
1952. 6月~7月		大雨災害により、伏見屋、平七新田、油ヶ渕一帯が浸水する。
1953. 9. 24 ~9. 25	13号台風	この時は、台風と大潮の満潮時が重なった上に夜間であったために、特に被害が大きかった。 なお、台風の中心が知多半島から三河山間部を横断したため、この地方の被害は甚大であった。 蜆川、堀川の各堤防及び海岸堤防の崩壊により、前浜、伏見屋、平七の各新田及び大浜下山一帯、油ヶ渕沿岸一帯の浸冠水により農作物が全滅、家屋の倒壊、流出も多かった。
1959. 9. 26	伊勢湾台風 (台風15号)	風速60m/s以上の強風で、当地を襲った台風では最大なものとなつた。高潮により碧南干拓の被害は、特に大きく、全滅に等しかつた。
1990. 9. 19 ~9. 20	台風19号	和歌山県白浜町の南に上陸し、その後愛知県を通過し、暴風雨となつた。床下浸水26田冠水 315ha畳冠水363ha被害総額750, 519千円
1991. 9. 18 ~9. 19	台風18号	本州南岸の秋雨前線を刺激したため、太平洋岸各地では記録的大雨となつた。床上浸水25床下浸水320道路損壊2田冠水100ha畳冠水293ha被害総額371, 544千円
1999. 6. 29 ~6. 30	梅雨前線	梅雨前線の活発化により、西三河地方にも大雨の被害をもたらした。碧南市では、総雨量が239.5mm、1時間当たりの最大降雨量61.5mmを記録した。床上浸水5棟、床下浸水96棟
2000. 9. 11 ~9. 12	東海豪雨	本州上の停滞前線に台風14号の影響で暖かく湿った空気が流れ込み、愛知県各地で大きな被害がでた。碧南市の総雨量362mm、床上浸水11棟、床下浸水175棟
2013. 8. 5 ~8. 6	集中豪雨	本州の南から流れ込んだ湿った空気の影響で大気の状態が非常に不安定となり、愛知県では、局地的に雷を伴った猛烈な雨が降つた。碧南市では総雨量139mm、1時間当たりの最大降雨量は105mmを記録した。床上浸水5棟、床下浸水50棟

資料 1 2 條例・災害協定等

資料 1 2-1 碧南市防災会議条例

〔 平成元年 12月 26日
条 例 第 45号 〕

改正 平成 15年 3月 27日 条例第3号

碧南市防災会議条例（昭和 38 年碧南市条例第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、碧南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

（組織）

第3条 防災会議は、会長及び委員 35 人以内で組織する。

2 会長は、市長とする。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 衣浦東部広域連合の職員のうちから市長が任命する者
- (5) 連絡委員のうちから市長が任命する者
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員から市長が任命する者
- (7) 教育長
- (8) 消防団長
- (9) 市の職員のうちから市長が指名する者
- (10) その他特に市長が必要と認め任命する者

4 前項第 1 号から第 6 号まで及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。

2 防災会議に副会長 1 人を置き、会長が指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 防災会議は、会長が招集する。

2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 （報酬及び費用弁償）

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか防災会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 9 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による第 3 条、第 4 条、第 8 条及び第 10 条から第 14 条までの改正規定の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の第 7 条における第 5 条の次に次の 1 条を加える改正規定は、施行日以後の行為について適用する。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1 2 - 2 碧南市災害対策本部条例

〔平成元年 12月 26日
条例第44号〕

碧南市災害対策本部条例（昭和38年碧南市条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、碧南市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか本部の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

資料1 2－3 碧南市地震災害警戒本部条例

〔平成14年6月28日
条例第20号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、碧南市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、従事する職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 愛知県警察の警察官

(2) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員

(3) 教育長

(4) 碧南市庁内連絡会議規程（平成4年碧南市訓令第6号）第2条第2号から第6号までに規定する職員

(5) その他市長が特に必要と認める者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

（碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年碧南市条例第60号）の一部を次のように改正する。

資料 1 2－4 災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

1 碧南市における災害救助法適用基準

災害救助法は、災害の程度がその市町村の区域内の人口に応じ、政令で定める基準に達したときに適用される。

本市における適用基準は次のとおりである。

- (1) 市内の被害状況（全壊・全焼・流失等による住家の滅失した世帯）が、80世帯以上に達したとき。
- (2) 市内の被害世帯数は、(1)の基準に達しないが、愛知県下の被害世帯が2,500世帯以上で、市内の被害世帯が40世帯以上に達したとき。
- (3) 愛知県下の被害世帯が12,000世帯以上であって、市内の被害世帯数が多数であるとき。
(この場合の「多数」は確定数で定めておらず、各市町村の救護活動に任せられない程度の被害か否かによって判断されるべき数である。)
- (4) 被害世帯数が(1)、(2)及び(3)に達しないが、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

※住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、次のような換算を行う。

$$\text{全壊} + \text{全焼} + \text{流失} + (\text{半壊} + \text{半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

2 災害救助法施行細則（一部抜粋）

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1

2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2

3 公用変更令書 様式第3

4 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する
(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第10）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届（様式第11）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかつたため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

別表第1(第15条関係)

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例(昭和29年愛知県条例第1号)別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第2(第19条関係)

対象者	扶助金の支給基礎額
法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者	事故発生の年の前1年間におけるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前一年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第5条に規定する給付基礎額の例による額

資料1 2－5 西三河地区消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に規定する消防の相互応援に関し、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市、幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町の西三河地区市町並びに、尾三消防組合、幡豆郡消防組合及び衣浦東部広域連合（以下「協定市町等」という。）は、火災その他の災害に際して消防活動をより効果的に遂行するため相互に応援することを協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町等の区域において消防業務及び救急業務（以下「消防業務等」という。）が発生した場合、協定市町等が相互に応援協力し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援を行う場合）

第2条 協定市町等は、その区域内において消防業務等が発生した場合は相互に応援するものとする。

（応援の種別）

第3条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 消防業務の場合 普通応援及び特別応援

(2) 救急業務の場合 特別応援

2 普通応援は、協定市町等の区域内において、当該市町の近隣地域に災害が発生したと認めた場合に自動的に出動する応援をいう。

3 特別応援は、協定市町等の区域内において、特殊的防ぎよを必要とする災害が発生した場合又は当該災害により事故が発生した場合に受援市町長、広域連合長及び消防組合管理者又は消防長の要請に基づいて出動する応援をいう。

4 前2項の規定による出動の範囲は、関係市町等が協議のうえ別に定める。

（応援力）

第4条 この協定により応援する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の所属する市町等が所有する全消防力の4分の1以内とする。

2 関係市町等は、消防業務の規模等により特別の措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず、全消防力の3分の1まで応援することができる。

3 第3条第1項第2号の規定による特別応援は、原則として応援隊の所属する市町等において支障を生じない限度で行うものとする。

（応援の方法）

第5条 第2条の規定による応援の円滑を期するため、協定市町等は、それぞれ別に定める連絡担当部を設置するものとする。

2 協定市町等は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、とりあえず電話等により連絡担当部を通じ関係市町等に要請し、事後において速やかに文書を提出しなければならない。

(1) 災害の発生日時、場所及び状況

(2) 必要とする人員、車両及び資機材等

(3) 集結場所及び連絡担当者

(4) その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

（報告）

第7条 応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

（費用の負担）

第8条 応援に要する費用の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

(1) 普通応援の場合

応援隊の所属する市町等の負担とする。

(2) 特別応援の場合

ア 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する費用は、応援隊の所属する市町等の負担とする。

イ 機械器具の大破損の修理、消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する費用は、その都度関係市町等において協議して定めるものとする。

(協定外の費用)

第9条 前条に規定する費用以外で応援したことにより重大な費用の支出を必要とした場合及び費用負担について疑義を生じた事項については、関係市町等において協議決定する。

(資料の交換)

第10条 協定市町等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。

ただし、当該消防力に変動が生じた際は、その都度通知するものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第11条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取扱う。

ただし、新たな名称の市町等ができた場合はこの限りではない。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この協定は、昭和43年5月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和51年9月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和58年2月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年5月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成19年4月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し、記名捺印のうえ、協定市町等各1通を保管する。

平成19年4月1日

岡崎市長	柴紘一
碧南市長	永田卓夫
刈谷市長	島邦平
豊田市長	木鈴学
安城市長	神谷毅
西尾市長	中村幸
知立市長	本多述
高浜市長	森靖讓
幡豆郡一色町長	都築義
同 吉良町長	本貞
同 幡豆町長	山渡一
額田郡幸田町長	近辺
同 額田町長	藤德
西加茂郡三好町長	木久
尾三消防組合管理者	野啓
幡豆郡消防組合管理者	野英
衣浦東部広域連合長	筑島允

資料 1 2 – 6 し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書

(三河、知多清掃施設連絡協議会)

(目的)

第1条 この協定は、三河、知多清掃施設連絡協議会に所属する団体（以下「団体」という。）がそれぞれのし尿及びごみ処理施設（以下「施設」という。）が災害及び事故等により、施設に重大な支障が生じたとき、構成団体相互で相互援助活動を行うことによって円滑なし尿及びごみ処理を図りもって、住民の生活環境を保全することを目的とする。

(相互援助の範囲)

第2条 相互援助は、災害及び事故等により施設内で処理が不能になり、依頼団体と被団体との合意が整ったときに限るものとする。

(相互援助義務)

第3条 団体は、災害及び事故等により施設内で処理が不能になった場合には被団体に援助を求めることができる。

2 援助を求められた被団体は、速やかに可能な限り援助に努めるものとする。

3 相互援助を求める団体は、別表のとおりとする。

(処理依頼の方法)

第4条 援助を依頼する場合は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

(1) 援助依頼者の名称

(2) 援助依頼の理由

(3) 援助依頼 し尿の種類及びごみの種類、1日当たりの搬入量、処理依頼期間

(4) し尿及びごみ搬入責任者名と連絡先

(5) その他必要事項

(搬入条件の遵守)

第5条 援助依頼者は、受託者の搬入条件を遵守しなければならない。

2 搬入条件に違反した場合は、第3条の規定にかかわらず、受託を拒むことができる。

(管 理)

第6条 援助依頼者は、受託者管理施設内で、受託者の指示があった場合は、忠実に従わなければならぬ。

(経費の負担)

第7条 し尿及びごみ処理に伴う経費の負担は、援助依頼者と受託者との協議によるものとする。

(協 議)

第8条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成2年3月1日から適用する。

この協定の成立を証するため関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成2年2月23日

中部知多衛生組合管理者
東部知多衛生組合管理者
衣浦衛生組合管理者
西尾市外三町衛生組合管理者
常滑武豊衛生組合管理者
蒲郡市幸田町衛生組合管理者
逢妻衛生処理組合管理者
知多南部衛生組合管理者
刈谷知立環境組合管理者
西知多厚生組合管理者
豊田加茂広域町村圏事務処理組合管理者
岡崎市長
刈谷市長
半田市長
東海市長
知多市長
豊田市長

平成7年11月15日

安城市長

資料1 2－7 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（県内市町村、一部事務組合）

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するため必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定の締結）

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

（応援要請等）

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

（県の役割）

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

（民間業者の活用）

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事 大村 秀章
愛知県流域下水道管理者
愛知県知事 大村 秀章
名古屋市長 河村 たかし
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
小林 寛司
豊橋市長 佐原 光一
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
石黒 拓夫
岡崎市長 内田 康宏
岡崎市公共下水道管理者
岡崎市長 内田 康宏
一宮市長 谷 一夫
一宮市水道事業等管理者
飯田 正明
瀬戸市長 増岡 錦也
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長 増岡 錦也
半田市長 榊原 純夫
半田市公共下水道管理者
半田市長 榊原 純夫
春日井市長 伊藤 太
春日井市公共下水道管理者
春日井市長 伊藤 太
豊川市長 山脇 実
豊川市公共下水道管理者
豊川市長 山脇 実
津島市長 伊藤 文郎
津島市下水道事業
津島市長 伊藤 文郎
碧南市長 祐宜田 政信
碧南市公共下水道管理者
碧南市長 祐宜田 政信
刈谷市長 竹中 良則
刈谷市公共下水道管理者
刈谷市長 竹中 良則
豊田市長 太田 稔彦
豊田市事業管理者
横地 清明
安城市長 神谷 学
安城市公共下水道管理者
安城市長 神谷 学
西尾市長 榊原 康正
西尾市公共下水道管理者
西尾市長 榊原 康正
蒲郡市長 稲葉 正吉
蒲郡市公共下水道管理者
蒲郡市長 稲葉 正吉
犬山市長 田中 志典
犬山市公共下水道管理者
犬山市長 田中 志典

常滑市長 片岡 憲彦
常滑市公共下水道管理者
常滑市長 片岡 憲彦
江南市長 堀 元
江南市公共下水道管理者
江南市長 堀 元
小牧市長 山下 史守朗
小牧市公共下水道管理者
小牧市長 山下 史守朗
稻沢市長 大野 紀明
稻沢市公共下水道管理者
稻沢市長 大野 紀明
新城市長 穂積 亮次
新城市公共下水道管理者
新城市長 穂積 亮次
東海市長 鈴木 淳雄
東海市公共下水道管理者
東海市長 鈴木 淳雄
大府市長 久野 孝保
大府市公共下水道管理者
大府市長 久野 孝保
知多市長 宮島 壽男
知多市公共下水道管理者
知多市長 宮島 壽男
知立市長 林 郁夫
知立市公共下水道管理者
知立市長 林 郁夫
尾張旭市長 水野 義則
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 水野 義則
高浜市長 吉岡 初浩
高浜市公共下水道管理者
高浜市長 吉岡 初浩
岩倉市長 片岡 恵一
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長 片岡 恵一
豊明市長 石川 英明
豊明市公共下水道管理者
豊明市長 石川 英明
日進市長 萩野 幸三
日進市公共下水道管理者
日進市長 萩野 幸三
田原市長 鈴木 克幸
田原市公共下水道管理者
田原市長 鈴木 克幸
愛西市長 日永 貴章
愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日永 貴章
清須市長 加藤 静治
清須市公共下水道管理者
清須市長 加藤 静治

北名古屋市長	長瀬	保
北名古屋市公共下水道管理者		
北名古屋市長	長瀬	保
弥富市長	服部	彰文
弥富市公共下水道管理者		
弥富市長	服部	彰文
みよし市長	小野田	賢治
みよし市公共下水道管理者		
みよし市長	小野田	賢治
あま市長	村上	浩司
あま市公共下水道管理者		
あま市長	村上	浩司
長久手市長	吉田	一平
長久手市公共下水道管理者		
長久手市	吉田	一平
東郷町長	川瀬	雅喜
東郷町公共下水道管理者		
東郷町長	川瀬	雅喜
豊山町長	鈴木	幸育
豊山町公共下水道管理者		
豊山町長	鈴木	幸育
大口町長	鈴木	雅博
大口町公共下水道管理者		
大口町長	鈴木	雅博
扶桑町長	江戸	満
扶桑町公共下水道管理者		
扶桑町長	江戸	満
大治町長	村上	昌生
大治町公共下水道管理者		
大治町長	村上	昌生
蟹江町長	横江	淳一
蟹江町公共下水道管理者		
蟹江町長	横江	淳一
飛島村長	久野	時男
阿久比町長	竹内	啓二
阿久比町公共下水道管理者		
阿久比町長	竹内	啓二
東浦町長	神谷	明彦
東浦町公共下水道管理者		
東浦町長	神谷	明彦
南知多町長	石黒	和彦
美浜町長	山下	治夫
武豊町長	糀山	芳輝
武豊町公共下水道管理者		
武豊町長	糀山	芳輝
幸田町長	大須賀	一誠
幸田町公共下水道管理者		
幸田町長	大須賀	一誠
設楽町長	横山	光明
東栄町長	尾林	克時
東栄町公共下水道管理者		
東栄町長	尾林	克時
豊根村長	伊藤	実
愛北広域事務組合管理者		
岩倉市長	片岡	恵一
中部知多衛生組合管理者		
常滑市長	片岡	憲彦

東部知多衛生組合管理者		
大府市長	久野	孝保
衣浦衛生組合管理者		
高浜市長	吉岡	初浩
常滑武豊衛生組合管理者		
武豊町長	糀山	芳輝
蒲郡市幸田町衛生組合管理者		
蒲郡市長	稻葉	正吉
逢妻衛生処理組合管理者		
豊田市長	太田	稔彦
西知多医療厚生組合管理者		
東海市長	鈴木	淳雄
尾張東部衛生組合管理者		
瀬戸市長	増岡	錦也
海部地区環境事務組合管理者		
蟹江町長	横江	淳一
小牧岩倉衛生組合管理者		
小牧市長	山下	史守朗
知多南部衛生組合管理者		
南知多町長	石黒	和彦
尾張旭市長久手市衛生組合管理者		
尾張旭市長	水野	義則
刈谷知立環境組合管理者		
刈谷市長	竹中	良則
江南丹羽環境管理組合管理者		
江南市長	堀	元
北設広域事務組合管理者		
設楽町長	横山	光明
北名古屋衛生組合管理者		
北名古屋市長	長瀬	保
尾三衛生組合管理者		
東郷町長	川瀬	雅喜
日東衛生組合管理者		
日進市長	萩野	幸三
五条広域事務組合管理者		
あま市長	村上	浩司
知多南部広域環境組合管理者		
半田市長	榎原	純夫

資料1 2－8 災害発生時における碧南市と碧南市内郵便局の協力に関する協定（市対日本郵便）

愛知県碧南市(以下「甲」という。)と碧南市内郵便局(以下「乙」という。)は、碧南市内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、碧南市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項

(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 碧南市 防災担当課長

乙 日本郵便株式会社 碧南郵便局総務部課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年8月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

附則

平成10年1月16日付けで碧南市と碧南郵便局とが締結した「災害支援協力に関する覚書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月1日 甲 住所 碧南市松本町28番地

代表 碧南市長 神宜田政信 印

乙 住所 碧南市栄町1丁目28番地

碧南市内郵便局

代表 日本郵便株式会社 碧南郵便局長 松永 隆一 印

資料 1 2 – 9 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定

碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、協定市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援の手続き）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次の事項を明かにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人數及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市の市長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷者若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第7条 災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、該当情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行なおうとする市の負担とする。

（連絡担当局）

第8条 協定市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づき応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第9条 この協定以外の災害時等における応援協定が適用された場合は、当該応援協定の定めるところによる。

（その他）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成12年 1月17日から施行する。

この協定を証するため、本協定書5通を作成し、各市長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

碧南市
碧南市長 永島 卓
刈谷市
刈谷市長 榎並邦夫
安城市
安城市長 杉浦正行
知立市
知立市長 永田太三
高浜市
高浜市長 森 貞述

資料12－10 大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定（市対碧南高浜石油業協同組合）

（趣旨）

第1条 碧南市（以下「甲」という。）と碧南高浜石油業協同組合（以下「乙」という。）は、広域的な大規模災害時において、甲が効果的な災害応急活動を実施する上で必要とする乙の碧南市内の組合員が所有する応急措置資器材の提供及び甲が実施する災害応急活動に供する燃料の優先供給（以下「応急措置資器材の提供等」という。）について、その円滑な運用を期するため協定を締結するものとする。

2 前項において「燃料」とは、災害活動に供する自動車用燃料、避難所・ポンプ場等の防災施設にかかる燃料、その他防災に必要な燃料等（以下「自動車用燃料等」という。）をいう。

（要請）

第2条 甲は、広域的な大規模災害時において応急活動を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにして応急措置資器材の提供等について要請するものとする。

(1) 災害の状況及び要請する理由

(2) 必要な応急措置資器材及び自動車用燃料等の種類、数量等

(3) その他必要な事項

2 前項の要請は、事後、甲乙双方の協議の上必要に応じて文書等によって確認するものとする。

（応急措置資器材の提供等）

第3条 乙は、前条の規定により要請がなされた場合、その内容に従って、可能な範囲で応急措置資器材の提供等を甲に対して行うものとする。

2 乙は応急措置資器材の提供等を行った場合は、甲に対して前条第1項第2号に掲げる事項について書面により速やかに通知するものとする。

（補償）

第4条 提供された応急措置資器材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（事業所台帳）

第5条 乙は、この協議に基づき応急措置資器材の提供等を行う給油所の名称、代表者名、所在地、電話番号、所有する応急措置資器材及び自動車用燃料等の最大貯蔵数量を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

（実施細目）

第6条 この協定の実施について必要な事項は、甲の消防長と乙の長が協議して定める。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定する。

附 則

この協定は平成13年8月23日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、この協議書2部を作成し、それぞれ記名押印の上、各1部を保管する。

平成13年8月23日

甲 碧南市長

乙 碧南高浜石油業協同組合理事長

碧南高浜石油業協同組合 碧南市内組合員

名称	所在地	電話	ファックス
旭オイル(株) トップス碧南	碧南市鷺林町1-18	41-7137	48-4139
旭オイル(株) トップス中央	碧南市末広町3-68	48-2468	48-0720
旭石油店	碧南市伏見町2-18	41-1012	41-2711
油順商店	碧南市石橋町2-1	48-2552	48-2553
(資)一星商店	碧南市新川町6-5	41-1120	41-4633
(資)一星商店 北新川給油所	碧南市西山町5-58	41-4604	無し
大浜燃料(株)	碧南市港本町4-21	41-2666	42-8180
新美石油(株)	碧南市野田町121	41-2553	48-5571
(有)斎藤石油	碧南市川端町1-45	42-3456	42-3197
(株)杉浦林産	碧南市棚尾本町5-10	41-2906	41-5208
三河品川燃料(株)	碧南市浅間町5-39	48-2525	42-5589
(株)浜安	碧南市鷺塚町1-112	41-1494	41-1392
碧南オイルセンター(株)	碧南市宮後町4-19	41-0753	41-1738
(有)碧南石油	碧南市善明町3-101	41-3939	43-0480
ミササ石油(株)	碧南市吹上町4-21	48-1380	48-1122
三島石油	碧南市伊勢町1-56	41-1402	41-1402
山宗石油(株)	碧南市山神町3-84	41-0150	41-5491
株元久商店	碧南市道場山町3-24	41-2531	42-8355
山形屋商店	碧南市湖西町1-2	48-1230	48-3296
株吉浜石油碧南給油所	碧南市善明町1-9	41-5156	41-5187
株吉浜石油碧南第二給油所	碧南市久沓町4-110-1	42-0756	42-0618

資料 1 2－1 1 愛知県防災行政無線局に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と碧南市（以下「乙」という。）は、風水害、地震その他の災害に際し、災害対策活動に必要な情報の収集、伝達及び一般行政事務に関し円滑な連絡を図るための愛知県防災行政用無線の端末機関（以下「無線局」という。）の運用及び管理について、次のとおり協定する。なお、平成14年12月1日付けで甲及び乙との間で締結した「協定書」は廃止する。

（開設場所）

第1条 甲は、乙の区域内の次の場所に無線局を開設するものとする。

住所 碧南市松本町28

（無線局の管理運用）

第2条 乙は、愛知県防災行政用無線局運用規程（昭和49年愛知県訓令第14号。以下「運用規程」という。）及び愛知県防災行政用無線局運営要綱の規程の例により第1条に掲げる無線局の運用及び管理を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれ管理する無線設備に係る日常の保守及び定期点検を行うものとする。
- 3 甲は、甲の管理する無線設備を点検等により停止するとき又は当該無線設備に異常を認めたときは乙に通知するものとする。
- 4 乙は、前項と同様の場合、甲に通知するものとする。

（無線管理者等の指名）

第3条 乙は、運営規程第7条及び第8条の規定の例により無線管理者、運用主任者及び通信担当者（以下「無線管理者」という。）を乙の職員の中から指名するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により無線管理者を指名したときは、甲に通知するものとする。

（電波法に基づく事務手続）

第4条 第1条に掲げる無線局の変更に係る電波法（昭和25年法律第131号）に基づく申請は、乙が申請書類を作成し、甲に提出するものとする。いれに係る費用は、乙が負担するものとする。

（無線設備の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月末までに文書により甲と協議をするものとする。

- 2 甲は、第1条に掲げる無線局に対向する無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月までに文書により乙と協議をするものとする。
- 3 前2項に規定する無線設備を設置する場所の変更に係る費用（対向する無線局に係る無線設備の調整に係る費用を含む。）は、すべて原因者が負担するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲及び乙は、それぞれ管理する無線局の運用及び管理に係る電気料、電話料、消耗品類の購入費その他運用に伴う通常経費を負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成15年4月1日

甲 愛知県
愛知県知事 神田真秋

乙 碧南市
碧南市長 永島卓

資料 12-12 災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書（市対衣浦東部広域連合）

碧南市（以下「甲」という。）と、衣浦東部広域連合（以下「乙」という。）とは、職員の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市地域防災計画に基づき、災害対策本部、水防本部、地震災害警戒本部並びに地震災害警戒本部準備体制（以下「災害対策本部等」という。）が設置された場合の衣浦東部広域連合職員を派遣することに関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣）

第2条 乙は、甲に対して、碧南市地域防災計画に定める災害対策本部等の消防部の業務を行うための職員を派遣する。

（従事業務）

第3条 派遣職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により設置される碧南市災害対策本部の消防部の業務

（2）水防法（昭和24年法律第193号）第25条に規定する水防計画に基づき設置される碧南市水防本部の消防部の業務

（3）大規模地震対策特別措置法（昭和56年法律第73号）第16条の規定により設置される碧南市地震災害警戒本部及び碧南市地震災害警戒本部準備体制の消防部の業務

（派遣要請）

第4条 派遣を要請する甲は、災害対策本部等の設置を決定した場合は、速やかに乙に対して、要請するものとする。

（派遣期間）

第5条 職員の派遣期間は、甲が碧南市災害対策本部等を設置したときから廃止するまでの間。

（派遣職員の身分）

第6条 派遣職員は、乙及び甲の職員の身分を併せ有するものとする。

（分限及び懲戒）

第7条 派遣職員に対する分限及び懲戒は、乙が行うものとする。ただし、その基礎となる事実認定については、甲乙協議するものとする。

（給与、旅費等）

第8条 派遣職員の給料、職員手当及び旅費等は、乙が負担するものとする。

（公務災害補償）

第9条 派遣職員の公務災害補償は、乙が行うものとする。ただし、その基礎となる事実認定については、甲乙協議するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月以内に、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成15年4月1日

甲 碧南市長 永 島 卓

乙 衣浦東部広域連合長 永 田 太 三

資料 12-13 災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会）

碧南市（以下「甲」という。）と一般社団法人碧南市医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、碧南市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

3 医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

4 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととする。

（医療救護）

第2条 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護の実施要請を待つことができない場合は、自ら

医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処置に関して甲の指示を受けるものとする。

2 医療救護は、医療救護班により実施することを原則とする。ただし、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して医療救護を行う必要のある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する診察（トリアージを含む）と応急処置

(2) 傷病者の後方医療機関（※）への転送の要否及び転送順位の決定

※後方医療機関とは、災害医療の中心となる市内・外の医療機関をいう。

(3) 死亡の確認及び検案

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護に必要な医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

（報告）

第6条 医療救護を実施した場合において、医療救護班の班長は必要な記録を行うとともに、業務の実績を甲及び乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による医療救護に乙が要した次に掲げる費用を弁償するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 医療救護班が調達した医薬品等の費用 実費の額

(3) 後送医療施設及び臨時救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び臨時救護所の施設又は設備等を損傷した場合には、それらの原状回復に要する費用実費の額

（扶助金）

第8条 甲は、医療救護班の構成員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

（医事紛争の措置）

第9条 医療救護において、医療救護班の構成員と傷病者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって紛争解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(費用等の請求)

第10条 乙は、第7条の費用及び第8条の扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成26年4月1日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市
代表者 碧南市長 神宜田 政信 印

乙 碧南市天王町1丁目70番地
一般社団法人 碧南市医師会
会長 杉浦 勇人 印

資料 12-14 災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会）

碧南市（以下「甲」という。）と碧南歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、碧南市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し、歯科医師、歯科衛生士等で編成する歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 歯科医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

4 歯科医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととする。

（歯科医療救護）

第3条 乙は、災害の事態が急迫し、甲による歯科医療救護の実施要請を待つことができない場合は、自ら歯科医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処理に関して甲の指示を受けるものとする。

2 歯科医療救護は、歯科医療救護班により実施することを原則とする。ただし、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して歯科医療救護を行う必要のある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する診断と応急処置

(2) 傷病者の後方医療機関（※）への転送の要否及び転送順位の決定

※後方医療機関とは、災害医療の中心となる市内・外の医療機関をいう。

(3) 遺体の検案

（医薬品等の供給）

第5条 歯科医療救護に必要な医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

（報告）

第6条 歯科医療救護を実施した場合において、歯科医療救護班の班長は必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による歯科医療救護に乙が要した次に掲げる費用を弁償するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 歯科医療救護班が調達した医薬品等の費用実費の額

(3) 後送医療施設及び臨時救護所において行った歯科医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び臨時救護所の施設又は設備等を損傷した場合には、それらの原状回復に要する費用実費の額

（扶助金）

第8条 甲は、歯科医療救護班の構成員が歯科医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

（医療紛争の措置）

第9条 歯科医療救護において、歯科医療救護班の構成員と傷病者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって紛争解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（費用等の請求）

第10条 乙は、第7条の費用及び第8条の扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成17年8月3日から平成18年8月2日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲乙いいずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期

間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成17年8月3日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市
代表者 碧南市長 永島卓 印

乙 碧南市築山町3丁目78番地
碧南歯科医師会
会長 鈴木健三 印

資料12-15 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）

碧南市（以下「甲」という。）と碧南市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医薬品及び医療関係物品（以下「物資」という。）の供給並びに薬剤師の派遣協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、碧南市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達並びに薬剤師の派遣を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量について資料の提出を要請することができるものとする。

3 甲は、災害時において医療救護等のため薬剤師の派遣を必要とするときは、乙に対して乙に属する会員（以下「会員」という。）の派遣について協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、物資については出荷要請書（様式第1号）、薬剤師の派遣については薬剤師派遣要請書（様式第2号）により、乙に対して要請の手続きを行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書又は薬剤師派遣要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（運搬及び輸送）

第4条 物資の運搬及び薬剤師の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。なお、乙は必要に応じて、甲に対して運搬及び輸送の協力を求めることができるものとする。

（報告等）

第6条 乙は、甲の要請により物資を出荷したときは、出荷確認書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

2 乙は、甲の要請により薬剤師を派遣したときは、速やかに薬剤師派遣報告書（様式第4号）により甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による物資の供給等に乙が要した次に掲げる費用を弁償するものとする。

(1) 物資の代金及び運搬経費出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正価格をもって甲、乙協議して定める額

(2) 薬剤師の派遣に要した人件費及び諸経費災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

（扶助金）

第8条 甲は、薬剤師が物資の供給等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

（費用等の請求）

第9条 乙は、前2条の規定により費用及び扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成17年8月3日から平成18年8月2日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ一通を保管する。

平成17年8月3日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市
代表者 碧南市長 永島 卓 印

乙 碧南市源氏町3丁目70番地
碧南市薬剤師会
会長 長田妙子 印

資料1 2－16 災害時の放送に関する協定書（市対キャッチネットワーク、エフエムキヤッチ）

碧南市（以下「甲」という）と株式会社キャッチネットワーク（以下「乙」という）及び、株式会社エフエムキヤッチ（以下「丙」という）は、災害時の放送に関して協定を締結する。なお、甲が現在、丙を利用しておらず、将来、利用を開始する場合も含む。

第1条（趣旨）

この協定は、大地震等の災害に關し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、甲が、乙及び丙に放送を依頼する方法と、その際の乙及び丙の放送の対応、その他の緊急放送対応を定めるものとする。

第2条（放送の依頼）

1. 甲は、防災対策又は、応急対策を実施する上で必要が生じた場合に、乙又は、丙に対し放送の依頼をするものとする。
2. 甲は、次の事項を明らかにして依頼の手続きをするものとし、書面での伝達を基本とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - (1) 放送を依頼する理由
 - (2) 放送を希望する内容
 - (3) 放送を希望する日時
 - (4) 記載事項の問い合わせ先
 - (5) その他必要な事項
3. 乙又は丙は、甲に対し放送に必要な資料の提供を求めることができる。

第3条（放送の対応）

1. 乙又は丙は、放送体制が確立される場合において、甲から依頼された事項に關し、形式、内容及び日時を決定して放送するものとする。
2. 乙又は丙は、災害が碧南市を含めた広域で同時に発生した場合、放送事業者としての判断に基づき放送するものとする。
3. 甲が新たに丙の利用を開始する場合は、利用中の他市及び乙及び丙の事前承諾を要すものとする。

第4条（全国瞬時情報システムの対応）

1. 乙は、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という）の情報を、刈谷市の協力を得て、乙のテレビサービスを提供する市民に伝える。
2. 丙は、Jアラートの情報を、刈谷市及び安城市の協力を得て、サービス提供エリアにコミュニティFM放送波を用いて伝える。

第5条（ラジオの緊急割込放送）

1. 甲は、緊急を要する場合、丙のコミュニティFM波を用いた緊急割込放送を、甲が整備する自動起動ラジオの起動信号と共に、別途定める「緊急割込放送運用規定」に基づき甲の市民に放送できる。
2. 甲は、Jアラートの情報を、丙のコミュニティFM波を用いて、甲が整備する自動起動ラジオの起動信号と共に、甲の市民に放送できる。
3. 甲が緊急割込放送を新たに運用開始する場合は、利用中の他市及び丙の事前承諾を要すものとする。

第6条（連絡責任者）

甲、乙及び丙は、本協定書の円滑な実施を図るため、それぞれに連絡責任者を置くものとする。

第7条（放送料）

この協定に基づく放送に係る災害情報の放送料は、無償とする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに甲、

乙及び、丙いざれからも何ら申し出もない場合には、同一条件を持って更に1年を単位として毎年自動的に継続するものとする。

第9条（雑則）

この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附 則

平成24年12月1日付けで碧南市と、株式会社キャッチネットワーク及び、株式会社エフエムキャッチとの間で締結した「災害時の放送に関する協定書」は、平成26年3月31日をもって廃止する。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙、記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市

碧南市長 穂宜田 政信

乙 刈谷市野田町大ヒゴ1番地

株式会社キャッチネットワーク

代表取締役社長 川瀬 隆介

丙 刈谷市野田町大ヒゴ1番地

株式会社エフエムキャッチ

代表取締役社長 川瀬 隆介

資料1 2－17 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）

災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と碧南市災害復旧協議会（以下「乙」という。）とは、災害が発生したとき又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の巡視業務・応急復旧工事等（以下「復旧工事等」という。）の応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における復旧工事等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「巡視業務」とは、災害時に市内の公共土木・建築施設に対して被災状況等を把握する業務をいう。

2 この協定において「応急復旧工事」とは、災害に際し、緊急的に機能回復し又は障害を除去しなければ市民の生活や復旧活動等に支障が生じる恐れがあると判断した場合に、甲が管理する公共土木・建築施設に対する必要かつ最低限の工事をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に復旧工事等の協力を必要とするときは、乙に対して災害復旧工事等協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

2 巡視業務については、甲から要請を受けた場合のほか、別に定める基準になったときは、自主的に巡視点検を行うものとする。なお、巡視業務を行う基準及び巡視業務の概要については別紙1のとおりとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、復旧工事等について積極的に協力するものとする。

2 乙は、事前に地区毎の対応者、連絡体制等の基本方針を定め、甲へ通知するものとする。

3 乙は、被災状況又は気象条件等により復旧工事等の対応が変更又は不可能となった場合は、速やかに甲に状況を報告するものとする。

（復旧工事等の実施）

第5条 乙は、甲の要請により応急復旧工事等を応諾した場合は、速やかに災害復旧工事等協力回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）により、甲に対して報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で回答し、事後速やかに回答書を提出するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙が実施した復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）については、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、協定の有効期間満了日前1月以内に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年4月1日付で碧南市と碧南市災害復旧協議会とが締結した「災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書」については、本協定書の締結をもって廃止するものとする。

平成29年 3月10日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長 補 宜 田 政 信



乙 碧南市山神町二丁目72番地

碧南市災害復旧協議会

会長 石橋 嘉彦



資料1 2－18 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めるに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事 大 村 秀 章

碧南市長 祢 宜 田 政 信

資料12－19 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書（市対愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会）

碧南市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、碧南市内における地震、風水害その他の災害により被害が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市内における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策を必要とするときには、乙に対してその協力を要請することができる。また、甲と乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策の内容）

第3条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 碧南市内の公共施設等の被災状況の調査
- (2) 碧南市内の公共施設被災等の応急対策、災害復旧のための筆界点情報の収集・復元
- (3) 登記・境界関係の相談所の開設
- (4) 平常時における碧南市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定 等
- (5) その他特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第4条 甲は、応急対策協力要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに応急対策協力要請書を提出するものとする。

（対策の完了）

第5条 乙は、甲の要請により応急対策を実施し、応急対策が完了したときは、応急対策業務完了届（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲、乙協議のうえ、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、乙が行った応急対策の経費については、延滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（名簿等の提出）

第8条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他必要と認められる事項

（人道的支援）

第9条 乙は災害発生時に、乙の社員や乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員に対し、被災者に対する炊き出し等の人道的支援をするよう呼びかけるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月以内に、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成19年10月1日

碧南市松本町28番地
甲 碧南市長 永島 卓

名古屋市中区葵一丁目27番32号
乙 社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 吉田 章

岡崎統轄支所長
理事 太田 利男

資料1 2-20 碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）

碧南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人碧南市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害の発生時における碧南市ボランティア支援本部（碧南市災害ボランティアセンター）（以下「災害ボランティアセンター」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合にボランティアを混乱なく円滑に受け入れ、被災住民の救援と速やかな自立・復興の支援を目的とするボランティア活動を効果的に支援するため、ボランティアの受け入れ体制の整備を推進し、甲乙が連携及び協力をを行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの開設）

第2条 甲及び乙は、大規模な災害が発生したときは、場所等について協議の上、災害ボランティアセンターを開設する。甲は、災害ボランティアセンターで必要な資機材を確保することとし、乙は、災害ボランティアセンターを開設することとする。

（災害ボランティアセンターの運営）

第3条 災害ボランティアセンターは、被災住民からの支援希望とボランティア派遣の調整等を行う災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の活動について、各種ボランティア団体、民間団体及び災害救援団体などのボランティア支援団体（以下「関係団体」という。）へ協力の呼びかけを行う。

2 甲及び乙は、災害ボランティアセンターの運営に当たっては、ボランティア活動の迅速性及び自発性を生かせるよう、関係団体のコーディネーターの意見を可能な限り尊重するものとする。

（災害ボランティアセンターの閉鎖）

第4条 ボランティアによる災害応急活動がおおむね完了し、活動の中心が日常生活の支援に移行したときは、甲、乙、協力する関係団体で協議し、災害ボランティアセンターの閉鎖を決定する。

2 甲及び乙は、災害ボランティアセンターの閉鎖後、被災者の日常生活支援を継続していくため、コーディネーターの把握する情報を引き継ぐものとする。

（平常時の活動）

第5条 甲及び乙は、災害時に円滑な運営ができるよう、平常時から災害ボランティアセンターの啓発活動に努めるとともに、相互の事業に対し協力する。

（雑則）

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年12月3日から実施する。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印の上、各1部を保管する。

平成19年12月3日

（甲）碧南市松本町28番地
碧南市長 永島卓

（乙）碧南市山神町8丁目35番地
社会福祉法人碧南市社会福祉協議会
会長 杉浦和正

資料 1 2－21 災害時における避難所開設に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）

（趣旨）

第1条 この協定書は、碧南市（以下「甲」という。）が碧南市地域防災計画に基づき避難所を開設するにあたり、社会福祉法人碧南市社会福祉協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時に避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した施設とその範囲（別紙）を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第3条 甲は避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、第2条に関わらず、乙が特別に承認した施設とその範囲を避難所として開設することができる。その場合は、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し、開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第4条 避難所の管理運営は甲の責任において行う。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力する。

（費用負担）

第5条 避難所の開設に要した費用は、甲が負担するものとする。

（乙の免責事項）

第6条 避難所の開設においていかなる事故についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

（避難所の閉鎖）

第7条 甲は、避難所を閉鎖する際は、その施設を現状に回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙双方で協議して定める。

（適用）

第9条 この協定は、平成20年4月1日から適用する。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

平成20年4月1日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 永島 卓

乙 碧南市山神町8丁目35番地
社会福祉法人碧南市社会福祉協議会
会長 杉浦 和正

資料1 2－22 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対 あいち中央農業協同組合）

碧南市（以下「甲」という。）とあいち中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の食料品・生活必需品等（以下「食料品等」）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市地域防災計画に基づき、災害時における食料品等の供給実施に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に食料品等を必要とするときは、乙に対してその譲渡又は製造が可能な食料品等の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、供給及び搬出について積極的に協力する。

（協力の限度）

第4条 乙が前条の規定により供給すべき食料品等の限度は、要請時において乙が調達又は製造が可能なものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続を行う。

ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（運搬及び納品）

第6条 運搬は、甲又は甲が指定する者が行い、納品は、甲の指定する場所において納品確認書（様式第2号）を添えて行う。この場合において、甲が必要と認めたときは、乙に対して運搬及び納品の協力を求めることができる。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した食料品等の費用及び協力を行った場合の経費（以下「費用等」という。）については、遅滞なくその支払いを行う。

2 甲が乙に対して支払うべき費用等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月以内に、甲、乙いずれかから何ら意思表示のないときは、更に期間満了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成20年12月1日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 神宜田 政信

乙 安城市御幸本町9番6号
あいち中央農業協同組合
代表理事組合長 鳥居 博幸

資料1 2－23 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書（市対株三河機工）

（目的）

第1条 碧南市（以下「甲」という。）と株式会社三河機工（以下「乙」という。）

碧南市内に地震・風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における仮設トイレ、仮設シャワー等（以下「仮設トイレ等」）の供給協力に関する事項について協定を締結する。

（協力要請）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が碧南市災害本部を設置し、かつ、碧南市に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。この場合において、乙の有する仮設トイレ等の所在場所、輸送用道路の状況、その他災害に係る諸状況を考慮して甲が要請するものとする。

2 甲は、災害救助法が碧南市に適用されない場合においても、特に必要とする災害が発生あるいは発生の見込みがある場合は甲が乙に対して協力を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲が乙に協力事項の要請を行ったとき、運搬可能な仮設トイレ等の供給について協力するものとする。

（協力の限界）

第4条 乙が甲の要請により供給すべき仮設トイレ等の限度は、要請時点において乙が供給可能な仮設トイレ等とする。

（要請手続等）

第5条 甲は、第2条第1項の要請は、甲が仮設トイレ等供給要請書（様式第1号）をもって乙に個別に要請するものとする。ただし、緊急時の場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（設置）

第6条 原則として仮設トイレ等の設置は、甲が指定した場所に乙が行う。

（費用等の支払）

第7条 甲は、この協定により乙が提供した仮設トイレ等の費用及び運搬に乙が要した費用については遅滞なくその支払いを行うものとする

2 甲が乙に支払う費用等については、災害発生直前時における適正価格をもって甲、乙協議して決定する。

（資料提出の要請）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して仮設トイレ等の供給可能な品名、数量などについての資料提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成20年12月15日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 祢宜田 政信

乙 西尾市丁田町塙左12番地2
株式会社 三河機工
代表取締役 斎藤 保夫

資料 1 2 – 2 4 碧南市、越前市災害時相互応援協定書

碧南市及び越前市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第1条 協定市は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 第4条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援を受ける市に派遣された職員が派遣中に負傷し、若しくは疾病にかかった場合若しくはこれらの原因により当該派遣後に障害が残った場合における本人又は派遣中に死亡した場合におけるその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援を受ける市に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（その他）

第8条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、平成21年4月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市長それぞれ署名押印の上各1通を保有す

る。

平成21年3月16日

愛知県碧南市 碧南市長 穂宜田 政信

福井県越前市 越前市長 奈良 俊幸

資料1 2－25 災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書（市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会）

碧南市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県トラック協会西三河支部碧南部会（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲が乙に対して、物資等の緊急輸送の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式1により災害の状況及び応援を要する事由等を示して文書で行う。ただし、特別の事情により、文書で要請することができないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する場合は、災害発生時等における物資等の緊急輸送とする。

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する協会員に対して、物資等の緊急輸送を優先的に実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は文書で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の協会員が実施した業務に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、トラック協会が定める「一般貨物自動車運送事業 貸切運賃・料金表」を基として定め、乙は協会員に対して、その旨指導するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、乙の協会員に対し、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するよう指導するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成21年11月12日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長 神宜田 政信

乙 高浜市碧海町二丁目2番地19
社団法人愛知県トラック協会西三河支部
碧南部会
部会長 水野 昭伍

資料 1 2－26 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南電設業協同組合）

碧南市（以下「甲」という。）と碧南電設業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の電気復旧工事等の応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、碧南市地域防災計画に基づき、災害時における電気復旧工事等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に電気復旧工事等の協力を必要とするときは乙に対して工事の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、復旧工事等について積極的に協力する。
（要請手続き）

第4条 甲は、停電等で復旧工事等が必要な場合で乙の協力が必要な場合は、口頭で乙に対して要請をする。

2 甲は、市の負担に係る工事を乙に対して依頼する際は、災害復旧工事等協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（工事の実施）

第5条 乙は、甲の要請により工事を承諾した場合は、中部電力㈱と連絡調整をして、速やかに災害復旧工事等を実施する。

2 前条第2項による要請の場合は災害復旧工事等協力回答書（様式第2号。以下「回答書」という。）により、甲に対して報告する。ただし、緊急を要するときは、口頭で回答し事後速やかに回答書を提出する。
（支払い）

第6条 甲は、乙が施工した復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）で市の負担するものについては、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、協定の有効期間満了日前1月以内に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年12月15日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 神宜田 政信

乙 碧南市松本町99
碧南電設業協同組合
理事長 鈴木 修

資料 1 2－27 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区）

碧南市（以下「甲」という。）と愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の電気復旧工事等の応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、碧南市地域防災計画に基づき、災害時における電気復旧工事等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に電気復旧工事等の協力を必要とするときは乙に対して工事の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、復旧工事等について積極的に協力する。
（要請手続き）

第4条 甲は、停電等で復旧工事等が必要な場合で乙の協力が必要な場合は、口頭で乙に対して要請をする。

2 甲は、市の負担に係る工事を乙に対して依頼する際は、災害復旧工事等協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（工事の実施）

第5条 乙は、甲の要請により工事を承諾した場合は、中部電力㈱と連絡調整をして、速やかに災害復旧工事等を実施する。

2 前条第2項による要請の場合は災害復旧工事等協力回答書（様式第2号。以下「回答書」という。）により、甲に対して報告する。ただし、緊急を要するときは、口頭で回答し事後速やかに回答書を提出する。
（支払い）

第6条 甲は、乙が施工した復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）で市の負担するものについては、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、協定の有効期間満了日前1月以内に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年12月15日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 神宜田 政信

乙 碧南市松本町99
愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区
地区長 新美 哲雄

資料1 2-28 災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書（市対中部電気保安協会岡崎支部）

碧南市（以下「甲」という。）及び財団法人中部電気保安協会岡崎支部（以下「乙」という。）は、碧南市内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、電気の保安及び電気使用の安全確保に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、電気の保安及び電気使用の安全確保の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電力復旧の可否の判定及び安全な電気使用の指導について必要な協力を可能な限り行うものとする。

2 乙は、災害時に乙が派遣する施設で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄する資機材等を可能な限り提供する。

（防災訓練等）

第3条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から災害時に備えた防災訓練及び災害時の情報伝達ルートの確保、資機材の整備、電気の安全使用等啓発活動を行うものとする。

（協力要請手続）

第4条 甲は、乙に対し災害応急対策活動を要請するときには、日時、場所及び活動業務を指定して、文書、電話等の方法により要請を行うものとする。

ただし、災害の状況が切迫し文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、第2条の規定により乙が実施する災害応急活動に要する費用は、甲には一切請求しないものとする。

（損害補償）

第6条 乙は、災害応急対策活動の実施により、乙の職員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は、甲の求めにより甲及び乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（連絡）

第8条 乙は、毎年1回、乙に関する事業所の組織図及び当該事業所の連絡先を記載した書面を甲に対し提出するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙間で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成23年4月19日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 神 宜 田 政 信

乙 岡崎市竜美新町27
財団法人 中部電気保安協会
岡崎支部長 安 藤 恭 数

資料 1 2 – 2 9 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1)災害への対応に必要な物資の提供
- (2)災害への対応に必要な人員の派遣
- (3)負傷者等の医療機関への受入れ
- (4)被災者の一時的な受入れ
- (5)前各号に定めるもののほか、特に要請があつた事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1)被災の状況
- (2)第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3)第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4)第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5)第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6)前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があつたときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。

5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があつたときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。

6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。

7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

(1)第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取り

まとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

(2)被災団体から要請のあった事項に係る調整

(3)ブロック幹事が行う活動の支援

(4)第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ

(5)新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

(2) 第4条第4項に定める応援の要請

(3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長
青山剛

苫小牧市長
岩倉博文

石狩市長
田岡克介

青森市長
鹿内博

秋田市長
穂積志

久慈市長
山内隆文

仙台市長
奥山恵美子

多賀城市長
菊地健次郎

千葉市長
熊谷俊人

船橋市長
藤代孝七

袖ヶ浦市長
出口清

横須賀市長
吉田雄人

釧路市長
蝦名大也

伊達市長
菊谷秀吉

北斗市長
高谷寿峰

八戸市長
小林眞

男鹿市長
渡部幸男

酒田市長
阿部寿一

塩竈市長
佐藤昭

北茨城市長
豊田稔

市川市長
大久保博

市原市長
佐久間隆義

横浜市長
林文子

新潟市長
篠田昭

富山市長
森 雅志
半田市長
榎原 純夫
東海市長
鈴木 淳雄
四日市市長
田中俊行
泉大津市長
神谷 昇
高石市長
阪口伸六
有田市長
望月 良男
玉野市長
黒田 晋
松山市長
野志克仁
下関市長
中尾友昭
周南市長
木村 健一郎
岩国市長
福田 良彦
和木町長
古木哲夫
中間市長
松下俊男
大分市長
釤宮 磐
鹿児島市長
森 博幸

金沢市長
山野之義
碧南市長
織田政信
知多市長
加藤 功
堺 市長
竹山修身
松原市長
澤井宏文
海南市長
神出政巳
倉敷市長
伊東香織
坂出市長
綾 宏
大竹市長
入山欣郎
宇部市長
久保田后子
防府市長
松浦正人
山陽小野田市長
白井博文
北九州市長
北橋健治
唐津市長
坂井俊之
八代市長
福島和敏
うるま市長
島袋俊夫

資料 1 2 – 3 0 災害時の情報交換に関する協定（市対国土交通省中部地方整備局）

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、碧南市長（以下、「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関する協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対応に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 碧南市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 碧南市災害対策本部設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年7月20日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

碧南市松本町28番地
碧南市長 神宜田 政信
(立会人)
名古屋市中区三の丸 三丁目1番2号
愛知県 防災局長 中野 秀秋

資料 1 2 – 3 1 碧南市、由仁町災害時相互応援協定書

碧南市及び由仁町（以下「協定市町」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市町の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第1条 協定市町は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

2 前項の応援は、応援を実施する協定市町の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた協定市町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市町は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた協定市町が応援を実施できない場合は、当該要請をした協定市町に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う協定市町の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける協定市町の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける協定市町の負担とする。

2 第4条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う協定市町の負担とする。

3 前2項の規定により難いときは、その都度協定市町が協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援を受ける協定市町に派遣された職員が派遣中に負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はこれらの原因により当該派遣後に障害が残った場合における本人又は派遣中に死亡した場合におけるその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う協定市町が負うものとする。

2 応援を受ける協定市町に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける協定市町との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける協定市町がその賠償の責務を負うものとする。

（その他）

第8条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議の上定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、平成23年8月8日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町長それぞれ押印の上各1通を保有する。

平成23年8月8日

碧南市松本町28番地
愛知県碧南市長 神田 政信

北海道夕張郡由仁町新光200番地
北海道夕張郡由仁町長 竹田 光雄

資料 1 2 – 3 2 災害時における住居施設の使用に関する協定書（市対トヨタ自動車株式会社衣浦工場）

愛知県碧南市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社衣浦工場（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、住居施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時等において、甲が必要と認めるときは、乙に対し、次条に規定する施設を被災者に対し、住居施設として使用することを要請することができるものとする。

（協力対象施設）

第2条 災害時等において、住居施設として乙が甲に可能な限り使用させる施設は、次のとおりとする。

（1）名称 第1衣浦寮、第2衣浦寮、第3衣浦寮、第4衣浦寮

（2）所在地 碧南市港本町3丁目1番地

（3）協力対象施設 別紙1図のとおり

（協力の要請手続）

第3条 甲は、協力要請書（様式第1号）により、乙に対して文書をもって協力の要請を行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出する。

（使用期間）

第4条 住居施設としての使用期間は、甲が第1条の規定による要請をした時から可能な期間とする。

（被災者への対応）

第5条 乙は、住居施設を使用する者に対し、電気、水道施設（便所を含む。）等を可能な限り提供する。

（現状復旧等）

第6条 被災者が乙の施設に損傷を与えたときは、甲の責任で原型復旧を行う。

（経費の負担）

第7条 乙が一住居施設を被災者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙間で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この覚書の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成23年9月1日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 篠 宜 田 政 信

乙 碧南市玉津浦町10-1番地
トヨタ自動車株式会社
衣浦工場工務部長 大森 利雄

資料 1 2 – 3 3 災害救助物資の緊急調達に関する協定

碧南市（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担及び支払）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成23年11月29日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 穂宜田 政信

乙 市 町 丁目 番地
○○

災害救助物資の緊急調達に関する協定締結者一覧

No.	協定締結者	災害救助物資の品目	協定締結日
1	碧南市天王町2丁目1番地 ユニー株式会社ピアゴ碧南店 店長 北村 信吾	食料(弁当、パン、インスタント麺等) 衣料品(下着類、毛布、布団等) 日用品(おむつ、生理用品等) 救急用品(止血剤、鎮痛剤等) 燃料等(木炭、カセットボンベ等)	平成23年11月29日
2	碧南市東浦町6丁目17番地 ユニー株式会社ピアゴ碧南東店 店長 榊原 修	食料(弁当、パン、インスタント麺等) 衣料品(下着類、毛布、布団等) 日用品(おむつ、生理用品等) 救急用品(止血剤、鎮痛剤等) 燃料等(木炭、カセットボンベ等)	平成23年11月29日
3	碧南市中山町5丁目35番地 株式会社フード生田 代表取締役 生田 繁信	食料(米、パン、インスタント麺、レトルト食品、生鮮食品、飲料水等)	平成23年11月29日
4	岐阜県恵那市大井町180番地1 株式会社バロー 代表取締役社長 田代 正美	食料(米、パン、インスタント麺、レトルト食品、生鮮食品、飲料水等) 日用品(トイレットペーパー、洗剤等)	平成23年11月29日
5	岡崎市大平町字八ツ幡1番地1 株式会社ドミー ¹ 代表取締役社長 梶川 志郎	食料(米、パン、インスタント麺、レトルト食品、生鮮食品、飲料水等) 日用品(トイレットペーパー、洗剤等)	平成23年11月29日
6	碧南市弥生町2丁目7番地 フーズアイランド碧南店 店長 神谷 博隆	食料(米、パン、インスタント麺、レトルト食品、生鮮食品、飲料水等)	平成23年11月29日
7	安城市三河安城町1丁目8番地4 株式会社スギ薬局 代表取締役社長 榊原 栄一	医薬品(胃薬、風邪薬、消毒薬) 日用品(トイレットペーパー、洗剤等)	平成23年11月29日
8	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番 ゲンキー株式会社 代表取締役社長 藤永 賢一	医薬品(胃薬、風邪薬、消毒薬) 日用品(トイレットペーパー、洗剤等) 食料(米、パン、インスタント麺等)	平成23年11月29日
9	名古屋市昭和区川名山町1丁目74番地 株式会社サンドラッグ東海 代表取締役社長 岡 哲也	医薬品(胃薬、風邪薬、消毒薬) 日用品(トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、歯ブラシ等)	平成23年11月29日
10	碧南市中後町3丁目18番地 株式会社エディオンエイデン碧南店 店長 岡本 健一	家電用品(ラジオ、テレビ、懐中電灯、乾電池、冷暖房器具等)	平成23年11月29日
11	碧南市東山町6丁目24番地 株式会社佐藤ホーエー一家電 代表取締役 佐藤 一行	家電用品(ラジオ、テレビ、懐中電灯、乾電池、冷暖房器具等)	平成23年11月29日
12	新潟県新潟市南区清水4501-1 NPO法人コメリ災害対策センター 理事長 捧 賢一	作業関係(軍手、スコップ等) 日用品(毛布、タオル、カイロ等) 水関係(飲料水、ポリタンク等) 冷暖房機器(石油ストーブ等) 電気用品(投光機、乾電池等) トイレ関係(救急ミニトイレ)	平成23年11月29日
13	碧南市玉津浦町3番地 伊藤忠製糖株式会社 代表取締役 葉山 彰	砂糖	平成26年4月1日

資料1 2－3 4 災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書（市対愛知県食品衛生協会衣浦東部支部）

碧南市、刈谷市及び高浜市（以下「甲」という。）と愛知県食品衛生協会衣浦東部支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害又は危機が発生した場合（以下「災害時」という。）における食品の衛生確保等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、食品の衛生確保を図ることにより災害時における被災者への食品の提供による食中毒の防止について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害又は危機）

第2条 この協定の対象となる地震、風水害その他の災害又は危機は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づきそれぞれの甲の災害対策本部が設置された場合

（2）その他前号と類似の災害又は健康危機が発生し、甲が乙の協力を必要とした場合

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務の種類は次のとおりとする。

（1）避難所等での食品の衛生確保に関する衛生指導

（2）避難所等における炊き出しに関する衛生指導

（3）被災者、災害ボランティア、災害応急活動従事者、要援護者等のための救助物資の調達

（4）その他前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（災害救助物資の品目）

第4条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要請）

第5条 甲による要請は、災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協力要請書により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、電話等の通信手段又は口頭（以下「電話等」という。）で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき第3条の業務を実施したときは、災害時における食品の衛生確保等の協力に関する業務実施報告書を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の業務に使用した資機材等の経費は、甲が負担するものとする。ただし、人件費は除くものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、乙の会員が実施した業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。ただし、当該請求は各市ごとに行うこととする。

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第10条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては各防災担当部局の課長、乙にあっては愛知県食品衛生協会衣浦東部支部副支部長とする。

2 甲及び乙は、緊急時における連絡先及び連絡手段等について、協議のうえ別に定めるものとし、これに変更が生じた場合は、速やかにその旨を相互に通知するものとする。

（会員名簿）

第12条 乙は、災害時における円滑な業務の協力が図れるよう、この協定に協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

（相互情報交換）

第13条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進し、また災害時において有効なものとするために、平常時から連絡を密にし、相互に情報の交換を行うものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるも

のとする。

(協定書の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに、甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自
その1通を保有する。

平成24年5月10日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 神 宜 田 政 信

甲 刈谷市東陽町1丁目1番地
刈谷市長 竹 中 良 則

甲 高浜市青木町4丁目1番地2
高浜市長 吉 岡 初 浩

乙 刈谷市大手町1丁目12番地
愛知県食品衛生協会衣浦東部支部
支部長 岡 本 巧

資料 12-35 碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書

碧南市及び塩竈市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第1条 協定市は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 第4条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援を受ける市に派遣された職員が派遣中に負傷し、若しくは疾病にかかった場合若しくはこれらの原因により当該派遣後に障害が残った場合における本人又は派遣中に死亡した場合におけるその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援を受ける市に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（その他）

第8条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、平成24年7月11日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市長それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

平成24年7月11日

愛知県碧南市 碧南市長 神宜田 政信

宮城県塩竈市 塩竈市長 佐藤 昭

資料1 2－3 6 災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国靈柩自動車協会）

碧南市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国靈柩自動車協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害又は危機が発生した場合（以下「災害時等」という。）における遺体搬送の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に遺体搬送を迅速かつ円滑に行うため甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において遺体搬送の支援協力を必要とするときは、乙に対して次条に規定業務を要請することができる。

（要請内容）

第3条 甲は、次に掲げる業務を乙に要請する。なお、業務における活動拠点は、甲が指定する場所とする。

- (1)靈柩自動車による遺体搬送
- (2)遺体搬送に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (3)その他前2号に掲げるもののほか甲から要請のあった業務

（要請の手続）

第4条 甲は、災害時等における遺体搬送支援協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、要請後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときには、遺体搬送を迅速かつ円滑に実施するとともにその状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、特別な理由により前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及びその後の見通しを甲に連絡するものとする。

3 乙は、搬送業務等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（業務完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等における遺体搬送支援協力実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、業務の実施後において速やかに報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、報告後速やかに報告書を乙に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の業務に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、遺族等の要請により乙が第3条に規定する要請内容の範囲を超える協力を行った場合に要する経費は遺族等の負担とする。

（価格の決定）

第8条 甲が前条において負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第9条 乙は、第7条に規定する経費を請求する場合は、積算根拠を添付の上、甲の指定する方法により請求するものとする。

（経費の支払）

第10条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第11条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第12条 この協定の実施に関する甲の連絡責任者は、甲にあたっては碧南市市民協働部防災課長とし、乙の連絡者は一般社団法人全国靈柩自動車協会会長とする。

（職員の同乗）

第13条 甲は、必要に応じ乙が遺体搬送に使用する車両に甲の職員を同乗させができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施するときは、必要に応じて、甲の職員の同乗を要請できるものとする。

（名簿の提出）

第14条 乙は、災害時等における円滑な支援協力が図られるようにこの協定により支援協力できる乙の愛知県靈柩自動車協会の会員名簿（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（守秘義務）

第15条 乙は、遺体搬送の支援協力をを行う場合において知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(通知)

第16条 甲は、災害時等において本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、要請内容に関して重大な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、更に1年間この協定有効期間を延長するものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証として、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各々その1通を保有する。

平成24年7月11日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 祜 宜 田 政 信

乙 東京都新宿区四谷四丁目14番地
一般社団法人 全国靈柩自動車協会
会長 一 柳 錐

資料1 2－37 災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書

(趣旨)

第1条 碧南市（以下「甲」という。）及び○○（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、災害時における要配慮者が避難を必要とする場合、避難施設として社会福祉施設等の使用に関し、災害時における要援護者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（施設の使用の要請及び受諾）

第2条 甲は、碧南市地域防災計画に指定する避難所では、要配慮者の対応が困難な場合に、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請ができる限り受諾するよう努めるものとする。

（施設名称）

第3条 甲が乙に対し協力要請する施設は、△△（碧南市　町　丁目　番地）とする。

（受入対象者）

第4条 受入対象となる者は、碧南市地域防災計画に基づく要配慮者とする。

（手続等）

第5条 甲は、乙に対して第2条の規定により施設の使用の要請をする場合、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受け人の氏名、連絡先等

（3）使用する期間

（避難者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼により避難が必要な要配慮者の避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用、及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

（受入可能人員等）

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第10条 協定の有効期限は、協定締結の日から効力を生じるものとし、当該協定の有効期限は、平成年　月　日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日1か月前までに、甲又は乙のいずれかから協定の更新について意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間を有効期限として協定を更新するものとし、以後同様とする。

（疑義の解決）

第11条 協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成　年　月　日

（甲）碧南市松本町28番地
碧南市長　禰宜田政信

（乙）市　町　丁目　番地
○○

災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定締結者一覧

No.	協定締結者	社会福祉施設名	施設住所及び受入場所	協定締結日
1	碧南市川口町1丁目178番地1 社会福祉法人碧晴会 理事長 堀尾 静	特別養護老人ホーム川口結いの家	住所:碧南市川口町1-178-1 受入場所①:地域集いの部屋(1F) 受入場所②:レクレーションルーム(4F)	平成28年2月1日
2	碧南市鷺林町4丁目109番地1 社会福祉法人愛生館福祉会 理事長 小林 清彦	特別養護老人ホームひまわり	住所:碧南市鷺林町4-109-1 受入場所:地域交流センター(1F)	平成28年2月1日
3	碧南市油渕町3丁目50番地 社会福祉法人長寿会 理事長 二宮 正貴	特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑	住所:碧南市油渕町3-50 受入場所:機能訓練室(1F)	平成28年2月1日
4	半田市椎ノ木町1丁目8番地1 社会福祉法人ダブルエッジジャー 理事長 石川 友次	ふれあい福祉園ガイア	住所:碧南市中山町1-7 受入場所:生活指導室、会議室2室、プレイルーム、廊下の一部(全て2F)	平成28年2月1日
5	半田市椎ノ木町1丁目8番地1 社会福祉法人ダブルエッジジャー 理事長 石川 友次	碧南ふれあい作業所	住所:碧南市中山町1-16-1 受入場所:室内運動場(3F)	平成28年2月1日
6	碧南市相生町4丁目110番地 特定非営利活動法人ハートフルあおみ 理事長 伴 つき子	あおみJセンター	住所:碧南市相生町4-110 受入場所:作業室(1F)	平成28年2月1日
7	碧南市鷺林町4丁目109番地1 社会福祉法人愛生館福祉会 理事長 小林 清彦	碧南市養護老人ホーム	住所:碧南市鷺林町4-109-1 受入場所:集会所・食堂(1F)	平成28年2月1日
8	碧南市向陽町4丁目31番地 医療法人十喜会 理事長 加藤 丈博	デイサービス中山	住所:碧南市中山町6-10 受入場所:大ホール(1F)	令和2年7月10日

資料12-38 災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、碧南市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における廃棄物の収集運搬等の協力に關し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害廃棄物について、甲のみでは収集運搬等を行うことができないと判断したときは、乙に對し協力要請することができる。

（協力に関する指示）

第2条 乙は、前条の協力要請があった場合は、甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬等を行う。

（実績報告書の提出）

第3条 乙は、甲から収集運搬等の終了の連絡を受けた時は、当該収集運搬等に使用した車両等について、実績報告書を甲に提出するものとする。

（費用の請求及び負担）

第4条 甲は、乙が実施した収集運搬等に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、実費相当とし、実績報告書等に基づき、災害発生前の適正な価格を基準として予算の範囲内において甲乙協議して定めるものとする。

（防災訓練）

第5条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成 年 月 日までとする。ただし、

この協定の有効期間満了の日の1か月前までの間に、甲乙いずれかから協定の更新について意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 神谷 進

乙 碧南市 町 丁目 番地
〇〇

災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定締結者一覧

No.	協定締結者	協定締結日
1	碧南市平山町2丁目29番地 衣浦再生資源事業協同組合 代表理事 神谷 進	平成25年3月19日
2	碧南市栗山町3丁目43番地 碧海環境事業協同組合 理事長 石川 信夫	平成25年3月19日
3	碧南市雨池町3丁目17番地 碧南環境衛生株式会社 代表取締役 荻谷 千万基	平成25年3月19日
4	碧南市筈田町3丁目52番地 東海保全株式会社 代表取締役 中根 鞆子	平成25年3月19日
5	碧南市相生町2丁目115番地 株式会社朋栄社 代表取締役 板倉 晃	平成25年3月19日
6	碧南市向陽町3丁目4番地 株式会社ケイシーシー 代表取締役 神谷 昌広	平成25年3月19日
7	碧南市栄町2丁目94番地 株式会社椿クリーン 代表取締役 神谷 領伸	平成29年8月23日

資料1 2－3 9 災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、碧南市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害が発生した場合におけるし尿について、甲のみでは収集運搬等を行うことができないと判断したときは、乙に対し協力要請することができる。

（協力に関する指示）

第2条 乙は、前条の協力要請があった場合は、甲の指示に従い、し尿の収集運搬等を行う。

（実績報告書の提出）

第3条 乙は、甲から収集運搬等の終了の連絡を受けた時は、当該収集運搬等に使用した車両等について、実績報告書を甲に提出するものとする。

（費用の請求及び負担）

第4条 甲は、乙が実施した収集運搬等に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、実費相当とし、実績報告書等に基づき、災害発生前の適正な価格を基準として予算の範囲内において甲乙協議して定めるものとする。

（防災訓練）

第5条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成 年 月 日までとする。ただし、

この協定の有効期間満了の日の1か月前までの間に、甲乙いずれかから協定の更新について意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 神宜田政信

乙 碧南市 町 丁目 番地
〇〇

災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定締結者一覧

No.	協定締結者	協定締結日
1	碧南市雨池町3丁目17番地 碧南環境衛生株式会社 代表取締役 荻谷 千万基	平成25年3月19日
2	碧南市篠田町3丁目52番地 東海保全株式会社 代表取締役 中根 鞠子	平成25年3月19日

資料 1 2－40 西三河災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第5条の2の規定に基づき、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び幸田町（以下「西三河9市1町」という。）において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 大規模災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合には、被災市町以外の西三河9市1町が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は原則として要請市町の負担とする。

2 要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度西三河9市1町が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市町への往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互応援のための窓口は、西三河9市1町の防災担当主管課とする。

2 連絡担当部局は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(共同事業)

第9条 西三河9市1町は、この協定による応援を円滑に行うために、共同して防災対策を行うことができる。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、締結市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、西三河9市1町が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年7月3日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書10通を作成し、各首長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月3日

岡崎市
代表者 岡崎市長 内田 康宏

碧南市
代表者 碧南市長 神宜田 政信

刈谷市
代表者 刈谷市長 竹中 良則

豊田市
代表者 豊田市長 太田 稔彦

安城市
代表者 安城市長 神谷 学

西尾市
代表者 西尾市長 榊原 康正

知立市
代表者 知立市長 林 郁夫

高浜市
代表者 高浜市長 吉岡 初浩

みよし市
代表者 みよし市長 久野 知英

幸田町
代表者 幸田町長 大須賀 一誠

資料1 2－4 1 地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震災害が碧南市内において発生した場合に、甲が乙所属の西三河支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第2条 この協定により、甲が丙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への、応急危険度判定士による安全確認支援
- (2) 震度6弱以上での応急危険度判定における自動参集
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務支援

（応急対策活動業務の基準）

第3条 応急危険度判定士による安全確認支援は「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」により登録された判定士が、「愛知県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

（協力の要請）

第4条 甲は、丙による応急危険度判定士による安全確認支援活動及び建築物の復旧に関する相談業務が必要と認めるときは、丙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
 - (2) 応急危険度判定士による安全確認支援及び復旧の相談業務の実施内容
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文章を提出する。丙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（協力要請の自動発動）

第5条 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、丙は甲から応急対策活動の協力の要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

（報告）

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認支援に従事したときは、施設管理者等に対し報告する。

（補償等）

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙丙協議の上、別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙丙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月25日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 神宜田政信

乙 名古屋市中区栄4丁目3番26号昭和ビル2階
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会長 朝岡市郎

地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定締結者一覧

No.	協定締結者	協定締結日
1	名古屋市中区栄4丁目3番26号昭和ビル2階 公益社団法人愛知県建築士事務所協会 会長 朝岡市郎	平成26年3月25日
2	名古屋市中区栄4丁目3番26号昭和ビル5階 公益社団法人愛知建築士会 会長 佐藤東亜男	平成26年3月25日

資料 1 2 – 4 2 災害に係る情報発信等に関する協定書

碧南市（以下、「甲」という。）とヤフー株式会社（以下、「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、効果的な防災情報の発信及び、甲の行政機能の低下を軽減させるための活動について、甲と乙が互いに協力して行うこととする。

（取組み内容）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲の運営するホームページの災害時におけるアクセス負荷軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 乙は、甲が提供する次の防災情報について、乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するものとする。
 - ア 避難所等に関する情報
 - イ 避難勧告、避難指示等の緊急情報
 - ウ 災害発生時の被害状況、ライフライン情報、ボランティア受入などの情報
 - エ 避難所等における救援物資に関する情報
- 2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4 災害発生時には、第1項各号に記載のない事項についても、甲と乙で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

（費用）

第2条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ポータルサイト以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、この協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第5条 本協定締結の事実及び内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法、内容等について、甲乙別途協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただ

し、当該有効期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図るものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年11月19日

碧南市：愛知県碧南市松本町28番地

碧南市長 神宜田 政信

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学

資料1 2－4 3 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が第2条に定義される地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙が発行する地図製品等の供給、利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災及び減災に寄与する地図の作成を検討及び推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 碧南市全域を収録した乙が発行する住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 碧南市全域を収録した乙が発行する広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙が行っている住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、本協定締結後に甲乙が別途定める時期及び方法により、添付別紙1に定める住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価についても第3条第5項に基づき甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管及び管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ更新版と差し替えることとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管及び管理状況を確認す

することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策並びに災害復旧及び復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次の各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙が別途定める期間及び条件での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める方法により乙に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管及び管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、添付別紙2のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年11月20日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長 神宜田 政信

乙 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号

株式会社ゼンリン中部エリア統括部

統括部長 荒木 康博

資料1 2－4 4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

災害時における廃棄物の処理等に関する協定

碧南市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものという。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に碧南市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるよう、災害時に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いづれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年 5月30日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市

代表者 碧南市長 神宜田 政信

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長 永井 良一

資料 1 2－4 5 災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書

災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と碧南ガス協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、碧南市地域防災計画に基づく災害時におけるL P ガスの供給等に関して、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「L P ガスの供給等」とは、甲が乙に要請した施設等に対し、L P ガスを優先供給することのほか、容器、供給施設、カセットコンロ、その他L P ガスを使用する燃焼機器等の提供を含むものとする。

（要請方法）

第3条 災害時において、甲は、乙に対して文書により、L P ガスの供給等について協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項において、協力を要請する場合は、次の各号に規定する内容について記載すること。

- (1) 要請する項目（要請する物品の種別等）
- (2) 要請物品の数量
- (3) 引渡し場所
- (4) 引渡し日時

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、可能な限り協力に努めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 乙は、L P ガスの供給等に係る運搬及び引渡しについて甲の指示に従うものとする。

2 甲は、L P ガスの供給等を実施する場所を指定するとともに、該当実施場所で納品確認のうえ引き取るものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定により乙が実施したL P ガスの供給等に係る対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用については、災害時直前における適正価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（災害対策本部への派遣）

第7条 乙は、甲から要請があった場合、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣することができるものとする。

(通常時の連携)

第8条 乙は、協会活動を通じて、日常的にLPGガスの備蓄、緊急時対応設備の整備及び防災訓練への参加等協会会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力をを行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から1年以内とする。

2 有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつ保管する。

平成26年8月21日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 祊宣田政信

乙 碧南市志貴崎町六丁目10番地
碧南ガス協同組合
代表理事 新美宗和

資料 1 2－4 6 災害時における応急対策の協力に関する協定

災害時における応急対策の協力に関する協定

碧南市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）は、地震、台風、その他の災害（以下「災害」という。）時における下水道施設（雨水ポンプ場・汚水中継ポンプ場）の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命と財産を守り、安心で安全な生活を保護するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に際し、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

（緊急応急対策の内容）

第3条 前条の応急対策は、乙が当該下水道施設に納入した機械設備とし、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲が管理する下水道施設の被害状況調査及び緊急措置
- (2) 甲が管理する下水道施設の機能確保のための応急復旧作業
- (3) 緊急を要する応急資機材等の調達及び運搬
- (4) その他甲が必要と認める応急対策

（要請の方法）

第4条 甲は、乙に対しその協力を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭等により要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策の日時、場所及び内容
- (2) 応急対策に必要な人員及び資機材
- (3) その他必要事項

（応急対策の実施）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応急対策の協力要請を受けたときは、速やかに必要な人員及び資機材を確保し、甲が行う応急対策に協力するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていない場合は、乙は、自ら協力要請された内容に基づき、応急対策を実施するものとする。

（緊急連絡体制）

第6条 乙は、災害応急対策業務を円滑に実施するため、緊急連絡体制表を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の緊急連絡体制表に変更が生じたときは、速やかに変更後の緊急連絡体制表を甲に提出しなければならない。

（応急対策の完了報告）

第7条 乙は、応急対策が完了したときは、速やかに甲に対し文書により次の各号に掲げる事項について報告するものとする。ただし、文書により報告できないときは、口頭で報告を行い、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策の日時、場所、期間及び内容
- (2) 応急対策に従事した施工業者、現場責任者、作業員及び使用した資機材
- (3) その他必要事項

(費用の負担)

第8条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前時における当該地域の適正価格を基準として算出するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第7条の完了報告により、乙の応急対策が適正と認めたときは、乙の請求により、前条の費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、応急対策に際し、それぞれの責めに帰する理由によりこの協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力の発生及び消滅)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能となった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日 甲 碧南市松本町28番地
市長 補宣田 政信

乙 ○○○○○

No.	協定締結者	協定締結日
1	名古屋市中区栄3丁目17番12号 株式会社日立製作所中部支社 支社長 菊野 仁史	平成26年10月27日
2	名古屋市中区栄2丁目8番12号 株式会社西島製作所名古屋支店 支店長 萱場 治郎	平成26年10月27日
3	名古屋市中区大須1丁目7番11号 新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店 支店長 山田 浩	平成26年10月27日
4	名古屋市中区錦2丁目4番3号 石垣メンテナンス株式会社名古屋支店 支店長 家田 猛	平成26年10月27日
5	名古屋市中区上前津2丁目12番1号—401 株式会社ミヅタ名古屋営業所 所長 上田 哲也	平成26年10月27日
6	名古屋市中区名駅3丁目22番8号 クボタ機工株式会社中部営業所 所長 長濱 励	平成26年10月27日
7	名古屋市中区栄2丁目4番18号 株式会社電業社機械製作所名古屋支店 支店長 金田 克己	平成26年10月27日

資料 1 2 – 4 7 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会碧海支部（以下「乙」という。）は、碧南市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 の業務をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第 3 条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

(1) 甲が開設する被災者相談窓口における相談業務

(2) その他甲又は乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第 4 条 第 2 条の要請は、災害時協力要請書（別紙様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整等に努めるものとする。

（費用負担）

第 5 条 第 3 条の行政書士業務の実施に必要な費用は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第 6 条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間満了前 3 月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年

間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 2月10日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長

赤穂宜田政信

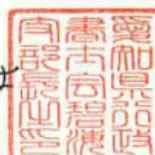


乙 安城市花ノ木町15-14

愛知県行政書士会 碧海支部

支部長

甲原 寛



資料 1 2 – 4 8 災害時の橋梁緊急点検の協力に関する協定書

災害時橋梁緊急点検の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と西三河測量設計研究会（以下「乙」という。）は、災害が発生したとき又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の橋梁緊急点検の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲が管理する橋梁の状況確認のための橋梁緊急点検の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に橋梁緊急点検の協力を必要とするときは、乙に対して橋梁緊急点検協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、橋梁緊急点検について積極的に協力するものとする。

2 乙は、被災状況又は気象条件等により橋梁緊急点検の対応が不可能となった場合は、速やかに甲に状況を報告するものとする。

（橋梁緊急点検の実施）

第4条 乙は、甲の要請により橋梁緊急点検を応諾した場合は、速やかに橋梁緊急点検協力回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）により、甲に対して報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で回答し、事後速やかに回答書を提出するものとする。

2 橋梁緊急点検は、道路巡視により異常の認められた橋梁の被災調査を行い、通行可否及び応急復旧対策等に関する助言等を行うものとする。

3 乙は、前条に基づく橋梁緊急点検を実施した場合は、点検業務完了報告書（様式第3号）（以下「報告書」という。）に実施内容の確認できる書類、別紙1-1及び別紙1-2を添付し、甲に対して報告するものとする。

（支払）

第5条 甲は、乙が実施した橋梁緊急点検の経費（以下「経費等」という。）については、

遅滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、協定の有効期間満了日前1月以内に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年2月24日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長

徳田政作



乙 刈谷市桜町一丁目10番地

西三河測量設計研究会

会長

川澄 功



資料 1 2 – 4 9 消火活動支援及び生活用水確保に関する協定書

災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定書

碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市及び衣浦東部広域連合（以下「甲」という。）と西三河生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における消火活動支援及び生活用水の確保等に関し、甲が乙に対して依頼又は発注をし、乙が承諾又は受注をした場合の取り決めとして次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 災害時において、乙の組合員が保有する大量の水と保有するミキサー車により、消防用水の輸送及び防火水槽への充水作業に係る防災活動への協力並びに生活用水の確保等の支援活動（以下「支援活動」という。）を実施する。

（実施区域）

第2条 支援活動実施区域は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市全域とする。

（支援活動の出動要請）

第3条 甲のうち支援活動を必要とする市又は衣浦東部広域連合（以下「要請市等」という。）が、乙に対して支援活動を要請する場合は、消火活動支援及び生活用水確保等に関する協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、要請市等からの支援活動実施の要請を受けた場合は、要請市等に対し、消火活動支援及び生活用水確保等に関する協力回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）により、要請市等に対して報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で回答し、事後速やかに回答書を送付するものとする。また乙は、出動する場合は速やかに現場責任者を定め、要請市等に氏名・連絡先を報告するものとする。

（支援活動の実施報告）

第4条 乙は、支援活動を行ったときは、作業開始時間、作業終了時間及び支援活動内容等の内訳を書面により、速やかに要請市等へ報告するものとする。

（費用の請求）

第5条 乙は、支援活動の終了後、当該支援活動に要した費用を要請市等に請求するものとする。

（費用の支払）

第6条 要請市等は、前条の規定による請求があったときは、内容を乙と協議の上決定し、その費用を支払うものとする。

（災害補償）

第7条 支援活動において、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労働災害保険により補償する。ただし、乙の支援活動が碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市（以下「協定市」という。）の消防団員等公務災害補償条例による損害補償の対象となる場合は、協定市はこれを補償する。

(協定期間)

第8条 この協定期間は平成30年1月22日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも何ら意志表示がないときは、同一内容で更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

(補足)

第9条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙各署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 1月22日

甲

碧南市 割谷市
市長 祾宜田政信 市長 竹中良則

安城市 知立市
市長 神谷学 市長 林郁夫

高浜市 衣浦東部広域連合
市長 吉岡初浩 広域連合長 祾宜田政信

乙

知立市山町御手洗2番地36
西三河生コンクリート協同組合
理事長 大嶽岩雄

資料1 2－50 災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定書

各種災害時におけるマルチコプター(ドローン)を用いた情報収集及び情報連携に関する協定

(碧南市) (以下「甲」という。)と中部電力株式会社刈谷営業所(以下「乙」という。)は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、各種災害時においてマルチコプターを活用し、迅速な情報収集及び円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。

(2) 「乙の託送供給区域」とは、碧南市内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第百三十二条及び飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第百三十二条の二及び飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

二 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応に協力する。

(情報提供)

第8条 乙は、災害復旧に甲の協力を要すると判断した場合、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲及び乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第11条 損害賠償は次の各号に定めるとおりとする。なお、各号に該当しない損害賠償は、甲及び乙の協議により解決にあたるものとする。

- (1) 甲または乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行う。
- (2) 甲または乙が、第三者に損害を与えた場合、当該加害者に故意または過失があるときは、当該加害者が当該第三者に損害賠償を行う。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲及び乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

- (甲) 碧南市役所 市民協働部 防災課
- (乙) 中部電力株式会社 刈谷営業所 配電運営課

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

二 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲及び乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

平成30年3月28日

甲 碧南市
市長

乙 中部電力株式会社刈谷営業所
所長

資料1 2－51 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市上下水道工事店協同組合）

災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と碧南市上下水道工事店協同組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の復旧工事等の応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、碧南市地域防災計画に基づき、災害時における復旧工事等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に復旧工事等の協力を必要とするときは、乙に対して工事の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、復旧工事等について積極的に協力する。

（要請手続き）

第4条 甲は、災害復旧工事等協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（工事の実施）

第5条 乙は、甲の要請により工事を承諾した場合は速やかに災害復旧工事等協力回答書（様式第2号。以下「回答書」という。）により、甲に対して報告する。ただし、緊急を要するときは、口頭で回答し事後速やかに回答書を提出する。

（支払い）

第6条 甲は、乙が施工した復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）については、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項

については、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、協定の有効期間満了日前1月以内に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年 3月26日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長

永島 伸

乙 碧南市松本町147番地2

碧南市上下水道工事店協同組合

代表理事

長田 義和

資料1 2－5 2 水道施設の災害時における応急措置等の協力に関する協定書

碧南市水道事業（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）は、地震その他の災害時における応急措置等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害、事故等その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が所有する資機材、技術力及び労力を使用し、甲が運営する水道事業の機能を回復するため、応急措置等の業務（以下「業務」という。）の協力をを行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、前条の目的を達成するために業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

2 前項の規定に関わらず、乙が必要と認めたときは、甲に対し自主的に協力の申し出をできるものとする。乙より協力の申し出を受け、甲が業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

（要請手続）

第3条 甲は、前条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにした要望書（参考様式1号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする事項
- (2) 協力を必要とする人員、資機材等
- (3) 協力を必要とする場所
- (4) 協力を必要とする機関及び活動内容
- (5) その他必要な事項

2 甲は、業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供し、業務に従事する者の安全確保に努めるものとする。

（要請に対する措置）

第4条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、特に受託業務上の支援、その他やむを得ない事由のない限り、甲の要請に対する協力に積極的に努めるものとする。

（協力活動）

第5条 乙は、甲の指示に従い、業務を実施するものとする。

2 乙は、本業務を実施するときは、安全に実施するよう細心の注意を払い、二次災害等の事故が起きないよう努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請する業務を実施した場合は、隨時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書（参考様式第2号）により、甲に報告するものとする。

- (1) 活動内容の報告
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故があった場合はその内容
- (7) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙から提出された報告書（様式第2号）に基づき算定し、単価等については甲乙協議の上定めるものとする。

3 前項に定めが無いものや、発生した災害の状況等により、前項によることが著しく不適当と思われるものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

4 費用の支払方法については、費用が発生した時に甲乙協議の上定めるものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、業務の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲または第三者に損害を与えた場合は甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において対処しなければならない。

(補償)

第9条 この協議に基づいて業務に従事した者が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(訓練等)

第10条 乙は、業務を円滑に推進するため、特に営業上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、甲の実施する防災訓練等へ参加するとともに、地域の防災力の強化に協力するものとする。

(連絡責任者)

第11条 本協定に係る甲の連絡責任者は開発水道部水道課長とし、乙の連絡責任者は、〇〇〇とする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議をして定めるものとする。

(協議の期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとする。甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能になった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年 4月 2日

甲 愛知県碧南市松本町28番地
碧南市水道事業
碧南市長・禰宜田政信

乙 〇〇〇〇〇

No.	協定締結者	協定締結日
1	名古屋市中区栄3丁目17番12号 株式会社日立製作所中部支社 支社長 菊野 仁史	平成30年4月2日
2	名古屋市中区大須4-12-8 中立電機株式会社 代表取締役社長 石原 猛	平成30年4月2日
3	名古屋市中区丸の内3-17-10 三愛物産株式会社 代表取締役社長 平井 哲	平成30年4月2日
4	西尾市寺津町五十間南1番地2 幡豆工業株式会社 代表取締役社長 犬塚 宣明	平成30年4月2日

資料 1 2 – 5 3 災害救助物資の緊急調達等に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と DCMカーマ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、被災者等に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は原則甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担及び支払）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成30年11月6日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長 祈 宜 田 政 信

乙 刈谷市日高町3丁目411番地

DCMカーマ株式会社

代表取締役社長 豊 田 芳 行

資料1 2－5 4 災害時における食料品・飲料品等の提供並びに談話室の管理に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）とマルテツフーズ株（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の食料品・飲料品等（以下「食料品等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、碧南市役所庁舎1階食堂（以下「食堂」という。）で備蓄している食料品等の提供並びに碧南市役所庁舎2階談話室（以下「談話室」という。）の管理に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置し、食料品等を必要とするときは、乙に対して食堂等で備蓄している食料品等の提供について協力を要請することができる。ただし、提供する食料品等は、無償で提供するものとする。

2 甲は、災害時に談話室の管理を必要とするときは、協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、食料品等の提供並びに談話室の管理について積極的に協力する。

（協力の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する範囲は、次に掲げるものとする。ただし、食料品については食堂等で米400kgを常時備蓄するものとする。

- （1）お湯の提供が可能となる災害対応型紙カップ式自動販売機の飲料品及びお湯
- （2）ペットボトル式自動販売機の飲料品
- （3）食堂で備蓄している食料品等
- （4）談話室の管理

（要請手続）

第5条 甲は、協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成34年1月31日までとする。ただし、協定期間満了前3月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成30年11月19日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 穂宜田 政信

乙 愛知県知多郡東浦町緒川宗六兵41番地1
マルテツフーズ株式会社
代表取締役 五十嵐 巧

資料1 2－5 5 災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と愛知県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、碧南市内において地震、風水害その他の災害等が発生したとき（以下「災害時等」という。）における棺等葬祭用品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給において必要な手続きについて定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において棺等葬祭用品の供給を必要とするときは、乙に対してその業務を要請することができる。

（要請の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

1 次に掲げる葬祭用品の供給

- (1) 内張り棺（8分厚桐張りを基準とし、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸物白を基準とし、箱覆、骨壺箱、風呂敷等を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) 遺体安置所用防腐剤
- (5) その他遺体を安置するために必要な資材

2 前号(1)から(5)に掲げるもののほか、甲から要請があった事項

（要請の手続）

第4条 甲は、災害時等における棺等葬祭用品の供給協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、優先的かつ、速やかに棺等葬祭用品の供給を実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、特別な理由により、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及びその後の見通しを甲に連絡するものとする。

（業務完了の報告）

第6条 乙は、業務が終了したときは、災害時等における棺等葬祭用品の供給協力実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、業務の実施後、速やかに報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の業務を行うにあたり、乙が要した経費については、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考に、適正価格となるよう、甲、乙協議の上決定するものとする。

（経費の請求）

第9条 乙は、前項に規定する経費を請求する場合は、実績を集計するとともに、積算根拠を添付のうえ、甲の指定する方法により請求するものとする。

（経費の支払）

第10条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第11条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者の選任)

第12条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(災害時の情報提供)

第13条 乙は、供給業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(供給場所)

第14条 第3条の業務における供給場所は、甲が指定する場所とする。

(名簿の提出)

第15条 乙は、災害時等における円滑な供給が図れるよう、この協定により支援協力で
きる乙の組合員名簿（様式第3号）を甲に提出するものとする。

(守秘義務)

第16条 乙は、棺等葬祭用品の供給を行う場合において知り得た個人情報を甲以外の者
に漏らしてはならない。

(通知)

第17条 甲は、災害時等において、本協定に基づく供給が円滑に行われるよう、要請内
容に関して重大な変更が生じたときはその都度乙に通知するものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協
定の有効期間満了の日前1か月以内に、甲乙いずれからもこの協定の解除について何ら
かの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものと
し、以後同様とする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙
協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成31年4月25日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 祣宜田政信

乙 一宮市本町3丁目7番4号
愛知県葬祭業協同組合
理事長 林 晃司

資料1 2－5 6 災害時等における無人航空機による情報収集活動等に関する協定

碧南市（以下「甲」という。）と株式会社 bright（以下「乙」という。）は、無人航空機（以下「ドローン」という。）の出動等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市内において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害等が発生した場合に、被災状況の確認等の情報収集活動等を円滑に実施するため、甲が乙に対しドローンの出動を要請する手続及びドローンの防災活動への活用を図るための必要な事項を定めるものとする。

（出動要請等）

第2条 甲は、災害等が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、無人航空機出動要請書（様式第1号）によりドローンの出動を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭でその出動を要請することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の出動要請を受けたときは、乙において出動が可能と判断した場合には速やかにドローンを出動させるものとする。この場合において、ドローンの出動台数、派遣人数、出動期間及び活動場所については、要請時に甲乙が協議して定めるものとする。

（情報収集活動等の実施）

第3条 乙は、出動要請に基づく情報収集活動等に当たっては、甲の指定する職員の指示に従うものとする。

（情報収集活動等の終了等）

第4条 この協定による情報収集活動等の終了は、甲の指定する職員が情報収集活動等の終了を告げたとき又はドローンによる情報収集活動等が困難又は不可能となったときとする。

2 乙は情報収集活動等を終了したときは、情報収集活動記録報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出する。

（映像データ等の取扱い）

第5条 乙は、第2条第2項に基づく出動において撮影した映像データ等については甲に提出するものとし、甲が承諾したときを除き、第三者に映像データ等を提供しないものとする。

（研究）

第6条 甲乙は、ドローンの防災活動等への活用を図るための研究を相互に推進するものとする。

2 乙は、前項の研究を推進するに当たり、甲から人員の派遣や機材等の貸出について要請があったときには、可能な範囲で協力するものとする。

（訓練等への参加）

第7条 乙は、この協定による情報収集活動等や研究が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 乙は、第2条第2項に基づく出動に要した費用を甲に請求できるものとする。

2 甲が乙に対して支払うべき費用については、甲乙協議のうえ、災害時直前における適正価格をもって決定する。

(補償)

第9条 この協定による乙の出動又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。ただし、損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月以内に、甲乙いずれからもこの協定の解除について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年11月15日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長 神宜田政信

乙 高浜市田戸町5丁目5番地1
株式会社bright

代表取締役 石川皓一

資料1 2－5 7 災害時における相互連携・協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー刈谷営業所（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の管轄する区域（以下「碧南市区域」という。）で地震・洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡態勢の確立）

第2条 甲及び乙は、碧南市区域における災害時には連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定することとする。

（電力供給施設に関する伐採）

第3条 乙は、災害時に、電力供給に支障をきたしている、または、支障をきたすおそれのある公共施設等の樹木の伐採を緊急的に実施することができる。ただし、その伐採は、必要最低限にとどめるものとする。

（施設の電力復旧）

第4条 乙は、碧南市区域において停電が発生した時、電力復旧が迅速に必要となる施設へ、可能な限り優先的に電力の供給を行う。

2 前項の規定に基づく施設及びその優先順位は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定することとする。

（災害発生時における敷地および施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資ならびに機材類の集積所（以下、前進基地という。）として、甲が管理及び所有する公共用地及び公共施設について、甲の可能な範囲において提供を受けることができるものとする。

（停電情報の共有）

第6条 乙は、甲があらかじめ指定した施設の停電情報を、可能な限り甲に提供するものとする。

（停電情報の広報）

第7条 乙は、必要に応じて甲の所有する情報発信設備を活用した市民への周知を依頼できるものとする。

（道路の啓開）

第8条 甲は、乙の災害復旧活動のため、甲の管轄する道路の啓開処置を、可能な限り行う。

（定期的な情報交換の実施）

第9条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施する。

（情報管理の徹底）

第10条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報について、公知の情報を除き、情報管理を徹底する。ただし、事前に甲及び乙の両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第11条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に連携・協力し、安全管理には万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第12条 損害賠償は次の各号による。ただし、次の各号に該当しない補償は、甲及び乙の両者間で協議のうえ解決にあたる。

- (1) 甲(乙)が故意又は過失により乙(甲)の物品を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対し損害賠償を行う。
- (2) 第三者に危害・損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意又は過失がある場合は甲(乙)が賠償を行う。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲及び乙いづれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の解決)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙の両者間で協議のうえ、必要な事項を定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年12月2日

碧南市松本町28番地

甲 碧南市
碧南市長 繩宜田政信

刈谷市大手町4丁目6番地

乙 中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー
刈谷営業所長 稲吉克己

災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- (2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人工費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。
ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長 篠 宜田 政信

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号

公益社団法人愛知県建築士事務所協会

会長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号

公益社団法人愛知建築士会

会長 柳澤 講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号

愛知県土地家屋調査士会

会長 伊藤直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

会長 安田商基

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

(積算基準)

費用負担額=（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

第 号
年 月 日

愛知県知事殿
(団体名 会長 殿)

市町村長 氏名

災害時における家屋被害認定業務の応援要請について

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書第4条第1項（災害時における家屋被害認定業務に関する協定書第3条）の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 必要な人員等の内容

従事人数	従事期間				業務内容等
人	期間	(自)	月	日	
人	期間	(自)	月	日	

(適宜行を追加すること)

3 口頭による要請をした場合の日付

年 月 日

4 その他必要な事項

5 要請担当者

(職名)

(氏名)

(電話番号)

(FAX)

(E-mail)

資料1 2－5 9 災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書

災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書

碧南市（以下「市」という。）と碧南市介護サービス機関連絡協議会（以下「協議会」という。）は、災害時における要介護高齢者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、碧南市内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、市が協議会の協力を得て行う市内の居宅介護サービス利用者の安否の確認及び居宅介護サービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 市内における震度5弱以上の地震及び市が市内において甚大な影響を受けたと判断した自然現象等を原因とする被害をいう。
- (2) 要介護高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者をいう。

（協力）

第3条 協議会は、災害が発生したときは、本協定の目的に賛同する協議会に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、当該事業者の業務に支障のない範囲で市内の居宅介護サービス利用者の安否の確認、居宅介護サービスの提供等を実施するため、市に協力するものとする。

（安否の確認等）

第4条 協議会は、災害が発生したときは、事業者に当該事業所の居宅介護サービスを利用する市内に住所を有する要介護高齢者（以下「利用者」という。）の安否を確認させるものとする。

- 2 協議会は、事業者が前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、当該事業者をして市に報告させるものとする。
- 3 前項の規定による報告は、別記の事項を記載した書類を市が市内に設置する地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）に提出（電子メール又はファクシミリによる送信を含む。）することにより行うものとする。
- 4 協議会は、災害が発生したときは、事業者に、利用者の避難所への避難誘導（救出又及び救助を含む。）をさせるものとする。

（サービス提供）

第5条 市は、前条第2項の規定により報告された内容を取りまとめ、事業者に対して安否確認結果等の情報提供を行うこととする。

- 2 協議会は、前項の規定により市から提供された情報をもとに事業者に居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の居宅介護サービスを速やかに提供させるものとする。
- 3 協議会は、市から要請があったときは、事業者に、市が開設する福祉避難所における居宅介護サービスの提供に協力させるものとする。

（事業者一覧）

第6条 協議会は、事業者の一覧を作成し、市に提出するものとする。

- 2 協議会は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、市に届け出るものとする。

（費用負担）

第7条 市と協議会が協議の上、事業者が実施する第5条に規定する居宅介護サービスに

要した経費（介護保険法第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）は市が負担する。

（災害情報連絡体制の整備）

第8条 市及び協議会は、災害に関する情報の連絡体制を整備するため、当該整備に関する方策について協議し、別途、定めるものとする。

（情報の交換）

第9条 市及び協議会は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務等）

第10条 協議会は、第4条に規定する安否確認等及び第5条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、市及び事業者以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

2 協議会は、前項に規定する個人情報を市の指示する目的以外に、使用し、及び第三者（事業者を除く。）に提供してはならない。

3 協議会は、事業者に対して、前2項の規定に順じた取扱いをさせなければならない。

（協議）

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、市及び協議会が誠意をもって協議し、決定する。

（期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、市又は協議会からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、市、協議会記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年6月25日

（協議会）

愛知県碧南市松本町28番地
碧南市介護サービス機関連絡協議会
会長 斎藤 健

（市）

愛知県碧南市松本町28番地
碧南市長 神宜田政信

資料12-60 災害時における段ボール製品等の供給に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と愛知県紙器段ボール箱工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品等（以下「物資」という。）の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難所の設営等に必要な物資の供給に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（物資の種類）

第2条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボールシート及び段ボール箱
- (2) プラスチック段ボールシート及びプラスチック段ボール箱
- (3) 段ボールパーテーション
- (4) 段ボールベット
- (5) 段ボール簡易トイレ及びプラスチック段ボール簡易トイレ

（要請）

第3条 甲による要請は、救援物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、要請書により要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた時は、可能な範囲内で物資の優先供給に協力するものとし、対応できない場合は、速やかにその旨を連絡するものとする。

（物資の供給等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。ただし乙が被災し、物資の搬送が困難な場合については、両者で協議の上、最良の搬送方法を決定し、その際に、甲は職員をもって要請に係る物資を確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び搬送に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の算出については、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 乙は、要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。甲が請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（平常時の協力）

第7条 平常時においても、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

（連絡責任者）

第8条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、その後についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項について、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和2年12月21日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長 神 宜 田 政 信

乙 名古屋市東区泉一丁目20番12号 MEDIAGE Aichi 4階
愛知県紙器段ボール箱工業組合

理事長 加 藤 直 樹

年 月 日

愛知県紙器段ボール箱工業組合 御中

碧南市長

救援物資供給要請書

災害時における段ボール製品等の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(碧南市連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

年　月　日

碧南市長

愛知県紙器段ボール箱工業組合

救援物資供給完了報告書

災害時における段ボール製品等の供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(愛知県紙器段ボール箱工業組合連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

資料1 2－6 1 災害時における車両貸出および給電等に関する協定書

碧南市(以下「甲」という。)とトヨタカローラ愛知株式会社(以下「乙」という。)は、碧南市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、電動車両等の貸出および給電等(以下「給電業務等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、碧南市内において災害が発生した場合に、乙が提供する電動車両等の貸出および給電業務等について必要な事項を定め、平常時においても電動車両等の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙共に理解釀成に努めることを目的とする。

(給電業務等の内容)

第2条 この覚書における給電業務等は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲から要請のあった場合に、乙の電動車両等を貸し出す。
- (2) 乙店舗を給電場所として提供する。
- (3) 乙店舗にて、乙の車両を使用して給電を行う。

(電動車両等の種類)

第3条 乙が甲に対して貸し出す電動車両等は、次に掲げるものとする。

ハイブリッド車(プラグインハイブリッド含む)、
燃料電池自動車、その他自動車からの外部給電に必要な機器

(給電業務等の要請)

第4条 甲は、給電業務等の要請を、書面(様式1号)で行うものとする。ただし、緊急の場合には電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

(給電業務等の実施)

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けた時は、業務に支障を来たさない範囲で営業時間内に優先的に給電業務等を行うものとする。

(期間)

第6条 給電業務等の期間は、原則1週間程度とし、期間の変更の必要がある場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 給電業務等に要した諸経費については、甲が負担するものとする。

(補償)

第8条 電動車両等の貸出期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 貸与期間中に生じた電動車両等の損害については、甲がその責任を負うものとする。
- (2) 事故等により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙で協議の上、その賠償にあたるものとする。

(自動車保険)

第9条 乙は電動車両等の貸出にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかにその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。この保険の適用を受けるに際しかかる費用については、乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失等によって保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含めて甲の負担とする。

(費用の支払い)

第10条 当事者は、この協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、速やかに相手方に対して支払うものとする。

(訓練等への協力)

第11条 乙は、この協定による目的を達するため、甲が防災訓練等を実施する際には、できる限り電動車両等の貸出に協力するものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙はこの協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式2号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(本協定書の有効期間)

第13条

- (1) 本協定書の有効期間は、令和3年1月28日から令和4年1月27日までとし、甲乙どちらからも更新しない旨の申出がない場合は、1年毎にこれを更新するものとする。
- (2) 甲又は乙は、本協定の内容を変更、或いは終了しようとする場合、本協定期間満了の3ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第14条

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年1月28日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長

禰 宜 田 政 信

乙 名古屋市西区則武新町3丁目9番8号

トヨタカローラ愛知株式会社

代表取締役社長 野 崎 孝

(様式 1 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の供給要請書

トヨタカローラ愛知株式会社 殿

碧南市

給電業務等について次の通り要請します。

担当者	所 属 氏 名 連絡先
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 時 分
貸与を要請する理由	
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種 類 規 格 数 量
貸与を必要とする場所	住 所
貸与を必要とする期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式 2 号)

年 月 日

連絡責任者報告書

相手方 殿

当事者

災害時における車両貸出および給電等に関する協定第 12 条の規定に基づき、次の通り報告します。

(年 月 日現在)

第一順位	所 属 氏 名 連絡先
第二順位	所 属 氏 名 連絡先

資料12－62 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書

愛知県西三河地区10市町（以下「避難受入市町」という。）と静岡県掛川市（以下「掛川市」という。）とは、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における掛川市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難受入市町及び掛川市が原子力災害時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第86条の9の規定及び「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」に基づき行う掛川市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時に、掛川市民の生命若しくは身体を保護するため、避難受入市町へ避難又は一時移転の必要があると認められ、掛川市から受入要請があった時には、避難受入市町は、被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、愛知県と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 避難所の開設等の避難所運営は、掛川市の要請を踏まえて、初動対応（3日程度を目安）は避難受入市町で対応し、できる限り速やかに掛川市に引き継ぐ。

3 掛川市が静岡県を通じて避難受入市町に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難経由所の開設、運営等
- (2) 避難所の開設、掛川市による運営体制に移行するまでの避難所の運営等

4 掛川市は、愛知県及び避難受入市町等の協力を得て、あらかじめ前項の避難所及び避難経由所を把握しておくものとする。

5 掛川市は、静岡県と共に、国や関係事業者、愛知県、避難受入市町と連携して、広域避難に係る避難所や避難経由所の運営等に必要となる人員・物資・資機材などを確保し、避難受入市町の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市町に対する広域避難の受入要請は、法第86条の9第1項に基づき、掛川市が静岡県及び愛知県を通して行うものとする。

2 避難受入市町は、愛知県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

(受入期間)

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市町が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として1か月程度とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び静岡県が調整する。

(避難退域時検査等)

第5条 広域避難を行う掛川市民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び掛川市民の安全・安心のため、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、静岡県が実施する。

(費用の負担)

第6条 避難者の受入に要した費用は、原則として掛川市が負担するものとする。

2 掛川市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第7条 避難受入市町及び掛川市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び掛川市の担当課長とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市町及び掛川市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を11通作成し、各市町が記名・押印のうえ、各1通を所持する。

令和3年1月31日

愛知県岡崎市長 中根 康浩

愛知県碧南市長 繩宜田 政信

愛知県刈谷市長 稲垣 武

愛知県豊田市長 太田 稔彦

愛知県安城市長 神谷 學

愛知県西尾市長 中村 健

愛知県知立市長 林 郁夫

愛知県高浜市長 吉岡 初浩

愛知県みよし市長 小野田 賢治

愛知県幸田町長 成瀬 敦

静岡県掛川市長 松井 三郎

資料1 2－6 3 災害時における協力体制に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）、社会福祉法人碧南市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人碧南青年会議所（以下「丙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、碧南市内における災害時において、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、迅速かつ総合的に支援活動等の協力・連携を行うために必要な事項を定めるものとする。

（連携及び協力）

第2条 丙は、甲及び乙の要請に応じて次の活動を行う。

- (1) 被災者の生活に関する支援・協力
 - (2) 避難所及び被災者への支援物資の供給
 - (3) 災害対応業務の実施及び災害ボランティアセンターを運営するために必要な資機材等の確保が困難な場合、資機材等の確保に関する協力
 - (4) 災害ボランティアセンターを運営するためのスタッフが不足し運営に支障が生じた場合の協力
 - (5) その他、災害時応急活動及び復興活動に関する支援・協力
- 2 甲、乙及び丙がその組織、機能を活用し把握した被災状況やニーズについては、被災者支援に繋げるために、必要な範囲で情報を共有し連携を図ることとする。
 - 3 その他、被災者支援活動を行ううえで協力体制が必要となった場合は、甲、乙及び丙で協議のもと、連携を図るものとする。

（平常時の活動への協力等）

第3条 甲、乙及び丙は、平常時より連携強化を図り、災害時体制に移行した際、円滑に運営ができるよう研修や訓練等に努め、年度毎に情報交換の機会を設ける。

- 2 市外での災害発生時における情報収集、発信及びボランティア活動への支援について、必要に応じ、甲、乙及び丙は相互に協力を求めることができる。

（経費の負担）

第4条 本協定により丙が実施する活動に係る費用は、原則として丙の負担とする。ただし、活動にかかる費用が特段必要な場合には、丙の要望により、甲、乙及び丙間で費用負担割合について誠実に協議する。

(保険)

第5条 丙は、本協定に基づく被災者支援活動を行うにあたり、丙の活動参加者をボランティア保険に加入させることとする。

(守秘義務)

第6条 甲、乙及び丙は本協定に基づく活動等を通して知り得た個人情報等は、情報提供者の許可なく他に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第7条 当事者は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定め、相手方間に報告する。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、この期間が満了する30日前までに甲、乙及び丙それぞれから別段の意思表示がない時は、さらに1年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが署名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

令和3年12月24日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市
市長

乙 碧南市山神町8丁目35番地
社会福祉法人碧南市社会福祉協議会
会長

丙 碧南市源氏神明町90番地 碧南商工会議所内
一般社団法人碧南青年会議所
理事長

資料1 2－6 4 災害時におけるせんべい製品等の供給に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）とスギ製菓株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるせんべい製品等（以下「物資」という。）の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、碧南市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者等に対する物資の供給に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(物資の種類)

第2条 物資の品目・種類については、災害時の被災状況等に応じて、乙が提供可能な範囲とする。

(支援要請の手続き)

第3条 甲による要請は、救援物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、要請書により要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた時は、可能な範囲内で物資の優先供給に協力するものとし、対応できない場合は、速やかにその旨を連絡するものとする。

(物資の供給等)

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。ただし乙が被災し、物資の搬送が困難な場合については、両者で協議の上、最良の搬送方法を決定し、その際に、甲は職員をもって要請に係る物資を確認し、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 本協定により乙が甲に納品した物資の費用及び搬送に要する費用については、原則として乙が負担するものとする。ただし、特段の費用が必要な場合は、乙の要望により、甲乙間で費用負担割合について誠実に協議する。

(連絡責任者)

第6条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、その後についてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項について、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和4年2月7日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長 田政信

乙 碧南市大浜上町3丁目85番地1
スギ製菓株式会社

代表取締役社長 杉浦 敏夫

_____年_____月_____日

スギ製菓株式会社 御中

碧南市長

救援物資供給要請書

災害時におけるせんべい製品等の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

<u>物資の品目・種類</u>	<u>数量</u>	<u>搬送日時</u>	<u>搬送場所</u>	<u>備考</u>

(碧南市連絡担当者)

<u>所属</u>	
<u>職名・氏名</u>	
<u>電話番号</u>	

碧南市長

スギ製菓株式会社

救援物資供給完了報告書

災害時におけるせんべい製品等の供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

<u>物資の品目・種類</u>	<u>数量</u>	<u>搬送日時</u>	<u>搬送場所</u>	<u>備考</u>

(スギ製菓株式会社連絡担当者)

<u>所属</u>	
<u>職名・氏名</u>	
<u>電話番号</u>	

資料 13 様式等

資料 13-1 罹災状況調査票（罹災台帳）

(様式 1)

罹災証明第 一 号

罹災状況調査票（罹災台帳）

		調査日時	年 月 日				
		調査員					
住 所	碧南市 町 丁目 番地			世 帯 主 氏 名			
	(電話 ()))						
災 害 原 因	種 別	<input type="checkbox"/> 台風()号 <input type="checkbox"/> 集中豪雨 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()					
	発生日時	年 月 日 時頃					
	場 所	碧南市 町 丁目 番地					
	備 考						
家 族 状 況	世帯員氏名	続柄	生 年 月 日	性別	職業または 学年	死亡・行方不 明・負傷の別	備 考
		世帯主	年 月 日				
家 屋 被 害	住家の別	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家					
	建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コン	(階建)		
	屋根種類						
	延床面積	m ²					
	被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 一部破損
	特記事項						
工作物被害							
その他被害							
	証明書交付日			年 月 日			

資料 1 3 - 2 罷災証明書交付申請書

(様式 2)

罷災証明書交付申請書

年 月 日

碧南市長殿

申請者 住所

氏名 印

年 月 日の
による罷災について、次
のとおり証明願います。

記

1 罷 災 場 所 碧南市

2 証明書交付理由

資料13－3 罹災証明書
(様式3)

(整理番号)

罹 灾 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年　月　日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。
(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

碧南市長

資料1 3－4 災害情報受信・処理票

(様式4)

災害情報受信・処理票

整理番号	
------	--

発 信 者	住所	町 丁目 番地		受 信 者	日 時	月 日 時 分 受信
	氏名				班名	
	電話				氏名	
情 報 内 容	発生日時	月 日 時 分				
	発生場所	町 丁目 番地				
	情報種別	<input type="checkbox"/> 住家等被災(全半壊等) <input type="checkbox"/> 道路被災 <input type="checkbox"/> 住家等浸水 <input type="checkbox"/> 道路冠水 <input type="checkbox"/> 道路復旧依頼(土木施設管理班処理) <input type="checkbox"/> 排水依頼(本部班or排水班処理) <input type="checkbox"/> 罹災調査依頼(巡回調査班処理) <input type="checkbox"/> 消毒依頼(環境班処理) <input type="checkbox"/> 汲み取り依頼(環境班処理) <input type="checkbox"/> 廃棄物処理依頼(環境班処理) <input type="checkbox"/> その他				
処理依頼先	班	処理依頼日時	月 日 時 分 依頼			
処 理 欄	処理担当班	班	担当者氏名			
	処理日時	月 日 時 分 処理				
	処理の状況	<input type="checkbox"/> 処理済 <input type="checkbox"/> 処理中 <input type="checkbox"/> 処理不可 (応援が必要な場合は必要人員等を記載すること)				

(注)・情報受信者は情報を受信した場合、情報受信票を2部作成(コピー可)し、1部は本部班へ、1部は処理担当班へ提出すること。

- ・情報受信者は処理担当班が複数になる場合、処理担当班全てに情報受信票を提出すること。
- ・処理担当班は情報受信票を受け取った場合、可能な限り速やかに処理すること。また、処理後は情報受信票に処理内容を記載して、本部班へ1部提出すること。
- ・情報受信者及び処理担当者は必要に応じて位置図及び写真等の参考資料を添付すること。

資料 1 3－5　自衛隊災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

碧南市長

部隊等の派遣要請依頼書

災害を○○（災害派遣の種別）するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容（遭難者の搜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

4 その他参考となるべき事項

その他の細部については、○○（碧南市災害対策本部等）において調整する。

（注）

1 「派遣を要請する理由」については、自衛隊災害派遣 3 要件を満たすように記載する。特に「非代替性」を満たしていることを記載する。

自衛隊災害派遣 3 要件

自衛隊に対する災害派遣要請は、次の要件を満たす必要がある。特に「非代替性」が満たされないため災害派遣が得られない場合がある。

「公共性」：災害から人命や財産を社会的に保護する必要性がある。

「緊急性」：状況が切迫していて今すぐにでも救援が必要である。

「非代替性」：自衛隊の派遣以外にほかに適当な手段がない。

2については、具体的に表現することが困難な場合には、「救援活動が終了するまでの間」等の表現とすること。

資料1 3－6　自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書

年　月　日

愛知県知事 殿

碧南市長

災害派遣部隊撤収要請依頼書

災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、　月　日をも
って派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。

資料1 3－7 避難・地震防災応急対応実施状況報告書（市→県）

1 避難・地震防災応急対応実施状況報告書（速報用）

様式1

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	月 日 時 分
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等（該当する番号に○をつけること）
①東海地震予知情報の伝達	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施）
③消防・浸水対策活動	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施）
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施）
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施）
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施）
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施）
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 實施中 ウ 未実施）
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置 2 準備中 3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了 2 半数以上 3 半数未満

備考

(注) 警戒宣言後、1時間以内に県（県民事務所経由）に報告する。

2 避難・地震防災応急対応実施状況報告書

様式2

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 間
機 関 名	氏 名	機 関 名	氏 名	月 日 時 分
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避 難 状 況	①避 難 の 経 過	危険事態、異常事態の 発生状況		
		措置事項		
②避 難 の 完 了	避 難 場 所 名	避難人数・要救護人数	救護、保護に必要な措置等	
地 震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝 達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措 置		
	⑤	応急の救護を要すると認 められる者の救護、保護		
	⑥	施設、設備の整備及び点 検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他 社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食糧・医薬品等の確保、 清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・ 軽減を図るための措置		
	備 考			

(注) 報告時期 様式1による報告後は、本様式により逐次報告するものとする。

- ・①は、危険な事態、その他異常な事態が発生した後直ちに報告
- ・②は、避難に係る措置が終了した後、速やかに報告
- ・③～⑩は、それぞれの措置を実施するために必要な体制を整備したとき報告
- ・その他、経過に応じて逐次報告

資料14 その他

資料14-1 自主防災会の設立状況

名 称	設立年月日	対 象 行 政 区
新川北部第1自主防災会	平成9年4月1日	久沓町、丸山町、六軒町、田尻町
新川北部第2自主防災会	平成9年4月1日	松江町、相生町、相生鶴見町
新川北部第3自主防災会	平成9年4月1日	西山町第1、西山町第2
鶴ヶ崎地区第1自主防災会	平成14年4月1日	山神相生町、山神町
鶴ヶ崎地区第2自主防災会	平成14年4月1日	新川山神町、浅間町、新川篠田町
千福地区第1自主防災会	平成9年4月1日	千福町第1、千福町第2
千福地区第2自主防災会	平成9年4月1日	篠田町第1、篠田町第2、千福浜尾町
千福地区第3自主防災会	平成27年4月1日	千福福清水町、千福堀方町
新川東部第1自主防災会	平成10年4月1日	住吉町、浜尾鶴見町、堀方町
新川東部第2自主防災会	平成10年4月1日	金山町、東山町
道場山区自主防災会	平成13年4月1日	道場山町、宮後町、福清水末広町
天王らくらく自主防災会	平成13年4月1日	天王第1・2・3・4
中山区第1部自主防災会	平成13年4月1日	尾城町、中山町、源氏神明町
中山区第2部自主防災会	平成13年4月1日	中後町、幸町第1、幸町第2、向陽町、植出町
大浜上区第1自主防災会	平成11年4月1日	大浜上町、石橋町第1、石橋町第2、中松町
大浜上区第2自主防災会	平成11年4月1日	羽根町、本郷町、中町上区
大浜上区第3自主防災会	平成11年4月1日	松本町、沢渡町、野田町
大浜中区自主防災会	平成11年4月1日	浜寺町、音羽町、中町中区、作塚町、善明町
大浜下区第1自主防災会	平成10年4月1日	錦町、塩浜町、築山町
大浜下区第2自主防災会	平成10年4月1日	浜田町、西浜町第1、西浜町第2
大浜下区第3自主防災会	平成10年4月1日	伊勢若松町、入船権田町第1、入船権田町第2
大浜下区第4自主防災会	平成10年4月1日	宮町第1、宮町第2、権現町、岬町
塩浜町第2自主防災会	平成17年4月1日	塩浜町第2
川口町自主防災会	昭和58年11月1日	川口町
前浜町自主防災会	昭和59年2月1日	前浜町
棚尾地区北自主防災会	平成12年4月1日	春日町、作塚沢渡町、栗山町
棚尾地区中自主防災会	平成12年4月1日	源氏町、汐田町、志貴町、志貴崎町
棚尾地区南自主防災会	平成12年4月1日	棚尾本町、弥生町、若宮町、雨池川端町
鷺塚地区自主防災会	平成10年4月1日	鷺塚町、鷺林町、旭町
鷺塚住宅自主防災会	平成10年4月1日	鷺塚住宅
西部連合町内会	平成24年4月1日	二本木町、荒子町、笹山町、新道町、緑町、西部城山町
神有区自主防災会	平成8年4月1日	神有町、天神町、池下照光町、南城山町
日進北部自主防災会	平成9年4月1日	鴻島町、伏見町、日進町、流作町、三宅町
日進南部自主防災会	平成9年4月1日	霞浦町、東浦町、平七町、家下
西端地区第1自主防災会	平成9年4月1日	大久手町・半崎1、半崎2、半崎3
西端地区第2自主防災会	平成9年4月1日	上1、上2・3・宮下、上4、上5
西端地区第3自主防災会	平成9年4月1日	下1・2、下3、下4、下5、下6
西端地区第4自主防災会	平成9年4月1日	西荒居1、西荒居2・三度山住宅

第1次非常配備 準備体制

情報連絡活動に警防担当職員が当たるとともに、状況に応じ各班の最小限の人員をもって当るもので、状況により、さらに上位の配備体制に移行できる体制とする。

この配備表に記載されている職員は、下記の状況が発生したときは情報に注意し、出動できる態勢をとる。ただし、農水班、下水道班及び土木施設管理班は独自の判断で出動する。

1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。

(1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報

2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

4 その他防災統轄が必要と認めたとき。

常時待機	情報連絡活動	衣浦東部広域連合通信指令班
状況に応じ出動	本部班	防災課員
	広報班	経営企画課（課長、広報戦略係長）
	農水班	農業水産課（課長、土地改良係）
	土木施設管理班	土木港湾課（課長、係長、港湾河川係）
	下水道班	下水道課（課長、都市下水係（建築課兼務職員を含む））
	消防班	碧南消防署長、副署長

（※必要に応じ、碧南警察署へ連携・依頼）

第1次非常配備 警戒体制

(※必要に応じて災害対策本部設置)

情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の所要の人員をもって当るもので、状況により、さらに上位の配備体制に円滑に移行できる体制とする。

この配備表に記載されている職員は下記の状況が発生したときは、本部から指示のあるまで自宅待機とする。ただし、本部班は、自動的に出動する。また、農水班、土木施設管理班、及び下水道班は独自の判断で出動する。

1 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき

2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。

- (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 (4)高潮警報 (5)暴風雪警報 (6)大雪警報
(7)土砂災害警戒情報

3 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

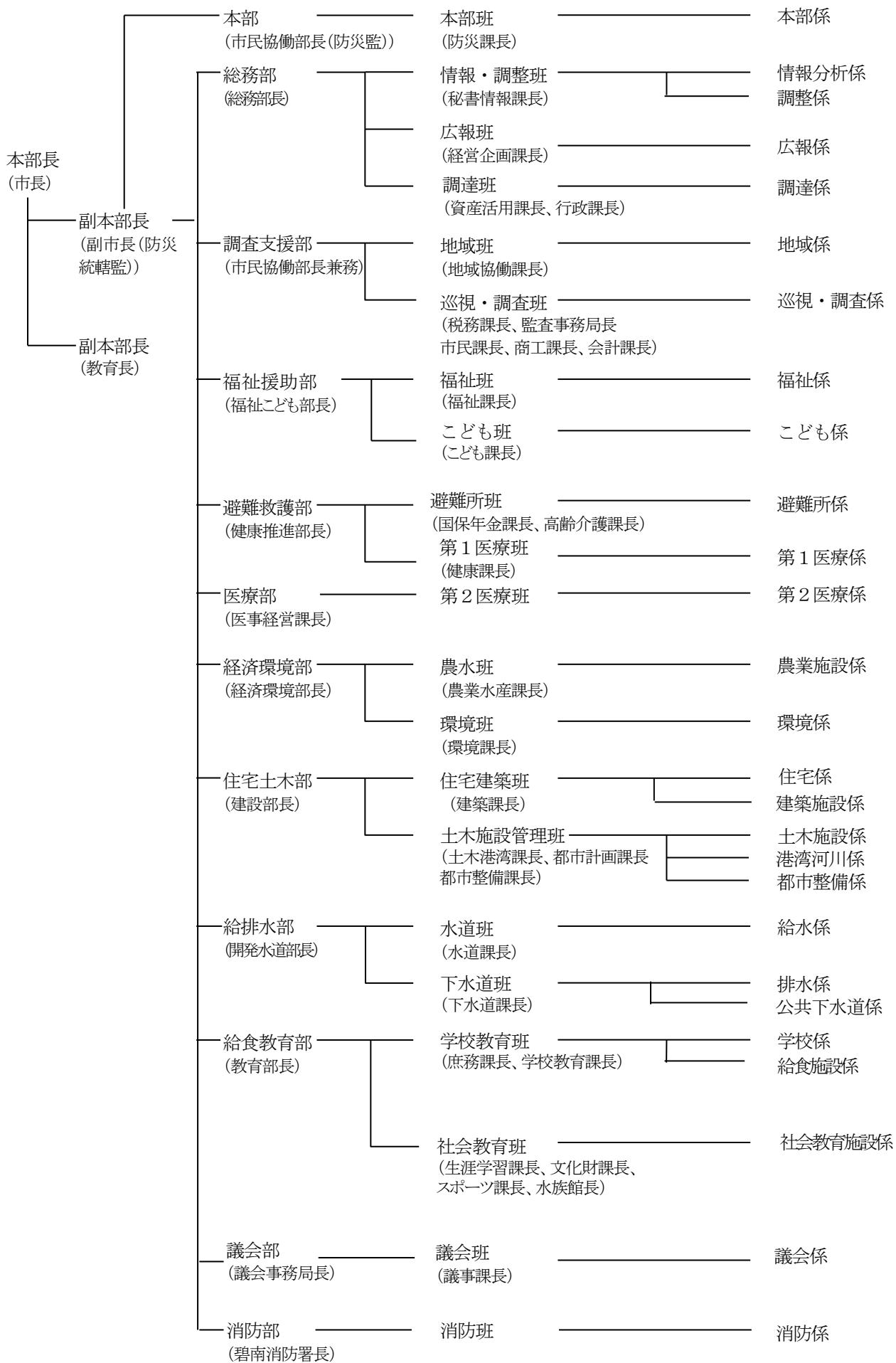
5 碧南市において「震度4」の地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。

6 その他市長が必要と認めたとき。

本部長	副本部長	部(部長)	班(○班長・○副班長)	係(係長・係員)	所掌業務
市長	副市長 (防災統轄監) 教育長	本部 (市民協働部長(防災監))	本部班 (○防災課長)	本部係 (防災課員)	当該配備時に おける部内の 所掌業務 (第3次配備 表参照)
		総務部 (総務部長)	情報・調整班 (○秘書情報課長) 広報班 (○経営企画課長)	情報分析係 (情報システム係長) 広報係 (広報担当各課長)	
		調査支援部 (市民協働部長兼務)	地域班 (○地域協働課長) 巡視・調査班 (○税務課長)		
		福祉援助部 (福祉こども部長)	福祉班 (○福祉課長) こども班 (○こども課長)		
	避難救護部 (健康衛生部長)	避難所班 (○国保年金課長、○高齢介護課長)	避難所係 (医療係長) 避難所35ヶ所	(※必要に応じて開設、 <u>開設員はP6~8のとおり</u> 。)	
		第1医療班 (○健康課長)	第1医療班 (○健康課長)		
	医療部 (医事経営課長)	第2医療班	市民病院の非常配備体制による		
	経済環境部 (経済環境部長)	農水班 (○農業水産課長)	農業施設係 (農業水産課員)		
	住宅土木部 (建設部長)	住宅建築班 (○建築課長)	住宅係(建築課員) 建築施設係(建築課員)		
		土木施設管理班 (○土木港湾課長、○都市整備課長、 ○都市計画課長)	土木施設係、港湾河川係、 都市整備係(土木港湾・都市整備・都市計画各課員)		
	給排水部 (開発水道部長)	水道班 (○水道課長)	給水係 (水道課員)	排水係 下水道課(都市下水係員 (建築課兼務職員を含む)、 公共下水道係員)	
		下水道班 (○下水道課長)			
	給食教育部 (教育部長)	学校教育班 (○庶務課長、○学校教育課長)			
		社会教育班 (○生涯学習課長)			
	議会部 (議会事務局長)	議会班 (○議事課長)			

		消防部 (碧南消防署長)	消防班	衣浦東部広域連合の非常配備体制による	
--	--	-----------------	-----	--------------------	--

碧南市災害対策本部組織図（第2次非常配備）



第2次非常配備 (=災害対策本部設置)

関係各班の所要の人員をもって当るもので、状況により速やかに第3次非常配備に切り替えることができる体制又は切り替える前においても災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。

この配備表に記載されている職員は招集、それ以外の職員については本部から指示のあるまで自宅待機とする。

- 1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- 2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。
 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 (3)高潮特別警報 (4)波浪特別警報 (5)暴風雪特別警報
 (6)大雪特別警報 (7)矢作川氾濫警戒情報
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- 4 碧南市において「震度5弱又は震度5強」の地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。
- 5 その他市長が必要と認めたとき。

本部長 市長

副本部長 副市長（防災統轄監）、教育長

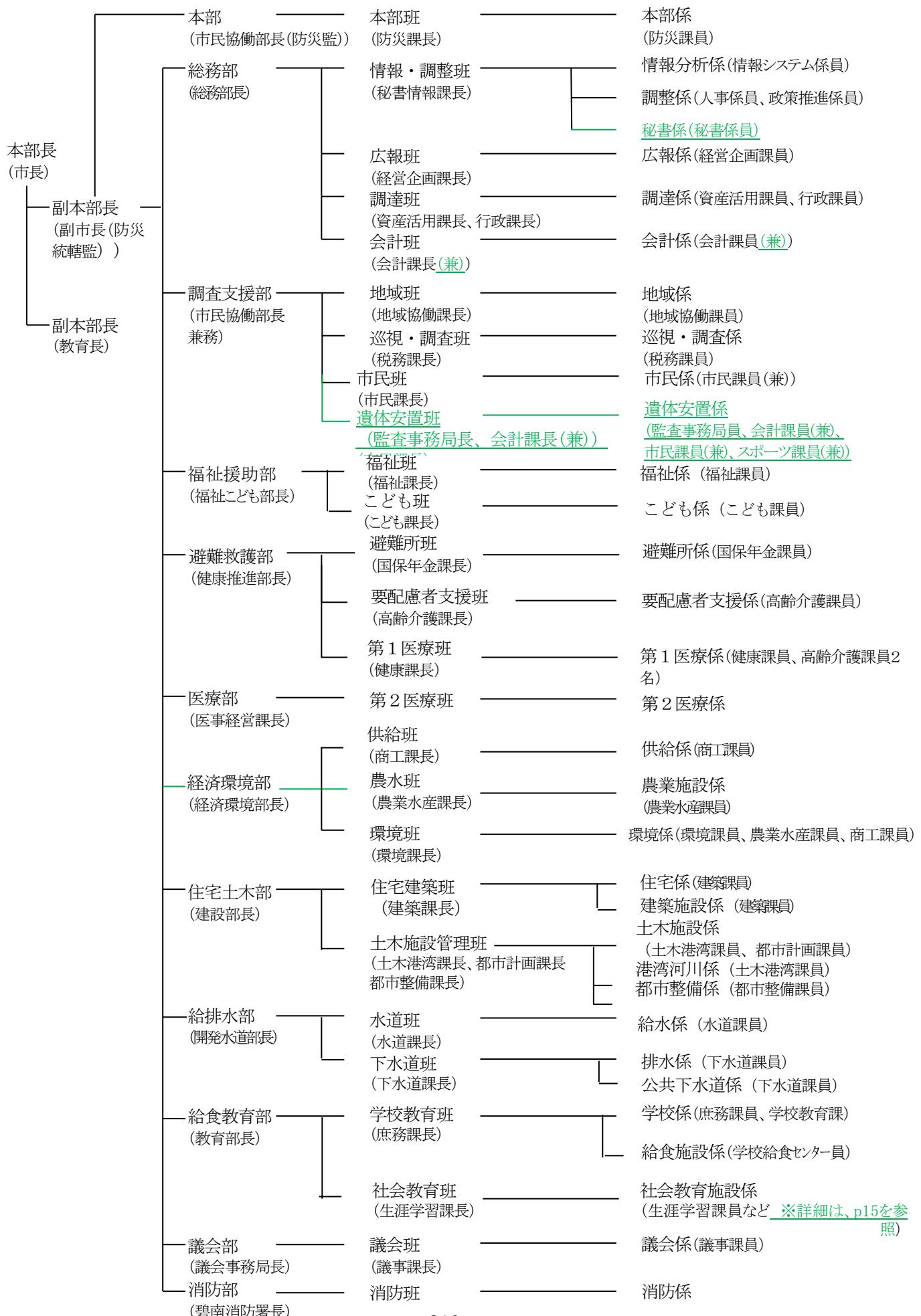
部	班 ○班長 ○副班長	係（係長）	係員	所掌業務	協力機関・団体	
本部 市民協働部長 (防災監)	本部班 ○防災課長	本部係 (防災監視係長)	防災課員	当該班における各担当の所掌業務 (第3次配備表参照)	当該班における協力機関・団体 (第3次配備表参照)	
総務部 総務部長	情報・調整班 ○秘書情報課長	情報分析係 (情報システム係長) (秘書係長) <u>(行政係長)</u>	(総務部) <u>ふるさと応援係長</u> 財政係長 (市民協働部) 地域協働課1名 (福祉こども部) 保護係長 (健東推進部) 地域支援係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 建築課1名 (開発水道部) 管理係長(水) (教育部) 庁務課1名 (議会事務局) 議事係長	/	/	
		調整係 (人事係長)	政策推進係長	/	/	
	広報班 ○経営企画課長	広報係 (広報担当係長)	広報担当係員	/	/	
調査支援部 市民協働 部長兼務	調査班 ○資産活用課長 ○行政課長	調査係 (開発推進係長)	契約検査係長、 (兼)財政係長	/	/	
	地域班 ○地域協働課長	地域係 (地域協働係長)	交通防犯係長	/	/	
	巡視・調査班 ○税務課長 ○市民課長 ○商工課長 ○会計課長 ○監査事務局長	巡回係・調査係 (固定資産税係長) (管理係長)	市民税係長、納税係長、 戸籍係長、市民係長、住民記録係長、 商工観光係長、企業支援係長、会計係長、監査係長	/	/	
	福祉援助部 福祉 こども部長	福祉班 ○福祉課長	福祉係 (社会福祉係長)	(兼)保護係長、発達支援係長	/	/
		こども班 ○こども課長	こども係 (幼保係長)	育成支援係長、指導保育士、指導主事	/	/

避難防災部 健康推進 部長	避難班 ◎国保年金課長 ○高齢介護課長	避難係 (医療係長)	国保係長、年金係長、高齢福祉係長(高)、介護保険係長(高)、地域支援係長(高)、避難所35ヶ所(※必要に応じて開設、 開設員はP5~7のとおり。)	〃	〃
	第1医療班 ◎健康課長	第1医療係 (成人保健係長)	庶務係長、母子保健係長、健康課員 高齢介護課員2名	〃	〃
医療部 医事経営課長	第2医療班	第2医療係		当該配備時における各担当の所掌業務 (第3次配備表参照)	当該配備時における協力機関・団体 (第3次配備表参照)
		市民病院の非常配備体制による			
経済環境部 経済環境部 長	農水班 ◎農業水産課長	農業施設係 (土地改良係長)	農業水産課員	〃	〃
	環境班 ◎環境課長	環境係 (ごみ減量係長)	(兼) 環境保全係長	〃	〃
住宅土木部 建設部長	住宅建築班 ◎建築課長	住宅係 (管理係長)	管理係員	〃	〃
		建築施設係 (建築行政係長)	建築行政係員、建築営繕係長、建築営繕係員	〃	〃
	土木施設管理班 ◎土木港湾課長 ○都市計画課長 ○都市整備課長	土木施設係 (道路係長)	管理係長(土・都計・都整)、道路係員、港湾河川係員、計画推進係員、都計整備係員	〃	〃
		港湾河川係 (港湾河川係長)			
		都市整備係 (都市整備係長)			
給排水部 開発水道部 長	水道班 ◎水道課長	給水係 (工務係長)	(兼) 管理係長(水)、給水業務係長、工務係員、配水管理事務係員	〃	〃
	下水道班 ◎下水道課長	排水係 (都市下水係長)	都市下水係員(建築課兼務職員を含む)、公共下水道係員、管理業務係員	〃	〃
		公共下水道係 (公共下水係長)			
給食教育部 教育部長	学校教育班 ◎庶務課長 ○学校教育課長	学校係 (指導係長)	庶務課員 学校教育課員	〃	〃
		給食施設係 (給食センター長)	給食センター員		
	社会教育班 ◎生涯学習課長 ○文化振興課長 ○スポーツ課長 ○水族館長	社会教育施設係 (生涯学習係長)	生涯学習課員 文化振興課員 スポーツ課員 水族館員 美術館員	〃	〃
議会部 議会事務局 長	議会班 ◎議事課長	議会係 (議事係長)	(兼) 議事係長	〃	〃
消防部 消防署長	消防班	消防係	衣浦東部広域連合の非常配備体制による		〃

(留意事項)

- 各部班等の所掌業務は上記のとおりであるが、これに固着せず部を単位として、弾力的に業務の処理にあたるよう心がけること。
- 各部長、班長の代理をあらかじめ定めておくこと。
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、各部において1週間、本市地域防災計画(「第2編災害予防 第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」)に定める後発地震に対して警戒する措置をとる。

碧南市災害対策本部組織図（第3次非常配備）



第3次非常配備 (=災害対策本部設置)

大規模な災害が発生、もしくは発生する恐れがあるとき、全組織による活動体制をとる。

→全職員招集 (※会計年度任用職員を含む)

※会計年度任用職員は、所属長の判断のもと、参集し、業務に就く。

1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。

2 碧南市に「震度6弱」以上の地震が発生したとき。

3 「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

本部長 市長

副本部長 副市長（防災統轄監）、教育長

部	班 ◎班長 ○副班長	係（係長）	係員	所掌業務	協力機関 ・団体
本部 市民協働部長 (防災監)	本部班 ◎防災課長	本部係 (防災監係長)	防災課員	1 本部員会議の記録及び決定事項の連絡 2 防災行政無線の運用統制 3 自衛隊等の派遣要請 4 自衛隊、警察、消防機関等との連絡調整 5 帰宅困難者への対応 6 災害救助法に基づく総括	
総務部 総務部長	情報・調整班 ◎秘書情報課長	情報分析係 (情報システム係長) <u>1名</u> (総務部) <u>ふるさと応援係長</u> <u>財政係長</u> (市民協働部) 地域協調課1名 (福祉こども部) 保護係長 (健康推進部) 地域支援係1名 (高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 建築課1名 (開発水道部) 管理係長(水) (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長	情報システム係員 <u>1名</u> (総務部) <u>ふるさと応援係長</u> <u>財政係長</u> (市民協働部) 地域協調課1名 (福祉こども部) 保護係長 (健康推進部) 地域支援係1名 (高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 建築課1名 (開発水道部) 管理係長(水) (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長	1 市民からの情報受理及び連絡調整 2 各種情報の分析整理 3 被害状況等のとりまとめ・報告	
		調整係 (人事係長) <u>政策推進係長</u>	人事係員 政策推進係	1 配備職員の把握 2 応援者の受付及び配置計画 3 自衛隊等の受入調整及び救助活動拠点での受入 4 人夫などの雇用	
		秘書係 (秘書係長)	秘書係員1名	1 災害見舞及び調査等の応接 2 本部長等の災害地視察	
	広報班 ◎経営企画課長	広報係 (広報担当係長)	広報担当係員、 <u>1</u> るさと応援係員 <u>2</u>	市民への広報 災害情報の公表 避難命令の伝達 記録写真の取材 報道機関へ情報提供	放送施設 所有団体

	調査班 ○資産活用課長 ○行政課長	調査係 (開発推進係長)	資産活用課員 行政課員	1 災害対策予算編成及び資金運用 2 災害時預託計画の編成、政府機関と調整 3 災害関係の物品の購入及び各種契約 4 市有車両の非常配車及び配員 5 避難住民及び救助用資材の輸送 6 応急復旧の輸送全般 7 車両の調達 8 庁舎・施設等の被害状況の調査 9 災害救助法「要配慮者の輸送」に関する事務 10 食糧の確保供給 11 衣料等生活必需品の確保供給 12 義援物資の受付、配分 13 災害救助法「吹き出しその他による食品の給与」に関する事務 14 災害救助法「被覆、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」に関する事務	
	会計班 ○会計課長	会計係 (会計係長)	会計課員	1 災害に係る出納 2 義援金の受付及び出納	
調査支援部 市民協働 部長兼務	地域班 ○地域協働課長	地域係 (地域協働係長) (交通防犯係長)	地域協働課員	1 ボランティアセンター開設連絡調整 2 ボランティア団体等の支援 3 連絡委員との連絡調整 4 自主防災会との連絡調整 5 町内会加入者の安否確認の情報収集 6 防犯対策	社会福祉 協議会 防災ボランティア連絡会 連絡委員 自主防災会
	巡視・調査班 ○税務課長	巡視係・調査係 (固定資産税 係長) (管理係長)	税務課員	1 市内巡回、被害状況の把握 2 家屋の被害認定調査 3 罹災台帳の作成 4 罹災證明書の発行	
	市民班 ○市民課長	市民係 (市民係長) (住民登録係長)	(兼) 市民課員	1 罹災者の相談、要望、苦情等の受付対応 2 市民の安否確認 3 安否確認システム入力	警察署
	遺体安置班 ○監査事務局長 ○(兼)会計課長	遺体安置係 (監査係長) (兼)会計係長 (市民係長)	監査事務局員 (兼)会計課員 (兼)市民課員 (兼)スポーツ課員	1 衣浦斎園との連絡調整 2 遺体安置所の設置 3 遺体安置所までの遺体の搬送の手配 4 遺体安置所用にシート、毛布、棺、ドライアイス等を調達 5 警察等の行う遺体の身元確認に対する協力 6 遺体の遺族への引き渡し 7 死亡届出の受理、火葬(埋葬)の許可証の交付 8 自己の資力で埋火葬か困難な遺族に現物支給 9 身元不明遺体の対応 10 災害救助法「死体の検索及び処理」に関する事務 11 災害救助法「埋葬」に関する事務	警察署 衣浦斎園
福祉援助部 福祉こども 部長	福祉班 ○福祉課長	福祉係 (社会福祉係長)	福祉課員	1 被災者生活再建支援に基づく調査連絡 2 災害見舞金の支給 3 義援金の配分 4 福祉避難所(障害者施設)との連絡調整(要配慮者支援班と連携)	
	こども班 ○こども課長	こども係 (幼保係長)	こども課員	1 児童福祉施設(幼稚園含む)の応急復旧	
避難救援部 健康推進 部長	避難所班 ○国保年金課長	避難所係 (医療係長)	国保年金課員	1 避難所の開設並びに維持管理 2 避難住民の説得及び収容	自主防災 会
	要配慮者支援班 ○高齢介護課長	要配慮者支援係 (高齢福祉係長)	高齢介護課員	1 要配慮者の避難支援 2 避難行動要支援者台帳の提供 3 要配慮者の安否確認の情報収集 4 社会福祉施設、サービス事業所の被災状況把握 5 福祉避難所(高齢者施設)との連絡調整(福祉班と連携)	自主防災 会 民生委員 児童委員

	第1医療班 ○健康課長	第1医療係 (成人保健係長)	健康課員 高齢介護課員 2名	1 救護所の開設 2 罹災者の医療及び助産 3 医療関係機関との連絡調整 4 死亡の確認 5 伝染病の予防などの防疫活動 6 医薬品、医療器具、防疫資器材の確保配分 7 災害救助法「医療及び助産」に関する事務	医師会 歯科医師会 薬剤師会 赤十字奉仕団 保健所
医療部 医事経営課長	第2医療班	第2医療係		1 罹災者の医療及び助産 2 地域医療の応援 3 死亡の確認	
経済環境部 経済環境 部長	供給班 ○商工課長	供給係 (商工観光係長)	商工課員	1 地域内輸送拠点の設置 2 地域内輸送拠点の管理運営 3 地域内輸送拠点での救援物資等の管理及び分配並 びて配達 4 商工業関係の被害調査	
	農水班 ○農業水産課長	農業施設係 (土地改良係長)		1 農業・漁業用施設の保全及び応急復旧 2 排水路等のごみ類の除去、片付け 3 農業・漁業関係の被害調査 4 諸資材の調達	排水施設 管理責任者
	環境班 ○環境課長	環境係 (ごみ減量係長)	環境課員 商工課1名 農業水産課1名	1 被災地のごみ、し尿等の処理及び消毒 2 医療班に対する防疫活動の協力 3 仮設トイレの設置 4 ペットの処理	医師会 赤十字奉 仕団 保健所
住宅土木部 建設部長	住宅建築班 ○建築課長	住宅係 (管理係長)	建築課員	1 市営住宅の保全及び応急復旧 2 応急仮設住宅の設置 3 応急仮設住宅の入所及び管理 4 災害救助法「応急仮設住宅の供与」に関する事務	
		建築施設係 (建築行政係長)	建築課員	1 公共施設の保全及び応急復旧 2 応急建設資材の調達 3 電気施設の保全 4 臨時電話の架設 5 被災建築物の応急危険度判定活動の実施 6 被災宅地危険度判定活動の実施 7 被災住宅の応急修理の実施（災害救助法第4条 第6号）	建築士会 建築士事 務所協会
	土木施設管理班 ○土木港湾課長 ○都市計画課長 ○都市整備課長 (3 係合同で対 応)	土木施設係 (道路係長) 港湾河川係 (港湾河川係長)	土木港湾課員 都市計画課員 都計整備課員	1 災害による障害物の除去 2 道路、橋梁施設等の保全及び応急復旧 3 街路等の保全及び応急修理に関すること 4 急傾斜地等の保全及び応急復旧 5 道路冠水、がけ崩れ調査等 6 災害応急対策事業労務者の確保 7 諸資材の調達 8 災害救助法「障害物の除去」に関する事務 1 河川、海岸、港湾及び漁港の保全及び応急復旧	警察署 災害復旧 協議会
給排水部 開発水道 部長	水道班 ○水道課長	給水係 (工務係長)	水道課員、配水管 理事事務所員	1 飲料水の確保及び供給 2 応急給水栓の設置 3 配水場の保全及び応急復旧 4 配水管の保全及び応急復旧 5 給水施設の保全及び復旧 6 水道用資器材の調達 7 災害救助法「飲料水の供給」に関する事務	災害復旧 協議会
	下水道班 ○下水道課長	排水係 (都市下水係長)	下水道課員	1 排水路の保全及び応急復旧 2 排水機場の保全及び応急復旧	警察署 災害復旧 協議会
		公共下水係 (公共下水係長)		1 公共下水道の保全及び応急復旧 2 下水道用資材の調達	

給食教育部 教育部長	学校教育班 ○庶務課長 ○学校教育課長	学校係 (指導係長)	庶務課員、学校教 育課員	1 学校施設の応急復旧 2 罹災児童、生徒の学用品の支給並びに授業受け入 れ等 3 災害救助法「学用品の給与」に関する事務	
		給食施設係 (給食センター長)	給食センター員	1 給食センターの応急復旧	
	社会教育班 ○生涯学習課長 ○文化振興課長 ○スポーツ課長 ○水族館長	社会教育施設係 (生涯学習係長)	生涯学習課員 文化振興課員 スポーツ課員 水族館員 美術館員	1 各所管施設の応急復旧	
議会部 議会事務 局長	議会班 ○議事課長	議会係 (兼)議事係長	議事課員	1 議長及び副議長の災害視察に関すること 2 議会の災害対策活動のための情報収集及び連 絡調整に関すること	
消防部 消防署長	消防班	消防係		衣浦東部広域連合警防本部事務分掌による。 概要 1 災害現場情報の把握及び伝達 2 災害の警戒、防ぎよ及び警戒区域の設定 3 避難勧奨及び避難行動指示の伝達及び周知 4 管内の被害状況調査及び報告 5 人命の搜索及び救助保護 6 危険区域の巡回 7 防潮扉、水門、樋門等の操作 8 潟立、水位の巡回及び観測	警察署 海上保安 署 連絡委員 消防団

令和5年2月修正

碧　南　市　地　域　防　災　計　画
—　　　　　　資料編　　　　　—

編集発行　　碧南市防災会議
事務局　　碧南市市民協働部防災課

碧南市松本町28番地（〒447-8601）
電話（0566）95-9874
